茨城県建設リサイクルガイドライン

令和6年3月

茨城県土木部

I 本編

第1章	総 則
1 - 1	目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 - 2	適用範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 - 3	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 - 4	関係者の基本的役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1 - 5	達成基準値について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 8
1 - 6	建設副産物リサイクルの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2章	建設副産物の現状等
2 - 1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 - 2	建設副産物の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
2 - 3	建設副産物実態調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2 - 4	関係法令の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第3章	建設副産物に関するリサイクル原則化ルール
3 - 1	基本的ルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
3 - 2	建設副産物の搬出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
3 - 3	再生資材等の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第4章	建設副産物のリサイクルに関する実施事項
4 - 1	全体体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
4 - 2	各段階における実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	(詳細設計段階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	(積算・発注段階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
	(施工計画・施工段階) ・・・・・・・・・・・・・・・・31
	(工事完了段階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
	T o N.

Ⅱ 関係様式

	各種	リサイクル計画書・実施書等の様式一覧 ・・・・・・・・・・・・・・1
	様式	J-1 リサイクル計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	様式	こ-2 リサイクル阻害要因説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	様式	こ-3 分別解体の通知書(建設リサイクル法)・・・・・・・・・・・・・4
	様式	第二4 再生資源利用計画(実施)書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	様式	こ-5 再生資源利用促進計画(実施)書 ・・・・・・・・・・・・・・・・7
Ш	関係	資料
	1	建設発生土再利用要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	2	茨城県ストックヤード等管理運営要綱及び利用規則・・・・・・・・・・・・・13
	3	建設汚泥再生利用における留意点・・・・・・・・・・・・・・・21
	4	木くず(伐採・伐根材)及び刈草、剪定枝の処理要領及び運用・・・・・・・・27
	5	適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
	6	茨城県建設発生土情報検索システム・・・・・・・・・・・・・37
	7	建設副産物実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
	8	茨城県リサイクル建設資材評価認定制度・・・・・・・・・・・39
	9	茨城県再生砕石需給調査システム・・・・・・・・・・・・・・・44
	10	茨城県建設副産物リサイクル推進協議会等要項・・・・・・・・・・・・・46
	11	令和5年度茨城県グリーン購入推進方針・・・・・・・・・・・54
	12	土壌汚染対策法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
	13	建設発生土の搬出先の明確化等について・・・・・・・・・・・・・・・66
	14	建設汚泥の再生利用に関するガイドライン・・・・・・・・・・・・・69
	15	ストックヤード優先利用モデル工事 (試行) 実施要領・・・・・・・・・・79
	16	一般廃棄物溶融スラグ入り建設資材の積極的な活用について・・・・・・・・81
IV	参考	; ;
	建設	: 工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)・・・・・・・・・1
	茨城	は県における建設工事に係る資材の再資源化等に関する指針・・・・・・・・・29
	茨城	は県の建設副産物等の状況及びリサイクル状況・・・・・・・・・・・・・43

第 1 章 総 則

第1章 総 則

1-1 目 的

「茨城県建設リサイクルガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) は、循環型社会形成と環境負荷の削減を目指し、茨城県土木部が発注する全ての建設工事(以下「工事」という。) における副産物の発生抑制、再使用、再資源化の促進及び適正処理の推進を実現するため、計画設計段階から工事完了まで一貫したリサイクルシステムの構築に資することを目的とする。

1-2 適用範囲等

1. 適用範囲

ガイドラインは、工事について適用することとし、発注者のみならず、設計を受託する業者(以下「設計受託者」という。)や工事を受注する業者(以下「工事受注者」という。)など工事の関係者に対しても遵守を求めるものとする。なお、市町村及び県関係機関(外郭団体等)の発注する建設工事については、「茨城県建設副産物リサイクル推進協議会」及び関係連絡協議会等の活動を通じて、土木部発注の工事と同様に取り組むよう働きかけて行くものとする。

2. 位置付け (図-1参照)

ガイドラインは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)などの関係法令及び「建設リサイクル推進計画 2020 (国土交通省)」(以下「推進計画」という。)に基づき策定するものであり、推進計画と県が定める各種基準類の中間に位置するものである。

なお、ガイドラインで定めるリサイクル原則化ルールや実施事項について、具体的な 運用を定める必要がある場合は、各種基準類に反映していくものとする。

また、本ガイドラインは、法令等による遵守事項やこれまで本県が公共工事のリサイクルに関して決定してきた基準及び通知等の内容を踏まえて策定するものである。

1-3 基本的な考え方

次に掲げる各号により建設副産物のリサイクルを総合的、かつ適切に実践するものと する

- (1)建設副産物の発生抑制に努めること。
- (2) 発生した建設副産物の再使用及び再資源化・再生資材利用を促進するため、現場分別に努めること。
- (3) 建設副産物のうちコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再使用、再資源化を行うこと。また、その他の建設副産物については、再使用、再資源化及び減量化に努めること。
- (4) 建設副産物の適正な処理を徹底すること。
- (5) 資材を使用する際には、環境への負荷が少ない再生資材の率先使用に努めるものと する。(茨城県リサイクル建設資材評価認定制度、グリーン購入推進方針)

1-4 関係者の基本的役割

1. 発注者の責務

発注者は、基本的な考え方に基づき、設計、積算、施工の各段階における取り組みを 促進するとともに工事受注者等への指導の徹底を図るものとする。また、建設副産物対 策のための必要な条件明示及び適正な経費を計上しなければならない。

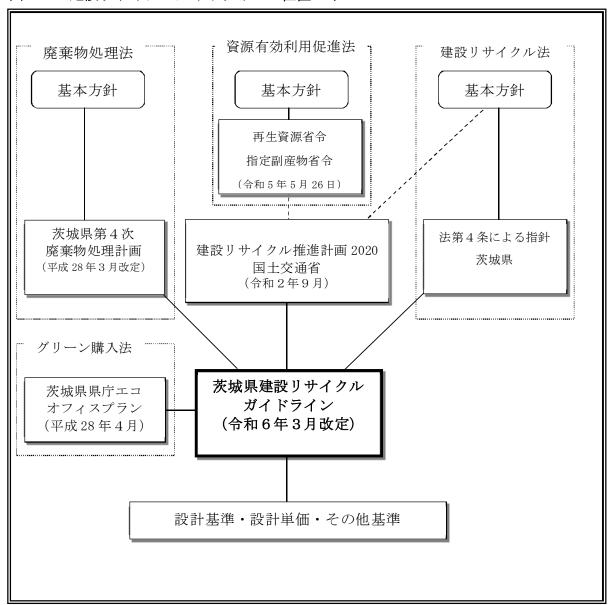
2. 設計受託者の責務

設計受託者は、工事の計画及び設計にあたって、建設副産物の発生抑制及び再使用・ 再生資材利用の促進に努めるものとする。

3. 工事受注者の責務

工事受注者等は、自らの責任において建設副産物の発生抑制、現場分別、再使用、再 資源化及び減量化を推進すると伴に適正処理の徹底に努めるものとする。

図一1 建設リサイクルガイドラインの位置づけ



1-5 茨城県の達成基準値について

「茨城県建設リサイクル推進計画 2016」の中間目標 (2018 年度) については、建設発生木材を除いて目標を達成している。また、茨城県の 2020 年度の目標値についても建設発生木材と建設混合廃棄物を除いて目標を達成している。未達成の項目については、過去の再資源化率等の推移から、2020 年度の目標値を達成できると考えられる。

一方、国土交通省においては、今回の推進計画策定より、地方版については施策について独自色を出しつつも内容を大幅に簡略化し本省版に統廃合された。また、県では 2018 年の国の目標値をほぼ達成していることから、今後、本県においては、県の推進計画に代えて、関東地方の達成基準値を目標値とする。なお、すでに達成基準値を満たしている品目については、引き続き維持に努めるとともに、未達成の項目についてはリサイクルを促進し、目標値の達成を目指していく。

(2) リサイクル率等の達成基準値

			国	茨城県			関東地方	全国 (参考)
	対象品目		2018 年度	2018 年度	2020 年度	2018 年度	2024 年度	2024 年度
			目標値	目標値(中間)	目標値	実績値	達成基準値	達成基準値
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	99%以上	100%	99%以上	99%以上
	アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上	99%以上	100%	99%以上	99%以上
	建設発生木材 (縮減含む)	再資源化· 縮減率	95%以上	98%以上	98%以上	94.1%	99%以上	97%以上
	建設汚泥	再資源化・ 縮減率	90%以上	90%以上	90%以上	97.5%	95%以上	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	2.3%以下	2.1%以下	2.2%	3.5%以下	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化・ 縮減率	96%以上	97%以上	97%以上	98.7%	98%以上	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	80%以上	80%以上	87.2%	85%以上	80%以上

【各建設副産物の再資源化等状況の算出方法】

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊: 再資源化率=(再使用量+再生利用量)/搬出量
- ・建設発生木材(縮減含む): 再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+熱回収量+縮減量(焼却による減量化量))/搬出量
- ・建設汚泥(縮減含む) 再資源化・縮減率= (再使用量+再生利用量+縮減量(脱水等による減量化量))/搬出量
- 建設発生土有効利用率:建設発生土有効利用率=(現場内利用量+工事間利用等+適正に盛土された採石場跡地復旧や 農地受入等を加えた有効利用量)/建設発生土発生量

1-6 建設副産物リサイクルの推進体制 (建設副産物リサイクル推進協議会)

1. 推進体制の体系図

茨城県建設副産物リサイクル推進協議会

会長 土木部長、国1、県8、市6、民間19団体

建設副産物リサイクル推進検討委員会

※推進協議会:建設工事から発生する建設副産物の適正なリサイクルの

促進を官民一体でリサイクルを推進する機関 (関係資料10の1参照)

※検討委員会:民間有識者と会長選任の推進協議会メンバーで検討課題のた

めの具体的検討を行う機関

幹 事 会

幹事長 検査指導課長、国7、県34、市6、民間19団体

※幹事会:建設副産物の適正なリサイクルを円滑に推進するための協議会

の補佐機関(関係資料10の1参照)

行 政 部 会

部会長 検査指導課長 行政40

※行政部会:公共工事に関する建設副産物の適正なリサイクルを円滑に

推進するための協議会の補佐機関 (関係資料10の2参照)

地域連絡分科会

(12 土木等事務所管内)

連絡調整会議

(5事務所管内別)

※地域連絡分科会:建設副産物に関する地域的事項を把握し、具体的な調査・処理対策を図る機関

※連絡調整会議 : 地域連絡分科会相互及び関係機関との情報交換・連絡調整を行う会議

地域連絡分科会の役割(関係資料10の3参照)

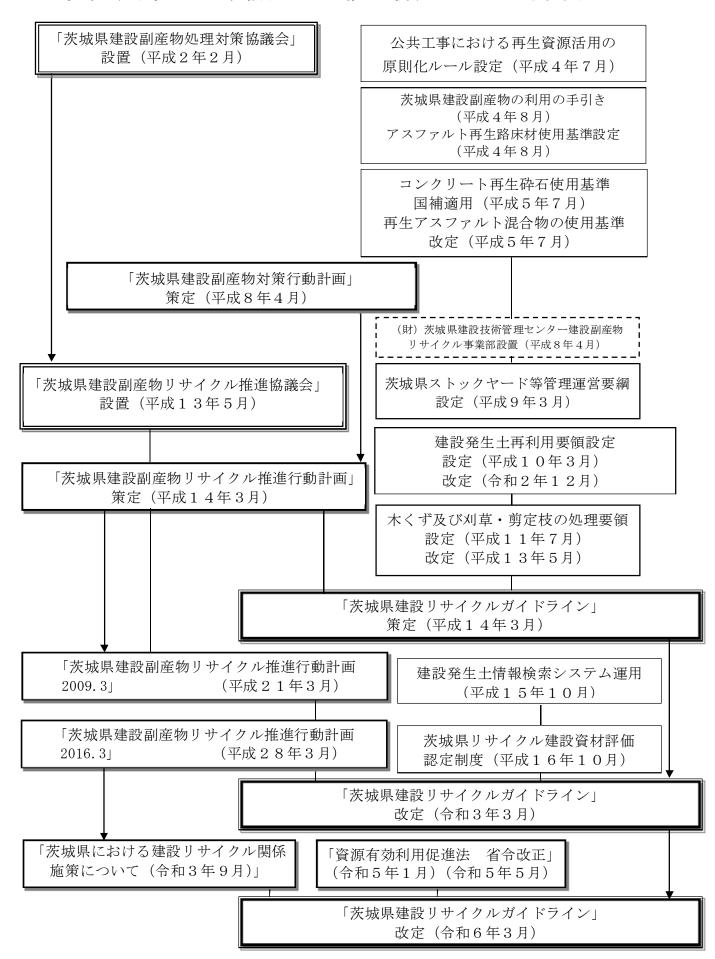
(1) 主な活動内容

各土木等事務所の建設リサイクル推進員が中心になって、(2)に掲げる所掌事務の推進や「幹事会」や「行政部会」での議題等に関して分科会構成員への連絡調整を行う等、建設副産物リサイクルの円滑な推進を図っていくものである。

(2) 所掌事務

- ・推進協議会の協議事項等の連絡調整に関すること。
- ・建設副産物の発生量の調査に関すること。
- ・再生資源の利用の推進等に関すること。
- ・建設副産物リサイクル施設の利用の推進等に関すること。
- ・建設副産物の工事間利用の調整に関すること。
- ・建設副産物の利用を調整するための施設 (ストックヤード・受入地等) 用地確保の ための調査及び渉外に関すること。
- ・その他、建設副産物のリサイクル対策として必要な事項に関すること

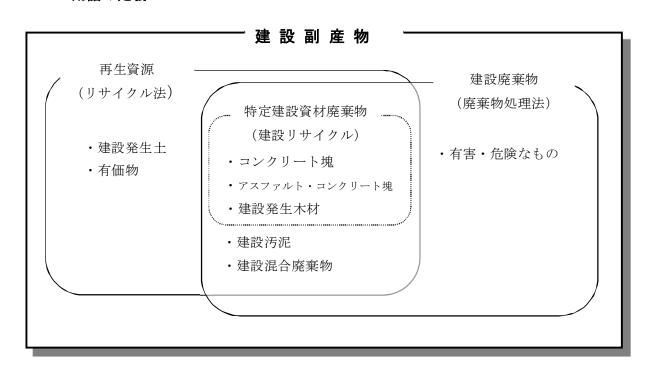
参考:茨城県における建設リサイクル推進に関するこれまでの取組状況



第2章 建設副産物の現状等

第2章 建設副産物の現状

2-1 用語の定義



建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品をいう。具体的には、建設廃棄物及び建設発生 土等をいう。

建設廃棄物

建設副産物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号 以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃棄物に該当するものを いう。代表例として、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木 材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、紙くず、廃プラスチックなどがある。

再生資源

建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるものをいう。

再使用

現場内や工事間で建設副産物をそのまま使用することをいう。(リ・ユース)

再資源化

建設副産物を建設工事等の資材、材料又は原料としてできるようにする行為をいう。

建設副産物実態調査(センサス)

建設リサイクルに関する政策立案に必要なデータの把握のため、全国規模の調査として、建設省(現、国土交通省)が平成7年度よりおおむね5年毎に実施している調査であり、民間を含む建設工事について、建設副産物の品目別の排出量や再利用率等を調査し、結果が公表されている。

※実施年度:平成7年度、12年度、14年度、17年度、20年度、24年度、30年度

建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られる発生する土砂をいう。

建設発生木材

建設工事に伴い発生する木くずをいう。具体的な例では、建築解体工事での廃木材、 建築新築工事での木質材料の端材、木製型枠材、土木工事における伐採木、伐根材があ る。

建設汚泥

建設汚泥とは、港湾、河川等の浚渫土、泥水等を使用しない掘削泥土以外であって、 建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細で泥 状のものをいう。

また、粒子が直径 7 4 ミクロンを超える粒子を概ね 9 5 %以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態(注 1)ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点(注2)で行うものとする。

- (注1) 泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態は土の強度で示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/㎡以下又は、一軸圧縮強度がおおむね50kN/㎡以下である。しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として扱う。
- (注2) 掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、 発生した掘削物を元の土砂と水とに分離する工程までを掘削工事としてとらえ、 この一体となるシステムから排出される時点で判断する。

建設混合廃棄物

建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの(金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等が)が混在したものをいう。

(「建設廃棄物処理指針」(厚生省監修、H11.4より)

減量化

脱水、乾燥、焼却等の中間処理を行い、建設副産物の重量又は容積を減らすことをいう。

再生資材

建設資材のうち、その原材料の一部及び全部に廃棄物を用いたものいう。

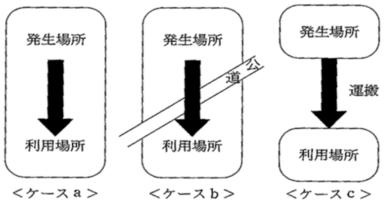
自ら利用

「自ら利用」とは、産業廃棄物の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの を占有者(注1)が使用することをいう。

(注1) 占有者とは、産業廃棄物の排出事業者であり、建設汚泥の場合は一般には建設汚泥が発生する工事の工事受注者である。したがって、同一発注者の工事であっても工事受注者が異なる他現場(他工区)での利用は「自ら利用」に該当しない。

一方、同一工事受注者が「自ら利用」する場合は、利用工事及び利用場所については廃棄物処理法上は特段の制約はない。「自ら利用」における発生場所と利用場所の関係を次図に示す。発生場所が同一敷地内での利用<ケースa>のみならず、公道を挟む隣接する敷地内<ケースb>や、発生場所以外の工事<ケースc>でも「自ら利用」が可能である。ただし、改質前の建設汚泥を運搬する場合には、産業廃棄物としての取扱いが必要となる。また、発生工事と利用工事の発注者が異なっていても発生工事受注者と利用工事受注者が同一であれば発注者の承諾を得て「自ら利用」が可能である。

ただし、「自ら利用」は「有償売却」に比較して「有用物」(有価物たる性状を有する もの)であることの客観的な証明は難しいので、その利用が産業廃棄物の不適正な処分 と見なされないよう、必要に応じて都道府県等の所管部局に連絡することが必要であ る。



なお、茨城県におけるケース b、ケース c の取り扱いついては、廃棄物規制課に確認のこと。

有償売却

「有償売却」とは、占有者が引取者へ副産物またはそれを処理したものを渡し、占有者が引取者より売却代金を受け取ることをいう。「有償売却」されるものは、廃棄物ではないことから、廃棄物処理法の適用を受けないこととなる。

ただし、形式的、脱法的な「有償売却」(売却代金の他に高額の運搬費を設定し、購入者が結果的に利用を得るような場合など)は廃棄物の「処理」として取り扱われ、廃棄物処理法違反となる場合がある。また、「有償売却」できる有価物と称して、売却の決定していないものをストックヤードに貯蔵(仮置き)してはならない。このような行為についても廃棄物処理法やその他法令の違反となる場合がある。

このようなことから、「有償売却」できるものとは、「自ら利用」の場合と同様、その利用用途に応じた適正な品質を有するものでなければならない。

再生利用指定制度

「再生利用指定制度」とは、「廃棄物処理法」において、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにした制度である。

「再生利用指定制度」には、個別指定制度と一般指定制度がある。

① 個別指定制度

指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で再生利用業者を指定する制度。再生利用業者には、「再生輸送業者」と「再生活用業者」があり、建設工事において発注者、工事受注者とも異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする発注者又は工事受注者が再生活用業者となり得る。

②一般指定制度

都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若 しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定する制度。

(「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省)

建設汚泥の「再生利用認定制度」

再生利用認定制度とは、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度で、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要とすることにより、再生利用を容易に行えるようにする制度である。

この制度の廃棄物として建設汚泥が指定されている。指定の条件は次のとおり。

①対象建設汚泥

シールド工法もしくは開削工法を用いた開削工事、杭基礎工法、ケーン基礎工法もしくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの。

②利用場所及び用途

スーパー堤防の築造材(地表から1.5 m以上の深さの部分に用いられるものに限る)

③有害物等

有害物の溶出基準値は、土壌環境基準と同様。ただし、試験方法は、産業廃物に含まれる金属等の検定方法によることになっている。

4)強度

コーン指数が $400 \, k \, N / m^2$ 以上または一軸圧縮強さが $100 \, k \, N / m^2$ 以上。これは、高規格堤防の盛土材として必要な強度として決定されたものである。

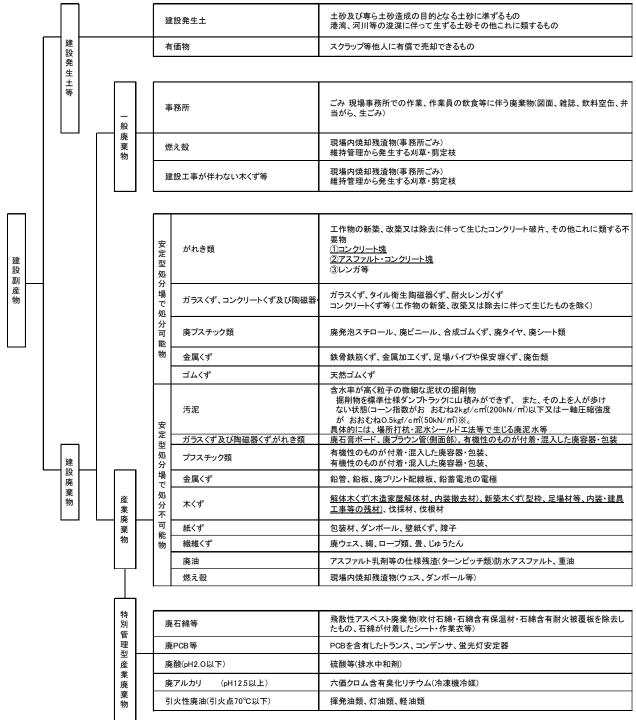
⑤その他

スーパー堤防の築造材として必要な品質が確保されていること。

産業廃棄物多量排出事業者

廃棄物処理法第12条第9項に基づき、その事業活動に伴い、前年度の産業廃棄物の 発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者。

2-2 建設副産物の種類



2-3 平成30年度 建設副産物実態調査の結果

平成30年度建設副産物実態調査結果について(茨城県版)

1. 調査目的等

- (1) 建設副産物実態調査は、国土交通省が建設副産物対策の具体的な政策立案に必要な排出量や再資源化等の動向に関する実態を把握するため、全国の建設工事(公共土木工事,民間土木工事,建築工事)を対象に、平成7年度、平成12年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成24年度、平成30年度と実施している。
- (2) 対象工事は、国、県、市町村等の公共工事と電力、ガス、電信電話、JR等の民間 公益工事、建築業協会、日本土木工業協会、日本木造住宅産業協会、各都道府県建設 業協会等の民間工事。

2. 調査結果

(茨城県の公共、公益、民間工事を合わせた値)

茨城県	H14年度	H17年度	H20年度	H24年度	H30年度	2024年度
	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成基準値
アスファルト・コンクリート 塊の再資源化率	99. 5%	99.6% 関東平均 99.0%	99.6% 関東平均 98.5%	99.2% 関東平均 99.7%	1 OO% 関東平均 99.9%	99%以上
コンクリート塊の再資源化 率	99. 4%	99.0% 関東平均 98.7%	99.5% 関東平均 97.3%	99.0% 関東平均 99.5%	100% 関東平均 99.8%	99%以上
建設発生木材の再資源化率 (縮減除く)	59. 7%	72.7% 関東平均 68.9%	92.9% 関東平均 79.1%	92.1% 関東平均 92.3%	-	_
建設発生木材の再資源化等 率(縮減含む)	92. 8%	94.8% 関東平均 93.4%	97.7% 関東平均 89.4%	97.7% 関東平均 95.8%	94.1% 関東平均 98.3%	99%以上
建設汚泥の再資源化等率	60. 7%	94.7% 関東平均 74.8%	92.2% 関東平均 85.1%	83.4% 関東平均 81.9%	97.5% 関東平均 97.9%	95%以上
建設混合廃棄物の 排出量・排出率	7.2万沙	2.6万沙	4.0万沙	5.6万 シ 2.5%	3.8万 2.2%	3.5%以下
建設廃棄物の再資源化等率(全 体)	89. 3%	97.0% 関東平均 91.0%	97.2% 関東平均 93.7%	96.5% 関東平均 95.4%	98.7% 関東平均 97.9%	98%以上
利用土砂の建設発生土 利用率	55. 1%	54.9% 関東平均 70.7%	86.7% 関東平均 78.6%	— 関東平均 91.0%	87.2% 関東平均 80.4%	85%以上

3. 今後の取組

(1) コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

再生利用が進み、ほぼ全量が再資源化されている状況である。引き続き、アスファルト・コンクリート塊は、アスファルト合材へのリサイクルを優先する。また、砕石については、再生砕石が利用できる工種においては、再生材を原則利用する。なお、県工事においては、「再生砕石需給調査システム」の運用などで再生材の調達を積極的に推進していく。

(2) 建設発生木材

建設発生木材の再資源化・縮減率のうち、民間土木が93.6%、新築・増改築が85.2% と再資源化率が低いため、今後、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会を通じてリサイクル を促進していく必要がある。

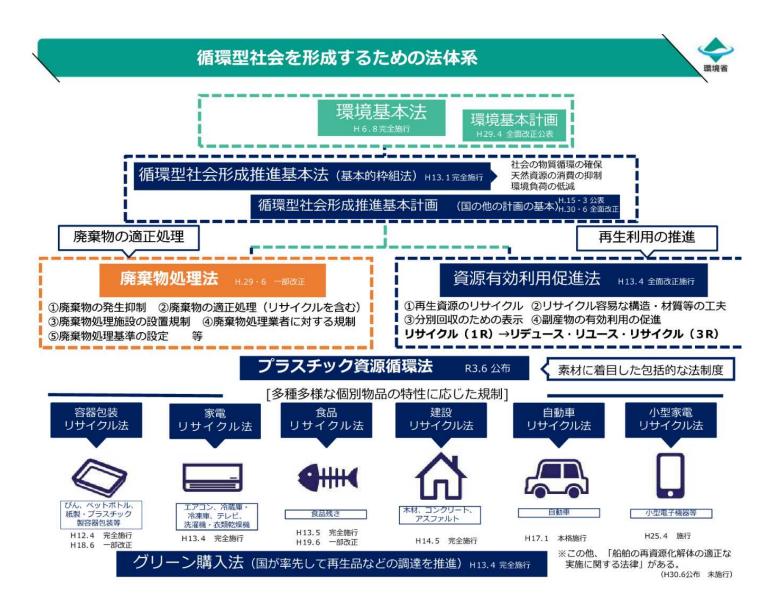
(3)建設発生土

建設発生土については、発生現場内や他の建設工事等において有効に利用されている一方で、内陸受入地搬出24%を工事間利用できていないため、「茨城県建設発生土情報検索システム」の積極的な運用とストックヤードの活用などで建設発生土の有効利用を引き続き推進していく。

2-4 関係法令の概要

1. 建設リサイクル関係法体系

平成12年の第147回通常国会では、「循環型社会」構築のため、基本的な枠組みとしての各種 法律の制定と改正が行われた。この際、6本の法律が制定又は改正され、これまでに制定され た法律と一体的に運用することにより循環型社会の形成に向けた取組が進められることとなっ た。



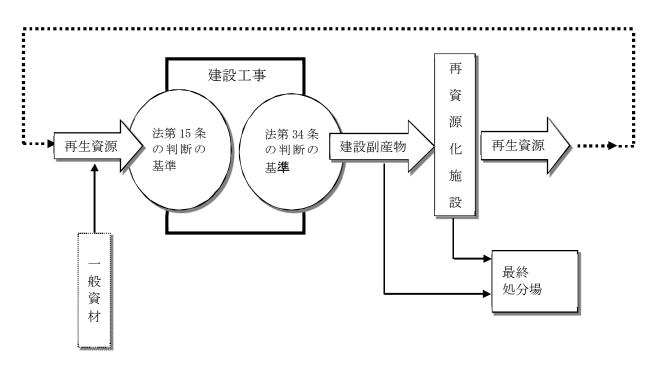
出展:環境省ホームページより

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

(1) 法律制定の経緯及び体系

資源有効利用促進法は、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため建設省、通商産業省等7省庁が共同で国会に提出、平成3年4月26日に公布され、平成3年10月25日から施行された。また、平成12年の法改正では、従来のリサイクルに加え、リデュース、リユースを加えたものとして、名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)と改め、平成12年6月7日に公布された。

資源有効利用促進法は、建設工事に対する再生資源の流入と流出という2つの部分に分けられる。つまり、建設工事における再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物や他の建設工事から搬出された建設発生土等の再生資源を建設資材として利用するための部分と、建設工事から発生する土砂やコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設副産物を他の工事で利用しやすくするための部分とに分かれている。



(例) アスファルト舗装の場合

再生資源:アスファルト・コンクリート塊(再生加熱アスファルト混合物)

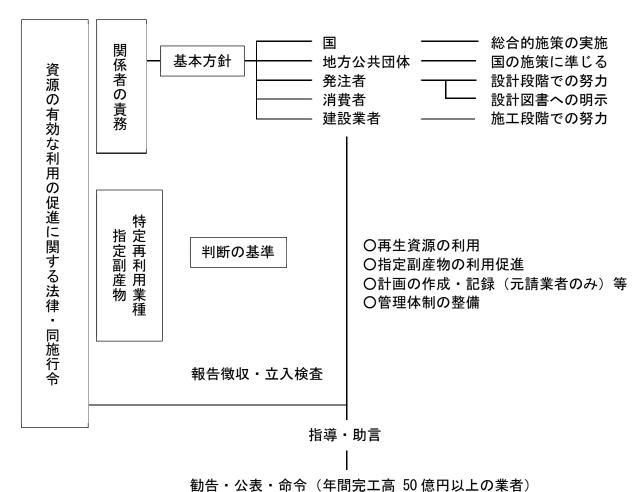
一般資材:加熱アスファルト混合物

建設副産物:アスファルト・コンクリート塊 再資源化施設:アスファルト再生プラント

(2) 法律の概要

本法は法律、施行令、基本方針(告示)、判断の基準(省令)から構成されており、その概要は次のとおりである。

資源有効利用促進法における指導の体系図



面白 五弦 邮节 (中间光工间 00 1617次工00余百)

資源有効利用促進法は国・地方公共団体をはじめ、発注者、受注者、国民一般に至るまで、 幅広く責務又は協力義務を課している。

国は本法の目的を達成するために、財政・金融・税制上の措置、科学技術の振興、教育・広報等について総合的施策を実施すること、地方公共団体は、国の施策に準じて再生資源を促進するよう努めることが、法律で定められている。

法律で建設工事の発注者の責務を定め、基本方針において具体的に、設計・積算段階において再生資源の利用を考慮した資材の指定を行うこと、発生する建設副産物を再資源化施設に搬入するよう条件を付すること、これら必要な事項を設計図書に明示することを定めている。

法律及び基本方針において、建設工事事業者は施工段階で再生資源の利用に努めること、再 資源化施設の活用を図ること、発生の抑制に資する施工方法や資材の選択に努めることを定め ている。

また、令和5年1月1日と令和5年5月26日の2回に分けて、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の改正が行われ、建設発生土の処理について明確化された。

【関係資料13 建設発生土の搬出先の明確化等について】

3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- (1) 建設リサイクル法の概要
 - 1) 分別解体等の義務付け

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、木材、アスファル ト・コンクリート)を用いた対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物の解体工事や特 定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事)については、対象建設工事の受 注者又は自主施工者は、原則的に一定の技術基準に従って分別解体等をすることが義務付 けされている。

【対象建設工事】

工事の種類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	床面積(増築部分)の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負金額 1億円(自並工の場合、相類)
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額 500万円(註離10場合、档額)

【分別解体実施の手順】

- (1) 対象建築物等に関する調査の実施
- (2) 分別解体等の計画の策定
- (3) 工事着手前に講じる措置の実施
- (4) 工事の実施 [標準的な作業手順]
- ○建築物の解体の場合
 - ①建築設備・内装材等の取り外し
 - ②屋根ふき材の取り外し
 - ③外装材・上部構造部分の取り壊し
 - ④基礎及び外溝の取り壊し
- ○土木構造物の解体の場合
 - ①土木構造物の付属物
 - ②十木構造物本体
 - ③基礎
 - ④基礎及び外溝の取り壊し

【語句の定義】

○解体工事:建築物の場合、主要構造物

を解体すること

○新築:新たに建築物を建てること

○改築:建築物の全部又は一部を除去す

るか、災害等により失われた場 合に、用途、規模、構造等が従 前の建築物と著しく異ならない

建築物を建てること

○修繕:同じ材料を用いて元の状態に戻

し建築当初の価値に回復させる

ための作業

○模様替:建築物の材料、仕様等を替え

て建築当初の低下を防ぐ作業

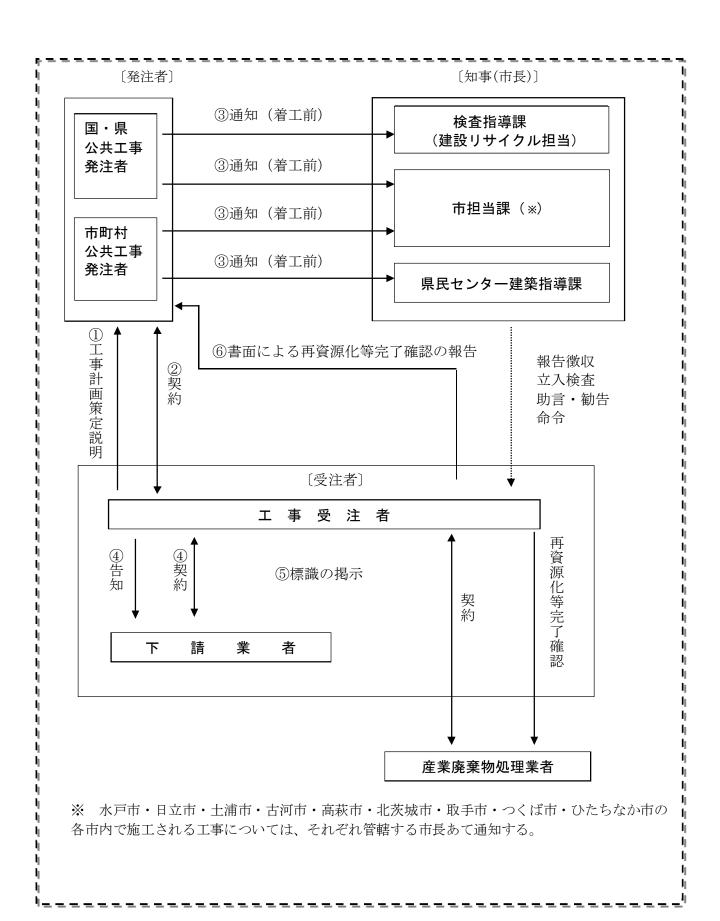
(修繕, 模様替は床面積の増減なし)

- ※ 新築工事の場合も分別解体実施の手順の(1)から(4)と同様
- 2) 再資源化等の義務付け

対象建設工事受注者は、原則的に分別解体等をすることによって生じたコンクリート 塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(特定建設資材廃棄物)を再資源化する ことが義務付けされている。

ただし、特定建設廃棄物のうち建設発生木材については、工事現場から50km以内に再資 源化施設がないなど再資源化が困難な場合には、焼却処分をすることができる。

3) 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため必要な措置(公共工事の場合) 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、さまざまな手続きが義務付け されている。



① 工事受注者から発注者への説明

対象建設工事の工事受注者は、発注者に対し建築物等の構造、工事着手時期、分別解体 等の計画等について、書面を交付して説明しなければならない。

② 発注者と工事受注者の契約

発注者が工事受注者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、 解体工事に要する費用、再資源化に要する費用、再資源化のために特定建設資材廃棄物を 持ち込む予定の施設の名称等を明記しなければならない。

③ 発注者等から知事への工事の通知

発注者は工事着手前に、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体の計画等について事前に知事(市長)に通知しなければならない。

- ④ 工事受注者から下請業者への告知・契約 工事受注者は、下請業者に対し告知したうえで契約を締結しなければならない。
- ⑤ 標識の掲示

解体工事業者が工事を行う場合は、解体工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に標識を 掲示しなければならない。

建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者を配置しなければならない。

⑥ 工事受注者から発注者への事後報告

工事受注者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告しなければならない。

また、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければならない。

茨城県における建設リサイクル法に係る届出・通知の提出先

茨城県においては、建設リサイクル法第10条第1項の規定に基づく届出及び同条第2項の変更の届出並びに同法第11条の規定に基づく通知の提出先は、それぞれ次のとおりです。

【届出・通知の提出先】

	届出(10条)	通	知(11条)	
	日間十事	公共工事		
工事の現場	民間工事	市町村工事	国・県工事	
下記以外の古町壮内	県建築指導課県央建築指導室		県検査指導課	
下記以外の市町村内	県民センター建築指導課		(建設リサイクル担当)	
水戸市・日立市・土浦市・古河市・高萩市・				
北茨城市・取手市・つくば市・ひたちなか	管轄する市の建築担当課			
市内				

【担当窓口】

		担当窓口	住所・電話番号					
	土木部検査指導課		〒310-8555 水戸市笠原町978-6					
			TEL. 029-301-4386(直)					
	 土木部都市局建築指導課 県央建築指導室		〒310-8555 水戸市笠原町978-6					
	上/下即旬川/旬※	主架拍导味 原大建架拍导主	TEL. 029-301-4784(直)					
	国北国兄み ン	24. 数142. 举部	〒313-0013 常陸太田市山下町4119					
ıe.	県北県氏センク	ター 建築指導課	TEL. 0294-80-3344(直)					
県	南 名周日 にい	な 74.7分+1/12	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3					
	鹿行県民センク	ター 建築指導課	TEL. 0291-33-4114(直)					
		7.4. 646 [4.5]	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26					
	県南県民センク	ター 建築指導課	TEL. 029-822-7082(直)					
			〒308-8510 筑西市二木成615					
	県西県民センク	ター 建築指導課	TEL. 0296-24-9154(直)					
			〒310-8610 水戸市中央1-4-1					
	水戸市	都市計画部建築指導課	TEL. 029-224-1111 (代)					
	日立市		〒317-8601 日立市助川1-1-1					
		都市建設部建築指導課	TEL. 0294-22-3111 (代)					
	土浦市		〒300-8686 土浦市大和町9-1					
		都市産業部建築指導課	TEL. 029-826-1111 (代)					
	古河市		〒306-0198 古河市仁連2065					
		都市建設部建築指導課	TEL. 0280-76-1511 (代)					
			〒318-8511 高萩市本町1-100-1					
市	高萩市	産業建設部都市整備課	TEL. 0293-23-2111 (代)					
	北茨城市	都市建設部都市計画課	〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630					
			TEL. 0293-43-1111 (代)					
	取手市	都市整備部建築指導課	〒302-8585 取手市寺田5139					
			TEL. 0297-74-2141(代)					
	つくば市	都市計画部建築指導課	〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1					
			TEL. 029-883-1111(代)					
	ひたちなか市	都市整備部建築指導課	〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1					
	したりながり 都印金畑印建条旧寺林		TEL. 029-273-0111(代)					

第 3 章

建 設 副 産 物 に 関 す る リ サ イ ク ル 原 則 化 ル ー ル

第3章 建設副産物に関するリサイクル原則化ルール

3-1 基本的ルール

工事においては、建設副産物のリサイクルを統一的に推進していくため以下の運用を 経済性にかかわらず(注1)実施する。

(注1)「経済性にかかわらず実施」とは、「建設副産物を最終処分場等に搬出する」場合より も、コストが割高になる場合であっても「再資源化施設に搬出する」こと、又は「建設資材とし て新材を使用する」場合よりもコストが割高になる場合であっても、「再生資材等を使用する」 ことをいう。

3-2 建設副産物の搬出

1. 建設発生土

建設発生土を搬出する場合は、原則として50km範囲内の他の建設工事へ搬出する ものとする。ただし、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会等で調整済みの場合は、 上記にかかわらずその調整結果を最優先することとする。

なお、他の工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場(ストックヤードを含む)に搬出することを妨げない。

2. コンクリート塊(安定型産業廃棄物)

コンクリート塊を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出するものとする。 なお、「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、距離に関係なく再資源化 施設に搬出するものとする。

工事では、現場から発生するコンクリート塊について、再生砕石の原材料として使用するため、土木部指定工場【コンクリート再生砕石工場】へ優先搬出すること。(令和6年2月15日付事務連絡公共工事から発生するコンクリート塊のリサイクルについて)

3. アスファルト・コンクリート塊(安定型産業廃棄物)

アスファルト・コンクリート塊を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出するものとする。

なお、「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、距離に関係なく再資源化施設に搬出するものとする。

工事では、現場から発生するアスファルト・コンクリート塊について、再生アスファルト混合物の原材料として使用するため、土木部指定工場【アスファルトコンクリート合材混合所】へ優先搬出すること。(平成18年3月1日付事務連絡 公共工事から発生するアスファルト・コンクリート塊のリサイクルについて)

4. 建設発生木材 (管理型産業廃棄物)

建設発生木材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出するものとする。 なお、「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、工事現場から50kmの 範囲内に再資源化施設がある場合は、再資源化施設に搬入するものとし、施設処理能力 等により搬入困難な場合や範囲内に再資源化施設がない場合は、焼却施設などへ搬入し 減量化(縮減)を行うものとする。

5. 建設汚泥(管理型産業廃棄物)

建設汚泥を搬出する場合は、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設に搬出するものとする。

なお、工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合においては、焼却施設、 脱水施設や乾燥施設に搬出し減量化を行うものとする。

※関係資料 14 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」参照

6. 金属くず(有価物、安定型産業廃棄物、有価物でない鉛は管理型産業廃棄物)

鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線等にあっては、原則として有価物と して搬出するものとする。

有価物として搬出できないものについては、産業廃棄物として再資源化施設に搬出するものとする。

7. 伐採、伐根材(管理型産業廃棄物)

伐採、伐根材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出するものとする。 なお、再資源化施設がない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合 は、焼却施設に搬出するものとする。

※関係資料 27 木くず(伐採・伐根材)及び刈り草、剪定枝の処理要領及び運用 参照

8. 刈草、剪定枝(一般廃棄物)

刈草、剪定枝に関しては、原則として現場内での再生利用、その他の有効利用又は再 資源化施設に搬出するものとする。

なお、再資源化施設が現場より40kmの範囲以内にない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は、焼却施設に搬出するものとする。

※関係資料 29 木くず(伐採・伐根材)及び刈り草、剪定枝の処理要領及び運用について 参照

3-3 再生資材等の利用

1. 建設発生土

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を搬出する工事またはストックヤードがある場合は、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土またはストックヤードの仮置き土を利用する。また、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

2. 再生砕石

砕石を利用する場合は、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、 工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則としてその施設で製造された再 生砕石を利用するものとする。

3. 再生加熱アスファルト混合物

アスファルト混合物を利用する場合は、工事現場から40kmの範囲内でかつ運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する工場がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則としてその工場で製造された再生加熱アスファルト混合物を利用するものとする。

4. 再生木質ボード

木質ボードを利用する場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生木質ボードを利用するものとする。

5. 再生資材の率先利用

「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」による認定資材については、「茨城県リサイクル建設資材率先利用指針」に基づき率先利用するものとする。

一般廃棄物溶融スラグ入り建設資材について、スラグが発生する市町村(区域)においては、積極的に活用すること。

茨城県のグリーン購入推進方針に基づき利用用途上の品質に特別な理由がない限り、 環境負荷の低い資材を選択するものとする。

※関係資料16「一般廃棄物溶融スラグ入り建設資材の積極的な活用について」参照 ※関係資料11「令和5年度茨城県グリーン購入推進方針」参照 第 4 章

建 設 副 産 物 の リ サ イ ク ル に 関 す る 実 施 事 項

第4章 建設副産物のリサイクルに関する実施事項

4-1 全体体系

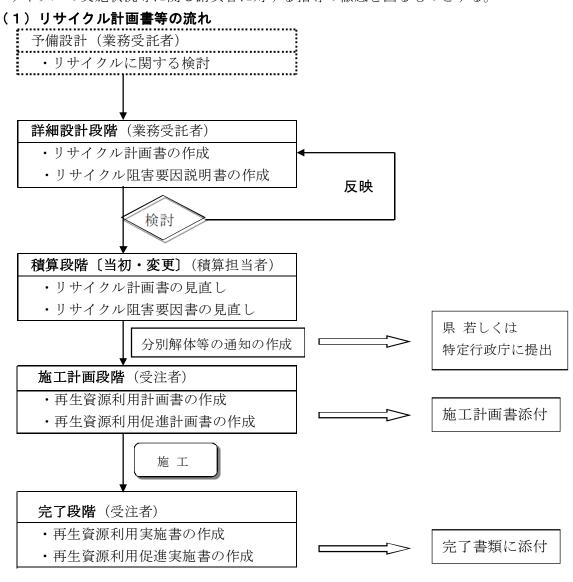
1. 優先順位

建設副産物のリサイクルを推進するため、積算担当者(発注者)、設計受託者、工事受注者は、「推進計画」、「原則化ルール」に従い、以下の優先順位により検討すること。

- ①発生抑制の徹底、 ②現場分別の徹底、 ③再使用の徹底
- ④再資源化・再生資材利用の徹底、 ⑤適正処理の徹底

2. リサイクル計画等の作成

建設副産物のリサイクル率目標を達成するため、事業の初期段階から、実施段階において リサイクル計画書等を作成し、リサイクルの検討状況の把握、チェックを行うとともに、リ サイクルの実施状況等に関し請負者に対する指導の徹底を図るものとする。



4-2 各段階における実施事項

1. 予備設計段階

建設副産物リサイクルの検討事項等 ※予備設計を実施しない場合は詳細設計で検討

発注者及び設計受託者は、発生する建設副産物の種類・発生量等の把握や搬出の抑制、再利用(再使用・再資源化)の促進に資する工法・資材の採用を検討し、法令、 仕様書及び各種基準を確認の上、利用用途上の品質・施工の確保ができる場合は、積極的に採用すること。

また、建築物等の構造物においては耐久性の向上、修繕の容易な構造など長期的使用に資する設計を行うものとする。

2. 詳細設計段階

リサイクル計画書等の作成

発注者は、建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、再生資材の利用促進等を総合的に勘案し、設計受託者に以下の計画書等の作成を指示するものとする。

- ①リサイクル計画書(詳細設計)【関係様式 様式-1】
- ②リサイクル阻害要因説明書【関係様式 様式-2】

1)建設発生土

- ア) 事前調査
 - ①発生条件の把握(掘削地盤、現場条件)
 - ②土質の分類と特性の把握(土質試験の結果、産業廃棄物の混入等)
 - ③地域の状況の情報収集(可能な用途の把握,地域の発生土の状況)

イ)検討事項

- ①発生量の少ない工法の採用
- ②切盛りバランス計画の徹底による掘削土量の削減
- ③当該地域のストックヤード、他の工事の土砂搬出状況を考慮した切土計画
- ④管路等の埋設での非開削工法の採用
- ⑤管路等布設における土かぶり低減
- ⑥土質改良により同一現場内利用
- ⑦杭基礎における無排土工法の採用
- ※関係資料1「建設発生土再利用要領」参照

2) 建設汚泥

- ア) 事前調査
 - ①発生条件の把握(掘削地盤、現場条件)
 - ②土質の分類と特性の把握(土質試験の結果等)
 - ③有害物質溶出の有無
 - ④発生工程、性状毎の発生量の把握

〈建設汚泥の分類例〉

分	類	性
		連続地中壁工法や泥水式シールド工法の余剰あるい
		は使用済みとなった泥水のように含水比の高い建設
非自硬性		汚泥
汚 泥 	泥	泥土圧シールド工法の排土のように比較的含水比が
	泥土状汚泥	低い建設汚泥
		ソイルセメント壁工法や高圧噴射攪拌工法より発生
自硬性	生汚泥	する排泥のようにセメント等を多量に含み, 放置すれ
		ば固結する建設汚泥

イ)検討事項

- ①発生量が少ない工法の採用
- ②盛土, 埋戻し等への再利用 (移動式脱水機や土質改良機などによる) 〈特性〉
- 泥水状汚泥

泥水状汚泥は、含水比が高いため、一般に機械脱水処理を行い再利用可能

- 泥土状汚泥
 - 一般的に機械式脱水が困難であるので、乾燥処理や安定処理にて再利用可能
- 自硬性汚泥

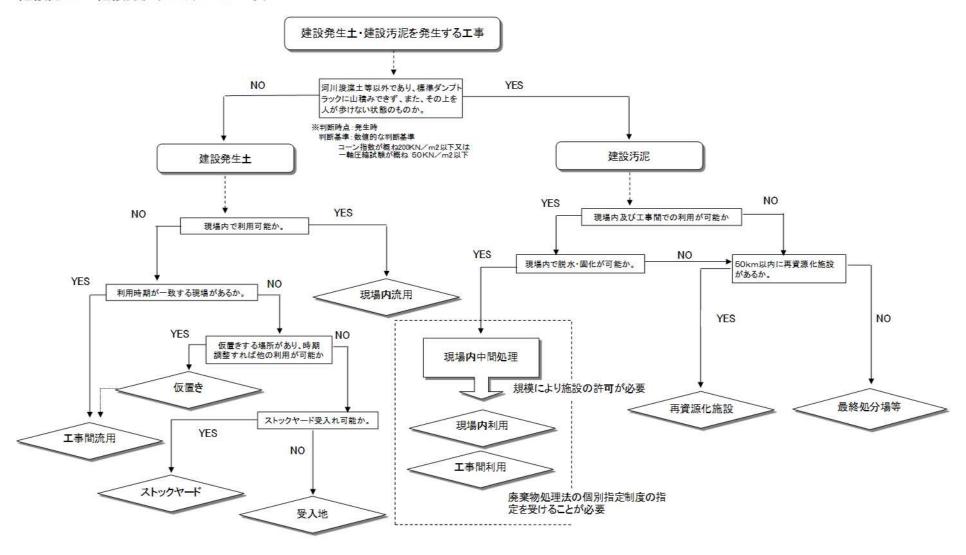
そのままの状態で硬化後に要求品質を満足する場合があるので、要求品質、現場の条件によって選定

ウ) 留意点

自ら利用、工事間利用する場合は、廃棄物処理法「個別指定制度」の指定を受けなければならないため、設計段階において充分検討すること

- ※関係資料3「建設汚泥再生利用における留意点」参照
- ※関係資料 14「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等 (H18.6.12)」参照

建設発生土・建設汚泥リサイクルフロ一図



3) コンクリート塊

コンクリート塊が発生する場合は、搬出の抑制、運搬・中間処理のコスト削減を考慮し、移動式破砕機による現場内利用を検討するものとする。

ア) 事前調査

- ① 現場内利用の有無
- ② 施設設置ヤードの有無
- ③ 周辺への振動・騒音の影響
- ④ 利用用途上の品質

イ) 検討事項

① 路床材、下層路盤材、基礎材、裏込め材、ふとん籠工の中詰め材等としての有効利用

4) アスファルト・コンクリート塊

舗装の打換工事等をする場合は、現場での再生利用が可能なことから以下の内容を検討するものとする。

ア) 事前調査

- ① 茨城県舗装管理システムの確認
- ② 隣接地と路面高の調整

イ)検討事項

- ① 表層・基層に係る「路上表層再生工法」
- ② 路盤に係る「路上再生路盤工法」
- ③ その他の工法

5)建設発生木材(伐採木、伐根材)

伐採、伐根材が発生する場合は、搬出の抑制、運搬・中間処理のコスト削減を考慮 し、以下の内容を検討するものとする。

ア) 事前調査

- ① 現場内利用の有無
- ② 施設設置ヤードの有無
- ③ 周辺への振動・騒音の影響
- ④ 利用用途上の品質

イ) 検討事項

- ① 法面緑化材の基盤材
- ② 植樹帯や中央分離帯等におけるマルチング材としての利用
- ③ その他の工法

※関係資料4「木くず(伐採・伐根材)及び刈草、剪定枝の処理要領及び運用」参照

6) 建設発生木材 (新築木くず、解体木くず等)

- ① プレカット材の使用による発生抑制
- ② 資材の実寸発注、割付による発生抑制
- ③ 分別解体により発生した資材の再使用

7) 橋桁及び現場発生ブロック、二次製品の再使用

耐用年数、利用用途上の品質を考慮した上で現場内での再使用を検討するものとする。

- ① 道路の橋桁
- ② 港湾,河川事業等で発生するブロック等
- ③ 道路工事等で発生するプレキャスト製品
- ④ その他可能なもの

8) その他の建設副産物

- ① 再使用、再生利用が可能なものについては、分別方法及び現場内利用を検討するものとする。
- ② 資材の採用にあたっては、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、 積極的に再生資材の使用に努めるものとする。

3. 積算 発注段階

積算担当者は、1、(2)の搬出抑制及び再利用(工事間流用も含む)の促進を図るため、必要な調査の実施、適切な計画立案、設計を行うものとする。

また、発注にあたっては、計画設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を設計図書に条件明示するとともに必要な経費を計上するものとする。

(1) 事前調査

1)建設発生土

建設発生土の搬出にあたっては、原則化ルール及び「茨城県建設発生土再利用要領」に基づき、所内で調整を図るほか、管内市町村や隣接土木事務所などの残土情報を「地域連絡分科会」や「茨城県建設発生土情報検索システム」を通じて把握し工事間流用を行うものとする。

また、工事間流用が不可能な場合は、ストックヤード利用情報を確認し、(一財) 茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。)が管理運営するスト ックヤードを優先に調査するものとする。

なお、ストックヤードへの搬出にあたっては、管理センターに利用事前調整メモを 送付するものとする。

2) 不足土

購入土は、利用用途上の品質に特別な理由がない限り使用しないものとする。 不足土は、(1)と同様、他工事との事前調整を行い、利用時期が一致する場合や 仮置き場所の確保が可能な場合は、工事間流用を図るものとする。

また、工事間流用が困難な場合については、ストックヤードの利用情報を確認し、 管理センターから搬入するものとする。

なお、ストックヤード優先利用モデル工事として選出された工事については、上記 に因らず、近隣ストックヤードから搬入を行うものとする。

- ※関係資料1「建設発生土再利用要領」参照
- ※関係資料2「茨城県ストックヤード等管理運営要綱」参照
- ※関係資料 15「ストックヤード優先利用モデル工事」(試行) 実施要領 参照

3)建設副産物の再利用(現場内利用、工事間利用)

コンクリート塊や建設汚泥などの建設廃棄物の再利用にあたっては、1、(2)の 事項を再検討するものとし、廃棄物の種類、処理方法によっては廃棄物処理法の適用 を受けることから、事前に再生利用制度の必要性など、関係機関(事業主管課、環境 部局等)と調整をはかること。

4) 再生資源の利用

資材の利用については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえ、リサイクル原則化ルールに従い、再生資源の率先利用を行うものとする。

また、再生資源の種類によっては、その出荷可能量が大きく変動するので、指定工場における再生資源の出荷可能量」を適時に把握した上で、製造工場の出荷可能について確認するものとする。

(2) リサイクル計画書等の工事設計書(当初・変更)への添付

建設副産物リサイクルに対する処理方法を明確にするため、工事設計書にリサイクル計画書等を添付する。

① リサイクル計画書【関係様式 様式-1】

設計担当者は、詳細・実施設計時のリサイクル計画書を発注設計書に沿うよう必要に応じて見直しを行うものとする。

また、詳細・実施設計時においてリサイクル計画書を作成していない場合は、新 たにリサイクル計画書(積算段階)を作成するものとする。

② リサイクル阻害要因説明書【関係様式 様式-2】

設計担当者は、リサイクル計画書の内容が以下の内容に該当するときは、リサイクル阻害要因書を作成するものとする。

- ・土砂、砕石、アスファルト混合物において新材を使用する場合
- ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、 建設汚泥が再資源化(再資源化施設への搬入,工事での利用)できない場合
- ③ 変更設計の取り扱い

設計変更に伴い、当初作成したリサイクル計画書及びリサイクル阻害要因書に変 更が生じた場合は、その旨を記載し設計図書に添付するものとする。

(3) 適正な経費の計上

建設副産物を搬出する場合は、指定処分を原則として処理費用(再資源化に要する費用を含む)、運搬費等を適正に積算し、必要な経費を計上するものとする。

〈積算に用いる資材等の価格〉

- ① 再生資材の価格は、茨城県土木部実施用単価によるものとし、掲載がないものに ついては、見積りにより計上すること。
- ② 再資源化施設の受入れ単価は、茨城県土木部実施用単価によるものとし、掲載がないものについては、見積りにより計上すること。
- ③ 建設発生土等を他の建設工事現場への搬出する際に必要となる費用(積込費用, 運搬費用)は、積算基準及び茨城県土木部実施用単価書に基づくものとする。

(4)条件明示

設計図書等に採用する工法・資材・使用する再生資材の規格、使用箇所、発生する 建設副産物の処理方法、処分先を条件明示するものとする。

※「施工条件の明示について」参照 H14.4.18 検第 189 号

4. 施工計画 · 施工段階

発注機関の監督者は、「建設リサイクル法」及び「資源有効利用促進法」などの関係 法令、条件明示及び「ガイドライン」に沿って適切に施工がおこなわれているか現場を 確認し、必要に応じて請負者を指導監督するものとする。

(1) 分別解体等の通知の提出

発注者は、「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合において、同法第11 条に従い、着工前に県知事又は特定行政庁である市長に「分別解体等の通知」を提出 するものとする。【関係様式 様式-3】

- ① 特定行政庁(市)の区域 水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、 ひたちなか市
- ② 上記以外の区域

国、県発注工事は検査指導課、市町村発注工事は建築指導課県央建築指導室又は各県民センター建築指導課

※第2章 2-4「建設リサイクル法の概要」参照

成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

(2) 施工計画

工事受注者は、設計図書(仕様書含む)及び「建設リサイクル法」及び「資源有効利用促進法」など関係法令に遵守して、施工計画を作成するものとする。この場合、受注者は、施工計画書に添えて次の計画書を提出するものとする。なお、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、建設副産物情報交換システム(COBRIS(コブリス))に入力し作成するものとする。

- ① 再生資源利用計画書(様式1・イ)【関係様式集 様式-4】 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作
- ② 再生資源利用促進計画書(様式2・ロ)【関係様式集 様式-5】 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚 泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生 資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ※①、②を作成するにあたり、工事においては、不法投棄防止の観点から、<u>搬入量・</u> 搬出量に限らず作成することとする。

(3) 再生資源の利用に関する事前調査

受注者は、設計図書(仕様書を含む。)に従い、製造工場等と出荷状況について調整するものとする。特に再生砕石については、再生砕石の必要量が調達困難な場合に、茨城県再生砕石需給調査システムを使用し、調達可能かどうか確認すること。

※関係資料9「茨城県再生砕石需給調査システム」参照

(4) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にする(主任技術者と兼務可)

受注者は、廃棄物処理法に従い、自らの責任において、建設廃棄物を適正処理に努めなければならない観点から、その責任者を明確にしておくものとする。

(5) 工事現場における建設副産物対策処理方法の公表

受注者は、(2)①、②を作成した場合、資源有効利用促進法の「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条第4項」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項」に基づき、第三者が確認できる場所に掲示しなければならない。

(6) 分別解体等及び再資源化等の徹底

受注者は、「建設リサイクル法」の特定建設資材については、政省令を遵守し適正 に再資源化等を行うものとする。また、その他の建設資材についても、分別し再資源 化に取り組むものとする。

また、(2)①、②において、建設発生土を搬入又は搬出する予定がある場合は、 搬入先又は搬出先の明確化に努めるものとする。

※関係資料 13 「建設発生土の搬出先の明確化等について」参照

(7) 適正処理

受注者は、建設廃棄物の処理を他人に委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれ個別に許可業者と書面により委託契約を行わなければならない。

また、マニュフェスト等により処理基準や委託内容に沿って適正に行われたか確認 しなければならない。

なお、建設発生土については、搬出者と受入者の間で受領書を取り交わさなければ ならない。

※関係資料5「適正処理」参照

5. 工事完了段階

(1) 完成書類への添付

受注者は、完成書類に添えて次の実施書等を発注者に提出するものとする。

- ① 再生資源利用実施書(様式1・イ)【関係様式 様式-4】
 - ア)対象となる工事
 - 3 (2) ①と同様とする。
 - イ) 作成部数等

発注者へ1部提出。

受注者1部保管。(5年間)

- ② 再生資源利用促進実施書(様式2·口)【関係様式 様式-5】
 - ア)対象となる工事
 - 3 (2) ②と同様とする。
 - イ) 作成部数等

発注者へ1部提出。

受注者1部保管。(5年間)

- ③ 建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告書 ①再生資源利用実施書及び②再生資源利用促進実施書を提出している場合は、提
- ④ その他

出は不要。

工事で発生した建設副産物が適正に処理されたかどうかを確認するため、受注者は、マニフェストの写し、リサイクルに関する伝票(マニフェストの発行がないもの、例えば金属くずなどの有価物)等を発注者に提示するものとする。

なお、マニフェスト (原本) は、受注者が会社に5年間保存する。

5-2 その他

1. 茨城県建設発生土情報検索システムの活用

設計担当者は、発注予定工事のうち残土又は不足土が生じる場合は、所属課所又は地域連絡分科会内で工事間利用調整をする他、茨城県建設発生土情報検索システムを活用し、建設発生土の利用を徹底するものとする。

※関係資料6「茨城県建設発生土情報検索システムの運用について」参照

2. 建設発生土官民有効利用マッチングシステムの活用

設計担当者は、茨城県建設発生土情報検索システムを活用し、建設発生土の利用調整を行うが、調整が不可能な場合は、建設発生土官民有効利用マッチングシステムを活用し、建設発生土の有効利用を図るものとする。

URL: matching.recycle.jacic.or.jp

◆登録情報(閲覧用)

ID: MTKZZ001Q PASS: DOP00001

なお、工事情報を登録したい場合は、下記 HP の様式に必要事項を記載したうえで、 検査指導課建設リサイクル G へ提出すること。

◆公共工事十量調査様式

 $https://www.\ mlit.\ go.\ jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_0306\\ 0201soilrsch1top.\ htm$

3. ストックヤード優先利用モデル工事の試行

設計担当者は、工事において不足土が生じる場合、茨城県建設発生土情報検索システムを活用し、現場から流用可能な近隣工事及びストックヤードまでの距離を確認し、ストックヤードのほうが近い場合には、優先的にストックヤードを利用することとする。なお、当該モデル工事については定期的に調査・選定するが、実施要領に基づき、自主的に活用を検討すること。

※関係資料 15「ストックヤード優先利用モデル工事」(試行) 実施要領 参照

(参考) 建設副産物発生抑制策の例

抑	制策の分類		抑制策の内容	摘要
建設発生土	発生抑制	発生抑制工法	・設計舗装厚の変更・山留等仮設工法の変更・無排土杭打ち工法・深層混合地盤改良による杭の施工・路床安定処理工法・埋設管布設時の非開削工法	
生土	現場内利用	現場内利用	・現場内路床土利用 ・改良土利用 ・切り盛りバランス ・場内外での仮置場設置による利用	
	その他	総合的取組	抑制策について一体的に取り組む	
	発生抑制	発生抑制工法	・設計条件の変更 ・モルタル吹き付け法面の補修のための発生抑制新工法 ・埋設管布設時の非開削工法	
		発生抑制資機材	・鋼製型枠(型枠材の発生抑制)	
建設廃棄物(土木工事)	現場内利用・減量化	現場内利用	 「アスファルト・コンクリート塊」 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 「コンクリート塊」 ・かごマット中詰め材としての利用 ・移動式破砕機によるコンクリート塊の現場内利用 「建設発生木材」 ・マルチング材として利用 ・舗装表層材として利用 ・土壌改良材として利用 ・大にクサービをして利用 ・浅層混合処理材として利用 ・浅層混合処理材として利用 ・食成樹脂と混合し歩道舗装材として利用 「建設汚泥」 ・脱水ケーキの生育基盤材としての利用 ・フィルタープレスを用いた脱水・固化による盛土材としての利用 ・建設汚泥の遠心分離機による減量化処理 	
	その他	総合的取り組み	・各種の建設廃棄物についての発生抑制・現場内利用	
建	発生抑制	発生抑制工法	・メッシュ型枠 ・資材のユニット化 ・長寿命化(解体廃棄物の発生抑制)	
建設廃棄物(発生抑制資機材 	鋼製型枠プラスチック型枠プレカット材通い箱(梱包材抑制)	
(建築工事・主に新築工事	現場内利用・ 減量化	現場内利用	[コンクリート塊] ・移動式破砕機によるコンクリート塊の現場内利用 [建設汚泥] ・フィルタープレスを用いた脱水・固化による敷き均し土としての利用 [建設発生木材] ・チップ化によるマルチング材としての利用	
事)		現場内減量化	・建設汚泥の遠心分離機による減容化処理	
	その他	総合的取り組み	・各種の建設廃棄物についての発生抑制・現場内利用	

特記仕様書作成例

1. 建設発生土の再利用

【発生土を現場内利用する場合】

本工事における発生土については、下記により発生土を仮置きし、現場内で利用すること。

- (1) 仮置場所:○○市○○○○(県道○○△△線の事業用地)
- (2) ± 質:○○○○
- (3) 十 量:○○○㎡(地山換算十量)
- (4) 仮置条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (5) 発生土の仮置きにあたっては、周辺環境に配慮し仮囲い及び資材であることを掲示する看板を設置等の必要な措置を講じること。

【発生土を工事間流用する場合】

本工事における発生土については、工事間流用を行うこととし、下記の工事に搬出すること。

- (1) 搬 出 先:○○市○○地内の○○○ (工事番号、工事名称等)
- (2) 土 質: 〇〇〇
- (3) ± 量:○○○m³(地山換算±量)
- (4) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (5) 搬出条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (6) 発生土の搬出手続き等は監督員の指示による。受注者は、工事間流用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。
- (7)受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。

【捨土の場合(公共用地)】

本工事における発生土については、下記の埋立地に搬出し敷き均しを行うこと。

- (1) 搬 出 先:○○市○○地内の○○○ (管理者名等)
- (2) 土 質: 〇〇〇
- (3) ± 量:○○○m³(地山換算数量)
- (4) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (5) 搬出条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (6) 搬出手続き等は監督員の指示による。なお、処分地が変更になった場合は、契約変更 の対象とする。
- (7)受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。

【処分先が確定していない場合】

本工事における発生土については、 $\bigcirc\bigcirc$ 事業施工中の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 町($L=\bigcirc\bigcirc$ k m)へ運搬する予定であるが、現在、当該管理者と協議中であり、搬出できる時期は協議成立後とする。

【公共用地内に保管、処分可能な場合】

- ア) 本工事から発生する河床掘削土は下記のとおり搬出すること
- (1)搬出先:○○川左岸○○km+○○m附近
- (2) 土 量:○○○m³ (地山換算数量)
- (3) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (4) なお、詳細については監督職員の指示によること。
- イ) 本工事における発生土は、本公園内の指定場所(別添図面参照)に処分すること。
- (1) 土 量:○○○m³(地山換算数量)
- (2) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- ウ)床堀および切土の発生土は、埋め戻して流用するものとし、埋め戻しに使用しない。残 土は、○○付近に仮置きすること。現場条件により仮置き場所が変わる場合は、監督職員 と協議すること。

【ストックヤードを使用する場合】

本工事における発生土については、下記により搬出すること。

- (1) 搬出先は、(財) 茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。) が管理する○○ストックヤード(○○市○○地内)とし、片道運搬距離は○○km とする。
- (2) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを管理センターに対して行うこと。
- (3) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。
- (4) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (5) ストックヤード利用料金は、設計地山土量1 m³当たり○○○円(消費税抜き)とし、管理センターの請求により支払うこと。
- (6) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。

2. 建設汚泥

【再資源化施設に搬出する場合】

本工事から発生する建設汚泥については、下記の再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。

- (1) 搬 出 先:再資源化施設の名称 ○○○○ 住所 茨城県○○市○○
- (2) ± 量:○○○m³(地山換算±量)
- (3) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (4)搬出条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (5) なお、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得なければならない。

【他の工事に搬出する場合(個別指定制度の場合)】

本工事から発生する建設汚泥については、土質改良後に下記の工事に○○として有効利用するため、処理施設の設置、個別指定制度の指定を受ける手続きをすること。

なお、事前に監督員と充分に協議し、環境部局等に関係法令の手続きを行うこと。

- (1) 搬 出 先:○○市○○地内の○○○ (相手工事の名称等)
- (2) 連 絡 先:相手工事受注者の名称 ○○○○

住所:茨城県〇〇市〇〇、TEL:〇〇-〇〇〇-〇〇〇

- (3) 十 量:○○○㎡ (地山換算十量)
- (4) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (5) 搬出条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (6) 処理施設の概要:設置箇所(※そのほか処理能力など必要な事項を記載)

3. コンクリート塊等

本工事から発生するコンクリート塊については、下記の再資源化施設に搬出し、リサイクルに努めること。

(1)搬出先:再資源化施設の名称 ○○○○

住所 茨城県〇〇市〇〇

- (2) ± 量:○○○m³(地山換算±量)
- (3) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (4) 搬出条件:(昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)
- (5) なお、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得なければならない。

Ⅱ 関 係 様 式

各種リサイクル計画書・実施書等の様式一覧

作成時期	書類名称	作成者	対 象 工 事	様式
77/	リサイクル計画書	業務 受注者	・建設資材の利用若しくは建設副産物の搬出がある 全ての建設工事	1
詳細設計	リサイクル阻害要因 説明書	業務 受注者	・土砂、砕石、アスファルト混合物において新材を使用する工事 ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材,建設汚泥が再資源化できない工事	2
a.t.	リサイクル計画書	設計 担当者	・建設資材の利用若しくは建設副産物の搬出がある 全ての建設工事	1
積算段階	リサイクル阻害要因 説明書	設計 担当者	・土砂、砕石、アスファルト混合物において新材を使用する工事 ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥が再資源化できない工事	2
	分別解体等の通知	発注者	・建設リサイクル法の対象建設工事	3
施二	再生資源利用計画書	工事受注者	 ・再生資源利用計画書の様式表に記載のある建設資材のいずれかを搬入する建設工事 ① コンクリート ② コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③ 木材 ④ アスファルト混合物 ⑤ 土砂 ⑥ 砕石 	4
前	再生資源利用促進 計画書	工事受注者	・再生資源利用促進計画書の様式表に記載のある建設廃棄物等のいずれかを搬出する建設工事 ① 土砂 ② コンクリート塊 ③ アスファルト・コンクリート塊 ④ 建設発生木材 ⑤ 建設汚泥 ⑥ 建設混合廃棄物 ⑦ 金属くず ⑧ 廃プラスチック ⑨ 紙くず ⑩ アスベスト 等	5
完了	再生資源利用実施書	工事 受注者	・再生資源利用計画を作成した工事	4
時	再生資源利用促進 実施書	工事 受注者	・再生資源利用促進計画を作成した工事	5

リ サ イ ク ル 計 画 書 (詳細・積算段階)

1. 工事概要

発	注	機	関	名	
Ľ.		事		名	
施	I	ţ	易	所	
I.	事	概	要	等	
I.	期((予	定)	

2 建設資材利用計画

| 丁重問利田 ストックヤード利田を今む

<u> </u>			↓ 工事间利用、ハド	77 T 下利用で百亿。				
建設資材	①利用量	②現場内利用量	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備	考	
土	沙 地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%			
砕	ら トン	トン	トン	トン	%			
アスファルト混合物	か トン	トン	トン	トン	%			
他産業からの再生を	トン	トン	トン	トン	%			
	トン	トン	トン	トン	%			

2 建設可宏燃燃出計画

| 建設双井 十の担合 | 仲丁東 フレックセードへの拠 中公が該当

<u> </u>	建议即连彻双山山巴	4		↓ 建設発生土の場合	<u>子、他工事、ストツクヤートへの</u> #				
	指定副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量	⑧他工事への	⑨再資源化施設	⑩最終処分量	①現場内利用率	⑫有効利用率	
			(減量化量)	搬出量	への搬出量		$(7/6 \times 100)$	(7+8+9)/6×100	
7.2	第1種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
鮭	第2種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
政	第3種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
先	第4種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
1 +	泥土(浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	%	
	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
	建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
	建 設 汚 泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用量等は、現時点で算出可能なものを記載する。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

2.0 ※注4

⑤泥土(浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

<参考> 重畳城管区数 (トン/m³)

- 1997/ 単単	没开까双 (1~/ 111 /							
項目	荷積み状態での	実体積による換算値						
垻日	建廃ガイドライン値(注1)	参考値(トン/m³)	参考値(トン/m³)					
建設汚泥	1. 2~1. 6	1. 4	1. 4					
コンクリート塊	(建設廃材)	1.8 ※注2	2.35(無筋)					
アスファルト塊	1.6~1.8	1.8 ※注2	2. 35					
建設発生木材	0.4~0.7	0. 5						
金属くず	1. 4~2. 0	1. 5						

注1: 建廃ガイドライン値 :{「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局

水道環境部産業廃棄物対策室監修}による値

注2:これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

		荷積み状態	での物質値
項目		建廃ガイドライン値(注1)	参考値(トン/m ³)
廃プラスチ	ニック	0.1~0.3	0. 2
建設混合	新築	_	0.31 ※注3
廃棄物	木造解体	_	0. 816
アスベン	スト	_	0. 25
砕 石	i		_

注3: 建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造

建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注4:盛土状態での換算値。{「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会}等による値。

IJ	#	イ	カ	ル	阻	害	亜	因	説	眀	書	Γ	詳	細	•	穑	笡	(当	初	•	変	軍)	段	階	
_	,	- 1		/-	MILL		-52	231	0/L	'21				лщ		18	-771 -		_	17.3		28	<u> </u>	,	+12	MH	

_1	. 工事概要	
発	注機関名	工事概要
I	事名	
施	工場所	
I	期 (予 定)	
請	負業者(変更時)	
_		

_ 2. 建設資材使用予定 【新材を使用	する理由は何か?】		
建設資材の種類	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
新材使用の理由	(購入する新材名・数量を記入)	(購入する新材名・数量を記入)	(購入する新材名・数量を記入)
再生材の供給場所がない			
再生材の在庫がない			
道路管理者等の指示により再生材が使用できない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他(具体的理由を備考に記入する)			

※再生材には現場発生材、工事間利用による発生材及びストックヤード利用も含む。

【建設発生木材等を焼却・最終処分する理由は何か?】 3. 建設副産物搬出予算

※ コンカリート博 アスファルト・コンカリート博についてけ 必ず再答順ル協設に拠出すること

スーコングリート後、アベンアルト・コングリートを		<u> 化 </u>	し心以に	- 17以口 タ つ ヘ														
建設副産物の種類		発	生	木	材 建		設		汚		泥		設	混	合	廃	棄	
最終処分等の理由	(最終処/	分場名称	• 数 5	量を記入	.) (;	最終 処	分場名	称 •	数 量	を記入	.)	(最終	冬 処 🧷	分場。	名 称	数量	を記	. 入)
夜間工事のため搬出先が指定できない																		
再利用できる現場がない																		
再資源化施設がない																		
再利用できる規格に適合しない																		
有害物質が混入している																		
その他(具体的理由を備考欄に記入する)																		

[※]土砂については、埋戻し、盛土、築堤、海面埋立等に新材(購入材)を使用する場合に記入する。

[※]砕石については、路盤、基礎、裏込等に新材(クラッシャラン)を使用する場合に記入する。

[※]アスファルト混合物については、舗装に新材(アスファルト混合物等)を使用する場合に記入する。

[※]建設汚泥及び建設混合廃棄物については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する。 ※建設発生木材については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する。

通 知 書

	第年	第 5 月	号 日
<u>殿</u> 			_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

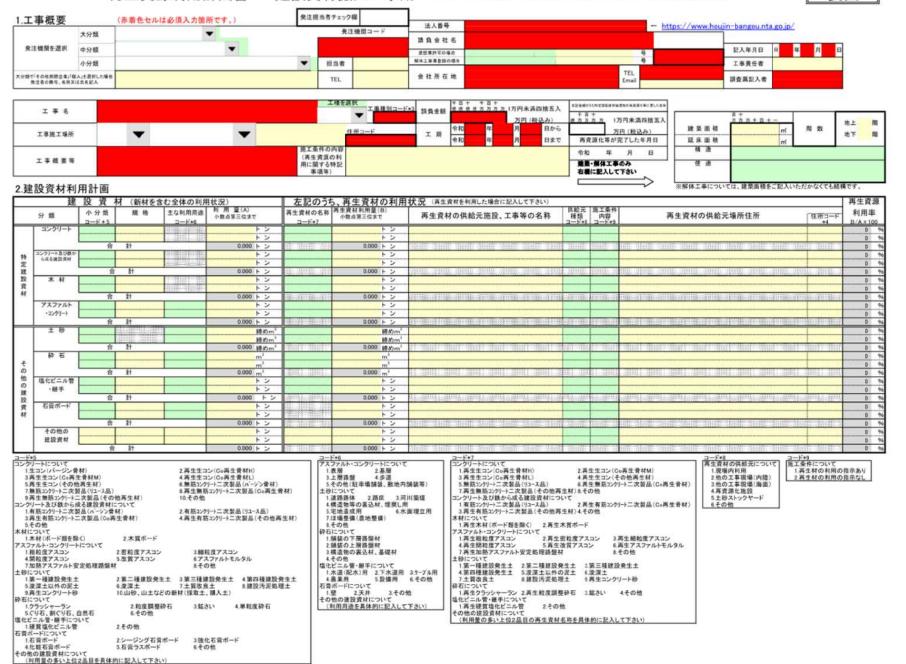
	工事名
	施工場所
エ	工事の種類及び規模
	工 □建築物の解体工事
事	用途、階数、工事対象床面積m² 事 □建築物の新築又は増築工事
	用途、階数、工事対象床面積
内	用途、階数、請負代金万円(税込)
	要 □建築物以外の解体工事又は新築工事等 () 注2 請負代金 <u>万円(税込)</u>
容	
	年月日~ 年月日 工事着手予定日: 年月日
	会社名 現場代理人
請負者	所在地
	電話番号 — — (内線) FAX — —
〔提出	者〕 <u>所属名</u> <u>担当職氏名</u>
	電話番号 — — (/ / / / / / / / / / / / / / / / /

- 注1) 通知書のあて先は茨城県知事又は特定行政庁である市の長とし、それぞれ所管する課所等に提出すること。
- 注2) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入すること (例:舗装、築堤、土地改良等)。
- 注3) 複数の工事に関して一括して通知するときは、別添様式も使用すること

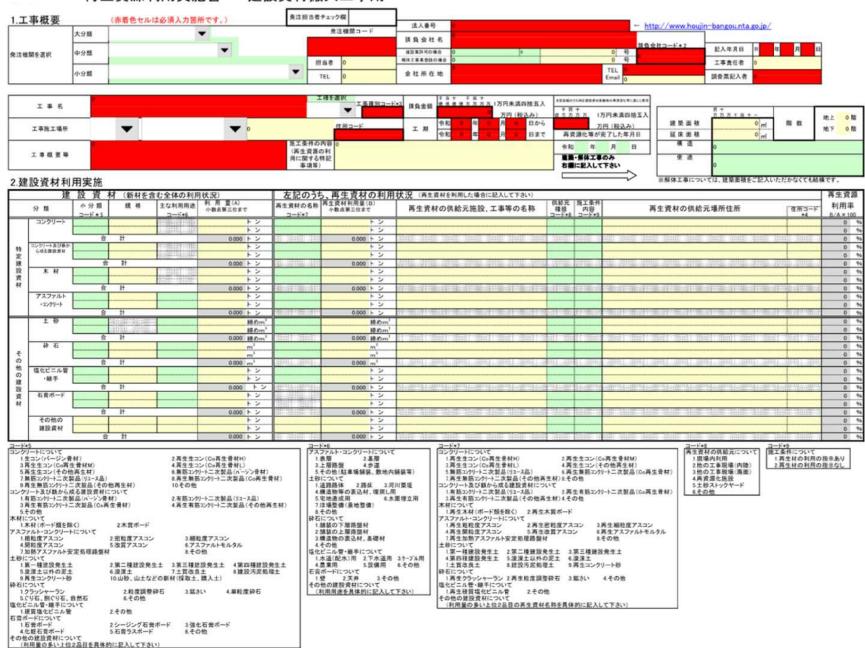
(別添様式)

	工	事名										
	施□	C場所										
		工事の	種類及び規	莫								
工	エ	□建	築物の解体	L事								
						\	工事效	対象床面	積		r	<u>n</u> ²
事	事		築物の新築) 用途	又/丁増楽工			丁事文	计象床面	话		r	n²
,	概	□建	築物の新築									<u></u>
							請負代	淦				
内	要	□建	築物以外の触				∏ / ≨}};;)		,) 注2	
			可貝位	金 <u></u>		<u> </u>	寸 (かだ)(へ)	<u>:)</u>				
容												
	エ	期	工事着手	年 月 予定日:								
	会	社名								現	場代	理人
請	=11	/ l.ɪlə	〒 -									
負 者	PIT 	在地										
	電	番号	_	_	(内線)		FAX		_		
ZIEL.												
〔提出	者 」	所属名				担当職	氏名					-
						電話番	:号	_	_	(†	線)	<u>.</u>





再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版一



2

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の 種 類 場外搬出時 の性状 コンクリート境	(据削等) =(2)+(3)+(4)	用途	現場內非	H H	2	2 量 化	MASSILL AND AN AND			Marin de 18 fet de 18							
o-	コンクリート境		3-F	- C	うち脱場内改良分	3-1	③減量化量	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を挟えて下さい。	区分	施工条件の 内容 3-ウ*+12	搬出先場所住所	住所コード	運搬距離 + = + -	期出先 の種類 3-計 *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分	⑤再生資 利用促進	促進 2+3+5 量 ①
o-	5-5 15-5 2425 12-1- 0-647							搬出失1					km	100000000	٧٠	0.000 トン		
as I		0.000 12		トン	را			搬出先2				1	km	***************************************	トン	THE RESERVE THE PERSON NAMED IN COLUMN	0.000	١.
	建設発生木材A					Hand.		搬出失1					km		(4	0.000 0.000		
 	E. F-FECTREFFERNICS	0.000 12		トン	42			嫩出失2					km		トン		0.000	2
+	アスファルト・		1					搬出失1					km		トン	トン		
T	コンケリート機	0.000 12	-	トン	ヒン			搬出先2					km:		(A	トン	0.000	اد
Ш								搬出先1					km		トン			
	その他がれき誰	0.000 トン				Lini		搬出先2					km		1-2		0.000	اد
Г	健設免生不利10							搬出先1					km		トン			
9	2x.88002048805-04	0.000 トン	-	100	トン			撤出先2					km		トン		0.000	ارد
Г	建投污泥							撤出先1					km		(A)	トン		
L	3E 1X/5 /C	0.000 12	1	トン	トン		トン	搬出先2					km		トン	トン	0.000	2
Г	金属(ず		Simil				i di kacamatan	搬出先1					km		トン			
L	五八9	0.000 12	1					搬出先2					km	111222	+>		0.000	٧
3	英塩化ビニル管・鍵							搬出先1					km		トン			
L	手	0.000 12	4					搬出先2					km		トン		0.000	٧
	接ブラスチック (乗性化ビニル管・継手を							搬出先1					km		トン			
Ľ	BO BO	0.000 1-2	d Walnum	Handi Va		li di inili		搬出先2					km		トン	male to me	0.000	٥
Г	- 東石膏ポード							搬出先1					km		トン			
L	BE ST HIN - I	0.000 1-2						搬出先2					km		トン		0.000	۷
Г	紙くず						******	搬出先1	III.				km		トン			
L	85.79	0.000 トン						搬出先2					km		くさ		0.000	2
Г	73433							搬出先1	III. No.				km		トン	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
L	(飛附性)	0.000 12	4					搬出先2					km		トン	T	0.000	2
Г	その他の分別							搬出先1					km		ら			
L	された政策物	0.000 12	4			10000000		搬出先2				1	km		トン		0.000	ン
4	混合状態の廃棄物							搬出先1					km		152			
. ((建設混合廃棄物)	0000 トン	d Hilliam			Phone:		搬出先2					km		トン		0.000	ン
Т	第一種							搬出先1					km		地山m ³	0.000 地山m		
L	建設発生土	0.000 他山m	1	testim ³	地山m ¹			搬出先2					km	11/1/0111000	地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山	m ³
Т	第二種				-			搬出先1					km		地山m ³	Mill M		
L	建設発生土	0.000 地山m	1	thilim ³	地山m ¹			搬出先2	IN MILE CONTRACTOR		7		km	olly/Alliands	地山m ³	地山m ²	0.000 地山	m ³
	第三種		i					搬出先1					km		地山m ³	地山m ³		
L	建設発生土	0.000 地山m		#tilim"	地山m			搬出先2					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山	m²
1	第四種							撤出先1					km		她山m [*]	地山m		
L	建段発生土	0.000 地山m	1	thillim ²	地山m			搬出先2					km		地山m ³	地山m	0.000 地山	n°
2	浚渫土以外の泥土			-				搬出先1					km		地山m ³	地山町		
		0.000 地山m		地山m²	地山m			搬出先2					km		地山m ³	地山m	0.000 地山	m ²
- 1	浚淳土							撤出失1					km	1127	地山m³	地山m		
-	(建設汚泥を除く)	0,000 地山m	1	地山m ³	地山m			搬出失2				1	įkm		地山m³	地山m	0.000 地山	m ³
П	중화		101111111	0.000	0.000													
\perp	50,000	0.000 他山m		地山m ²	地山m										0.000 始山m³	0.000 地山m	2000 地山	n"
	コード*10	2.裏込材		コード*11	2.股木		ード#12 江条件につい	\T	ード*13 主設廃業物の場合	1			【建設発生土の	場合1				
-	3.埋戻し材 4.その他 一般廃棄物は記入し 土壌汚染対策法に基	ないで下さい。		3.天日乾が 4.その他			1.A指定処分 (発注時に 2.B指定処分 (発注時に		1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度に 4.中間処理施設(よる処理アスファルト合材ブラン	以外の再資源化施設)		1.売却 2.他の工事を 3.他の工事を	を場(内別 を場(海回 変物最高	を) (5) 7.採 情処分場を除く 8.膜 9.廃	事予定地·仮置 再利用の目的か 石場·砂利採取 業物最終処分導 業物最終処分場 土結場·残土処分	ない場合) 弥地等復日 (優土とし) (優土以外	事業(の受入)

再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副產物搬出実施

	主設副産物	 発生量 	_		易内利用·	_			現場が	班 口	について							再生資源
	の 技 類 場外搬出時 の性状	(提削等) =(2+(3)+(4)	用途 3-h*	②利用重	うち現場内 改良分	法	③減量化量	搬出先名称	区分	第工条件の 内容 3-1・12	搬出先場所住所	住所コード +4	運搬距離	一 報出先 の種類 3-3* +1)	④現場外搬出量		⑤再生3 利用促3	促進 第2+0+5
-	コンクリート境	+MAXINET	*10	小佐森第三位まで	小機品建工位置的	the state	中華直集正在まで	搬出先1		- 1 - 15				+	小数点第三位まで	小数点第三位まで		_
	2257-1-14	0.000 12		12	14	0000		搬出先2	_				km	+	トン	1		
**	建拉数生产权人	0.000 10		17		RUKU.		搬出先1				_	km	+	+2 V4	HAMMING THE	0.000	h2
建設	(位、ボードなど大量性が必要を含って	0,000 F2		トン	12	, COCO	*******	搬出先2					km	-	- F2		0.000	12
22	5.661	0.000 P2				20523111	***********	搬出先1					km	_	1-2	トン	0.000	-
	アスファルト・コンクリート推	24 0000		15	143	2620		搬出先2					km	+		15	0.000	
-		0000 12	1000	THE ROLL OF				搬出先1	_			_	km	+	h)	STATE OF THE PARTY	0.000	-
	その他があき間	24 000.0	10300	then him	(Managa)	ALC: N		搬出失2					km	+	F2	kaanaa	0.000	
ŀ	建設発生末収分	0.000 12	L.Charle	N SACTORIA SECURIO	EXPENSES OF THE			搬出先1					km	+	h>		0.000	
	(北京、新選用などが展開をなったち	د١ ٥٥٥٥		トン	1-2	2000		搬出失2					km		15		0.000	
ŀ		0.000 12		17		20312111		搬出先1					km		+>	トン	0.000	-
- 1	建設污泥	C4 0000		12			F	搬出先2					km	-	F2	12	0.000	0.
ŀ		0.000 12	1000000	NAME OF STREET			THE SHEAR HE	搬出先1					km	_	1 PV	DE HESTOTE DE SE	0.000	~
. 1	金属くず	0000 F	, Henry	1045066		besi		搬出先2					km	+			0.000	
١,	m in 1/2 - 1 m - 10	0.000 12	775			10000	120000000000000000000000000000000000000	搬出先1					km	_	h)		0.000	-2
2	廃塩化ビニル管・程 手	0,000 10						敷出先2					km	+	F>		0.000	
1	8793792	0.000 P2	100	()(:)()() ()		*		搬出先1	_				km	1	12		0.000	-
	(廃塩化ビニル管・雑手を	0.000 1.7	16367			Kirshi.		搬出先2					km	+	F2		0.000	
ŀ	BO	0.000 F2	10000	A CHICAGO		4	*******	搬出先1		-			km		+ν	Action to the second	0.000	
	廃石膏ポード	17	1836	102000		1830	1000000	搬出先2					km	·	- V4			
, -		0.000 12	100000		234364 6636	*****	10000	搬出先1					km		+>	e mantanta	0.000	
1	紙くず		HOED.		poce	M		搬出先2					km	-	- F2	emenne		
ŀ		0.000 12	NO.	Station of	\$66 har har harde	1000	madala	搬出先1					km		+ V	HOME SHOWN	0.000	-2
- 1	73A'33 (R\$15)	11	DEM					搬出先2					km	-	1	hommen		
ŀ		د۱ 000.0	10000	100000000000000000000000000000000000000	\$20 DE SECURIO			搬出先1					km		+2 +2		0,000	-2
- 1	その他の分別 された楽度物	0000 F2	KOKO			ROKE:		搬出先2					km	+	+ ×			
ŀ	混合状態の接棄物	0000 62	11140111	************				搬出先1					km	-	F2		0.000	~
	(建設混合廃棄物)		Hillin			i bicici		搬出先2					km		- F2	ominine i		
+	第一排	24 0000	THE STATE OF	THE STREET		*******		製出先1				_	km	-		historiani di	0.000	-7
-	建設発生土	0.000 10.11		26.15.2	786.15.2	, 2000	100000	搬出先2					km		地山m ³	地山m ³		
ŀ	第二種	0.000 地山州	-	testim'	地山山	23423113	CHENCHELLE	搬出先1				_	km	-	#tilim ³	thillm'	0.000 th 11	m"
	建设条生土	0.000 10.1		46.1.	abort.			搬出先2					km	-	# ill m ³	地山m [®]		
ŀ	第三種	0.000 地山州	-	thum'	#htlm	200000		搬出先1	_				km		#tilim ³	thilim"	0000 tetl	m'
	建投発生土	a new labels		10.1. 3	the state of	B 11 2 3 17 1		搬出先2						+	姓山m ³	#billim ³		
	第四種	0.000 地山m	-	#Eslam ³	地山山	6174574	10000000	搬出先1					km		地山m ³	_	0.000 te LL	m"
	建设発生土	12222	1			KI SI	161516262	搬出先2					km km	-	地山m³	#hilim ²		,
١.	是以先生工	0.000 地山m	-	地山m ³	地山m	31(3310)		搬出先1	_				km	-	地山m ³	地山m	0.000 tetl	m"
	浚渫土以外の泥土			10.1	and the same	,0000		- Control of the Cont						-	地山m ³	地山m		,
ŀ	100 THE -	0.000 thilim	-	#Billim"	地山m		i Silentalio	搬出先2					km	-	#slim ³	100000000000000000000000000000000000000	0.000 地山	m"
- 1	没漢土 (建設汚泥を除く)					, tipitin		搬出失1					km		她山m ²	Hellim"		
-	いたはりたどがく)	0.000 地山m	-	thilim'	地山m			搬出先2	i di ununununu	non-mon	каканоналоненского изи	and handle man	km		#tilim ³	aguim"	0.000 te il	m"
	숨 참	12-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-		0.000	0.000	- Constant	D ESCRIPTION OF THE PROPERTY							ubili b	2222 227400-40			.,
_	- 77.74	0.000 地山州	Teresia	thillm*	#htlim		distribution of the second					HOROGOROGO	эноновсясии	naidica	0.000 地山m³	0.000 ₩IIIm"	0.000 地口	m"
	ユード+10 1.路整料	2.表込材		コード*11	2.脱水	7	コード+12 厄工条件につい	NC ITE	F+13 全廃型物の場合	1	superior comments and		【建設発生土の	0場合)	****	7-5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		
	3.埋戻し材			3天日乾如			1.A指定処分	No.	売却		8.凑棄物最終処分均	羅(海面処分場)	1.売却		6.1	事予定地·仮置均	善・ストックヤ	-1-
	4.その他			4.その他			7.66 TO 165 F	(指定されたもの) 2	他の工事現場		9.廃棄物最終処分均		2.他の工事			再利用の目的が	771 (担命	NO.

工業件について 1.4間変更分 (発注時に指定されたもの) 2.8間変形分(もしては零額変形分) (発注時には指定されていないが、 発注機に設計変更し指定船分とされたもの) 3.自由船分

【建設廃棄物の場合】 1 売却 2.他の工事現場 8.湊棄物最終処分場(海面処分場) 9.羨棄物最終処分場(内陸処分場) 3 広域認定制度による処理 3 仏域認定 物域による処理 4 中間景理施設(アスファルト合材プラント) 5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6 中間影理施設(サーマルリサイクル) 7 中間処理施設(単純焼却)

6.工事予定地・仮置塔・ストックヤート (再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 3 世の人事投資、(海田) / 14七頃 / 14七頃 / 14七頃 / 14七頃 / 14七頃 / 14七頃 / 14世頃 8.廃棄物面終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土弦場・残土処分場

一般復棄物は記入しないで下さい。土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

Ⅲ 関 係 資 料

1 建設発生土再利用要領

(令和2年12月24日付け検第807号)

(目的)

第1条 この基準は、茨城県土木部が発注する建設工事において、建設発生土を搬出又は再利用する場合の標準的な取り扱いを定めることにより、建設発生土の有効利用を図ることを目的とする。

なお,本要領の適用にあたっては,設計段階において土量配分計画を十分検討し,切土・ 盛土量が均衡するよう努めること。

(施工条件の明示)

第2条 工事発注者は、取り扱う土量に関わらず建設発生土の搬出先等について、特記仕様 書に明示するものとする。

(公共工事間の利用調整及び再利用促進)

第3条 建設発生土の搬出先等については、建設発生土情報検索システム等により、事前に情報収集し部内及び国等の他機関との調整に努め、次の優先順位によって建設発生土の有効利用を図ることを原則とする。

なお、土砂の購入は極力抑え、土質によっては工法を工夫するなどして建設発生土の再利用を図るものとする。

- (1)公共工事・事業間流用又は事業地内へのストック
- (2) (一財) 茨城県建設技術管理センターが管理運営するストックヤードの利用
- (3) その他, (株) 建設資源広域利用センター(UCR) が斡旋する土砂受入地等の公共 工事間流用を促進するための施設又は土地の利用
- 2 第1項の方法が不可能な場合は、発注後に関係法令、条例等を勘案して受注者と協議のうえ、発注者が適切な受入れ先を選定することを特記仕様書に明示して必要に応じて契約変更するものとする。

(運搬距離)

第4条 建設発生土の運搬出先については,50kmの範囲で調査,調整するものとする。

(土質改良等)

第5条 掘削したままの状態では再利用できない建設発生土は、原則として発生側工事で適 正な費用を計上し改良のうえ、自ら利用又は工事間流用を優先する。

なお、自ら利用又は工事間流用ができない場合は、再資源化施設へ搬出する。

2 建設発生土の土質区分による利用については、「発生土利用基準(平成18年8月10日 付国土交通省通知)」の適用用途標準等を参考にして利用調整するものとする。

(注意事項等)

- 第6条 建設発生土の再利用に関する積算,手続き等に関して下記事項に留意するものとする。
 - (1) 建設発生土の再利用に関する有料道路利用料,ストックヤード利用料金,処分費等は,「茨城県土木部・積算基準及び標準歩掛」土木編第2章工事費の積算に定める「処分費等」の取扱いによる方法で間接費工事費等を積算するものとする。
 - (2) 建設発生土が発生する工事においては、別紙1の内容を特記仕様書に記載するものとする。
 - (3) 建設発生土を100 m³以上搬出する工事については、別紙2の建設発生土に関する情報内容を特記仕様書に記載し、搬出前に別紙様式により搬出先市町村の環境担当窓口あてに提出するものとする。

(適用日)

平成10(1998)年 3月23日改訂

令和 2(2020)年12月24日改訂 令和3(2021)年1月1日起工決議から適用

表-1 土質区分基準

		コーン	土質材料	の工学的分類*6),7)	備考	**6)
区分 (国土交通省令) *l)	細区分*2),3),4)	指数 q _c *5) (kN/m²)	大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれ	第1種	-	礫質土 砂質土	礫 {G}、砂礫 {GS} 砂 {S}、礫質砂 {SG}	_	
らに準ずるもの	第1種改良土*8)		人工材料	改良土 {I}	_	
第2種建設発生土	第 2a 種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	_	
砂質土、礫質土	第 2b 種	800	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	_	111 L
及びこれらに準ずるもの	第2種改良土	以上	人工材料	改良土 {I}	_	*排水に考 慮するが、
第3種建設発生土	第 3a 種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	_	降水、浸出 地下水等に
通常の施工性が 確保される粘性	第 3b 種	400	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	より含水比 が増加する
土及びこれに準	另 30 俚	以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	_	と予想され
しずるもの し	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	_	る場合は、 1ランク下
第4種建設発生土	第 4a 種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	_	の区分とす
粘性土及びこれ に準ずるもの		200	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	る。
(第3種建設	第 4b 種	以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	_	*水中掘削
(発生土を除く) 人		以上	有機質土	有機質土 {0}	40~80%程度	等による場 合は、2ラ
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	_	ンク下の区
	泥土a		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}		分とする。
		200	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
泥土*1),*9)	泥土b	- Z00 - 未満	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	_	
		个個	有機質土	有機質土 {0}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	_	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 59、 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 60) においては区分として第 1 種〜第 4 種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。
- *3) 表中の第1種〜第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種 改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質 改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、 土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方 法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和 46 年 10 月 16 日 環整 43 厚生省通知)
 - ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成 13 年 6 月 1 日 環廃産 276 環境省通知)
 - ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

^{*1)} 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。 *2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準(1)

適	用 用 途		工作物		建築物		木構造物		道道	 			
		C	の埋戻し	0	⊃埋戻し*1	C	の裏込め		路床		路体		
区分		評価	留意 事項	評価	留意 事項	評価	留意 事項	評価	留意 事項	評価	留意 事項		
第 1 種 建設発生士	第1種	0	最大粒 径注意 粒度分 布注意	0	最大粒 径注意 粒度分 布注意	0	最大粒 径注意 粒度分 布注意	0	最大粒 径注意 粒度分 布注意	0	最大粒 径注意 粒度分 布注意		
	第1種 改良士	0	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意		
第 2 種建設発生土	第 2a 種	©	最大粒 径注意 細粒分含 有率注意	0	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意 細粒分含 有率注意	©	最大粒 径注意	0	最大粒 径注意		
れらに準ずるもの	第 2b 種	0	細粒分含 有率注意	0		0	細粒分含 有率注意	0		0			
	第2種 改良土	0		0	表層利用注意	0		0		0			
第 3 種 建設発生土 、	第 3a 種	0		0	施工機械の 選定注意	0		0		0	施工機械の 選定注意		
通常の施工性が確保 される粘性士及びこ	第 3b 種	0		0	施工機械の 選定注意	0		0		0	施工機械の 選定注意		
れらに準ずるもの	第3種 改良土	0		0	表層利用注意 施工機械の 選定注意	0		0		©	施工機械の 選定注意		
第 4 種	第 4a 種	0		0		0		0		0			
建設発生土	第 4b 種	Δ	-	0		\triangle		\triangle		0			
料性士及びこれらに 準ずるもの	第4種 改良土	Δ		0		\triangle		Δ		0			
	泥土a	Δ		0		Δ		Δ		0			
泥土	泥土b	Δ		Δ		Δ		Δ		\triangle			
	泥土 c	×		×		×		\times		\triangle			

[評 価]

- ◎:そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- 〇:適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。
- \triangle :評価が \bigcirc のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×:良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

一土質改良の定義

含水比低下:水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整:利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強:固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等:セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

最大粒径注意:利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意:利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意:利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意:液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意:透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意:表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意:過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意:淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備 考]

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し:一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋立て:水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準(2)

適	用用途		河川	樂	堤		土 地	造	成
			高規格堤防		一般堤防		宅地造成	(公園・緑地造成
区分		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種建設発生土 (砂礫及びこれらに準	第1種	0	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	0		0	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	0	表層利用注意
(ずるもの	第1種 改良土	0	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	0		0	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	0	表層利用注意
第 2 種建設発生土 砂質土礫質土及びこれらに準ずるもの	第 2a 種	0	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	0	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	0	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	0	表層利用注意
	第 2b 種	0	粒度分布注意	0	粒度分布注意	0		0	
	第2種 改良土	0	表層利用注意	0	表層利用注意	0	表層利用注意	0	表層利用注意
第 3 種 建設発生土	第 3a 種	0	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	0	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	0	施工機械の 選定注意	0	施工機械の 選定注意
通常の施工性が確保 される粘性士及びこ れらに準ずるもの	第 3b 種	0	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	0	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	0	施工機械の 選定注意	0	施工機械の 選定注意
	第3種 改良土	0	表層利用注意 施工機械の 選定注意	0	表層利用注意 施工機械の 選定注意	0	表層利用注意 施工機械の 選定注意	0	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第 4 種 建設発生土	第 4a 種	0		0		0		0	
と と と と と と と と と と	第 4b 種	0		0		0		0	
準ずるもの	第4種 改良土	0		0		0		0	
	泥土 a	0		0		0		0	
泥土	泥土b	Δ		Δ		Δ		Δ	
	泥土c	×		×		×		Δ	

表-3 適用用途標準(3)

適	用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立※2
区分		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種建設発生土	第1種	0	最大粒径注意 粒度分布注意	0	最大粒径注意 粒度分布注意	0	粒度分布注意 淡水域利用注意
砂、礫及びこれらに準ずるもの	第1種 改良土	0	最大粒径注意	0	最大粒径注意	0	淡水域 利用注意
第 2 種建設発生土	第 2a 種	0	最大粒径注意	0	最大粒径注意	0	
砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの	第 2b 種	0		0		0	粒度分布注意
	第2種 改良土	0		0		0	淡水域 利用注意
第 3 種建設発生土	第 3a 種	0		0	施工機械の 選定注意	0	粒度分布注意
通常の施工性が確保 される粘性土及びこ れらに準ずるもの	第 3b 種	0		0	施工機械の 選定注意	0	
103(24), 500	第3種 改良土	0		0	施工機械の 選定注意	0	淡水域 利用注意
第 4 種 建設発生土	第 4a 種	0		0		0	粒度分布注意
	第 4b 種	Δ		0		0	
準ずるもの	第4種 改良土	\triangleleft		0		0	淡水域 利用注意
	泥土 a	Δ		0		0	
泥土	泥土b	Δ		Δ		0	
	泥土c	×		×		\triangle	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

				-						
					4.75mm ふるいを通過したもの。					
	試			料	ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過					
					させたものとする。					
出きはの佐制	干		ル	元	内径 100±0.4mm					
供試体の作製	7	_	<i>)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	Γ	容量 1,000±12 cm 3					
	ラ	ン	マ	ĺ	質量 2.5±0.01kg					
	突	Ħ		め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±					
	矢	固	(8)		0.15cm の高さから 25 回突き固める。					
	П	ーンペネトロ	コメーク	ター	底面の断面積 3.24 ㎡、先端角度 30 度のもの。					
	貫	入	速	度	1cm/s					
測 定					モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を					
	方			法	供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入し					
					た時の貫入抵抗力を求める。					
	世	7 144	垥	+	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗					
計算	貫	入 抵	抗	力	力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。					
pl		·	(_ \	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 ㎡					
		ーン指数	(q c	;)	で除する。					

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

建設発生土に関する特記仕様書作成例

【発生土を現場内利用する場合】

本工事における発生土については、下記により発生土を仮置きし、現場内で利用すること。

- (1) 仮置場所:○○市○○○○(県道○○△△線の事業用地)
- (2) 土 質: 〇〇〇
- (3) 土 量:○○○㎡ (地山換算土量)
- (4) 仮置条件:(昼夜間の別,大型車規制,伝票の使用,法律・条例等)
- (5) 発生土の仮置きにあたっては、周辺環境に配慮し仮囲い及び資材であることを掲示する看板を設置等の必要な措置を講じること。

【発生土を工事間流用する場合】

本工事における発生土については、工事間流用を行うこととし、下記の工事に搬出すること。

- (1) 搬出先:○○市○○地内の○○○ (工事番号, 工事名称等)
- (3) 土 量:○○○㎡ (地山換算土量)
- (4) 運搬距離:片道運搬距離○○km
- (5) 搬出条件:(昼夜間の別,大型車規制,伝票の使用,法律・条例等)
- (6) 発生土の搬出手続き等は監督員の指示による。受注者は、工事間流用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。

【ストックヤードを利用する場合】

本工事における発生土については、下記により搬出すること。

- (1) 搬出先は, (財) 茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。) が管理する○○ストックヤード(○○市○○地内)とし、片道運搬距離は○○km とする。
- (2) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを管理センターに対して行うこと。
- (3) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その 結果を管理センターへ提出すること。
- (4) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (5) ストックヤード利用料金は、設計地山土量 1 m^3 当たり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円(消費税抜き)とし、管理センターの請求により支払うこと。
- (6) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。

第6条4項関連 特記仕様書作成例

第〇〇条

受注者は、本工事から建設発生土を100㎡以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- 1 工事件名,工事概要,工事場所
- 2 工事発注機関名,工事発注機関監督職員名,連絡先
- 3 工事受注者名, 現場代理人名, 連絡先
- 4 建設発生土の運搬業者名
- 5 建設発生土の受入先名 (搬出先事業所名等), 住所
- 6 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
- 7 建設発生土の搬出時期 (搬出期間)
- 8 建設発生土の土質(砂質,ローム等),土量(m³)

建設発生土搬出のお知らせ

				年	月	日
殿						
<u>_</u> v×						
	会	社	名·			
		代理人				

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件	名			
工 事 場	所			
工 事 概	要			
工 事 発 注 機	関 名			
工事監督職員又は担	且当者名			
連絡	先			
工 事 受 注	者名			
担当者名·連	8 格 先			
建設発生土の運	搬業者			
建設発生土の受入	. 先名等			
住	所			
建設発生土の運	搬経路	(別添図面のとおり)		
建設発生土の搬	出時期			
建設発生土の土質	・土量	土質:	土量:	m³

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

記入例

建設発生土搬出のお知らせ

○○年○○月○○日

	○○市○○部○○○○課	殿
--	-------------	---

会 社 名: <u>○○○○建設株式会社</u> 現場代理人名: <u>○○</u>○○

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工	事	件	名	○国補○○第 号 ○○改良工事
エ	事	場	所	一般県道○○○線 ○○市○○地先
エ	事	概	要	土工 ○○○m3 路盤工 ○○○m2 舗装工 ○○○m2 法面工 ○○○m2 仮設工 1式
工	事 発	注機	月 名	茨城県○○土木事務所
工事	事監督職員	員又は担当	省者名	監督員:(正)主任 〇〇〇〇,(副)係長 〇〇〇〇
連		絡	先	道路整備課 TEL:029-000-0000
工	事 受	注 者	名	○○○○建設株式会社
担	当 者 名	· 連 ;	絡 先	OOOO TEL:029-000-0000
建調	設発生土	この運搬	業者	○○○○建設 (株)
建調	2発生土	の受入先	名等	○○○○道路改良事業(○○土木事務所事業)
住			所	○○市○○地先
建調	設発生士	この運搬	経路	(別添図面のとおり)
建調	設発生士	この搬出	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
建訂	 没発生土	の 土質・	土量	土質:砂質土 土量: 〇〇〇〇㎡

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

2 茨城県ストックヤード等管理運営要網及び利用規則

茨城県ストックヤード等管理運営要綱

(平成9年3月24日付け検第107号 土木部長通知 別紙)

(目的)

第1条 この要網は、財団法人茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。) が管理運営するストックヤード及び受入地の管理運営に関する基本的事項を定めることに より、建設発生土の有効利用と適正処理を促進し、もって公共事業の円滑な推進、建設発 生土に関する不適正処理の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要網において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)建設発生土:建設工事から発生する土砂のうち,当該工事現場から搬出される土砂で, 資材として利用できるものをいう。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に 規定する廃棄物の範囲に属さないもの)
- (2) ストックヤード:建設発生土を利用するため一時的に仮置きし、時間調整を行う場所及び付帯施設を有する施設をいう。
- (3) ストックヤードの利用:ストックヤードに建設発生土を持ち込むこと又はストックヤードから建設発生土を持ち出すことをいう。
- (4) 受入地:ストックヤード以外において、建設発生土を適正処理するための場所及び付帯設備を有する施設をいう。
- (5) 受入地の利用:受入地に建設発生土を持ち込むことをいう。
- (6) ストックヤード等: ストックヤード及び受入地を総称する。
- (7)搬入土:ストックヤード等に持ち込む建設発生土をいう。
- (8) 搬出土:ストックヤードから持ち出す建設発生土をいう。
- (9) 工事監督員:工事発注者における工事の監督員をいう。
- (10) 工事請負人: 工事発注者と工事請負契約を取り交わした者及びその現場代理人をいう。

(ストックヤード等の管理運営)

- 第3条 管理センターが管理運営するストックヤード等は、この要網に基づいて管理運営するものとする。
- 2 ストックヤード等の利用に関する費用(以下「利用料金」という。)は、各年度の実施要 単価(労務・資材)単価(茨城県土木部制定)に定める単価を適用する。
- 3 管理センターは、ストックヤード等ごとに利用方法等を定めたストックヤード等利用規 則を別に定めるものとする。

(設計図書への条件明示等)

第4条 工事発注者(以下「発注者」という。)は、ストックヤード等を利用する場合は、管理センターと協議のうえ、原則として特記仕様書でストックヤード等の利用を明示するも

のとする。

- 2 前項による場合は、当該工事現場からストックヤード等又はストックヤードから当該工 事現場までの運搬費及び利用料金を設計に計上するものとする。
- 3 前項各項にかかわらず,発注者が別に定めた場合はこの限りではない。

(ストックヤード等の利用手続き)

- 第5条 工事請負人は、特記仕様書等によりストックヤード等の利用を明示された場合は、 次の手続きを経てストックヤード等を利用するものとする。
 - (1) ストックヤード利用申請書を作成し、工事監督員の確認を受けた後、ストックヤード 利用車両証発行願及び運搬経路図を添付して、原則として利用開始日の10日以前に管 理センターに提出しなければならない。
- (2) 前号に揚げる書類の審査を受けた後、管理センターからストックヤード利用券及び利用車両証の交付を受けなければならない。
- (3) ストックヤード利用申請書はストックヤード利用車両証発行願の内容に変更が生じた場合は、ストックヤード利用計画届けを管理センターに提出しなければならない。

(ストックヤード等の利用)

- 第6条 前条により、ストックヤード等の利用を認められた工事請負人は、運搬車両の前部 にストックヤード利用車両証を提示するとともに、乗務員にストックヤード利用券を携帯 させなければならない。
- 2 乗務員は、搬入土を搬入する場合は、ストックヤード等の入口においてストックヤード 管理人にストックヤード利用券を提出し、搬入土の品質、数量等の確認を受けた後、指定 された場所に荷下ししなければならない。
- 3 乗務員は、搬出土を搬出する場合は、ストックヤード等の入口においてストックヤード 利用券を提出し、指定された場所から受け取らなければならない。
- 4 乗務員は、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、車両を清掃し、公道等に土砂等を落下させないように努めなければならない。
- 5 工事請負人は、承認を受けた運搬経路図によって車両を運行しなければならない。 なお、運搬経路に変更が生じた場合は、予め管理センターに報告しなければならない。

(搬入土の品質管理)

第7条 管理センターは、搬入土がストックヤード利用規則に定められた品質と著しく異なると判断した場合は、直ちに工事監督員に連絡するとともに、工事監督員及び工事請負人の立合のもとに協議し、この結果、受入土質基準と異なると判断した場合は、工事請負人は直ちに除去しなければならない。

(完成報告及び精算)

- 第8条 工事請負人は、ストックヤード等の利用を完了した場合はストックヤード利用完了 報告書を作成し、工事監督員の確認を受けた後、管理センターに提出しなければならない。
- 2 工事請負人は、第5条により交付を受けた利用車両証及びストックヤード利用券の残券 を、前項のストックヤード利用完了報告書に添付して、管理センターに返却しなければな らない。

3 工事請負人は、管理センターからの請求に基づき、請求目から30日以内に指定された 方法で利用料金を支払わなければならない。

(管理センターの責務)

- 第9条 管理センターは、ストックヤード等の管理状況について、毎年、半期ごとに検査指導課に報告しなければならない。
- 2 管理センターは、ストックヤード等の管理運営にあたって事故等が発生した場合は、当 該土木事務所及び検査指導課に報告しなければならない。

(その他)

- 第10条 この要網に定めのない事項については、検査指導課及び管理センターが協議して定めるものとする。
- 2 工事請負人は、この要網について疑義が生じた場合は、ストックヤード等管理者に指示に従わなければならない。

付 則

(適用期日)

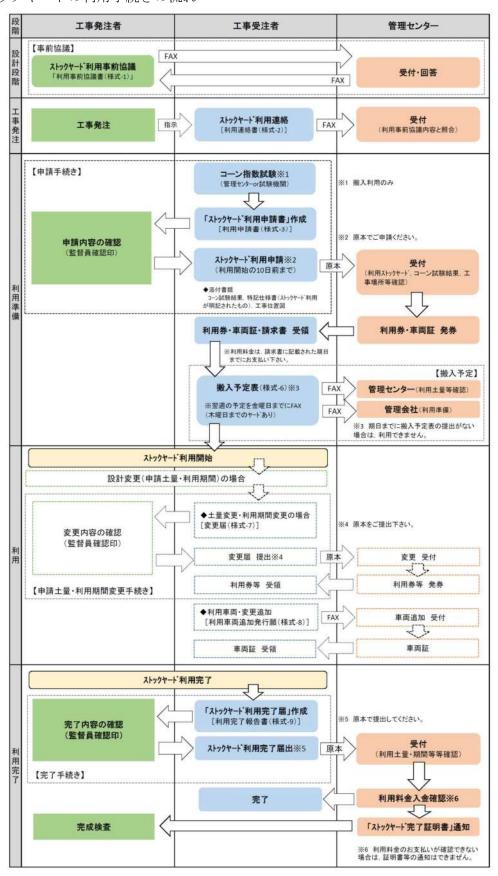
1 この要網は、平成9年4月1日から適用する。

(経過処置)

2 従前の茨城県ストックヤード運営要網は、平成8年度に茨城県土木部と管理センターが管理運営協定を締結したストックヤード等の管理運営に適用する。

(参考) 留意事項

・ストックヤードの利用手続きの流れ



※ストックヤード利用料金については、「実施用(労務・賃料・市場・資材)単価」を参照

ストックヤード等利用規則 (2014)

(目 的)

第1条 この利用規則は、一般財団法人茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。) が「茨城県ストックヤード等管理運営要綱」(以下「要綱」)第3条第3項に基づき、ストックヤード等の利用に関して基本的事項を定めることにより、ストックヤード等の適正かつ円滑な運営を行うことを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 ストックヤード等を利用できる工事は以下の工事とする。
 - (1) 国、地方自治体およびその関係機関が発注する工事(以下「公共工事」という。)で、ストックヤード等の利用が設計図書に明示されている工事。
 - (2) 国、地方自治体が出資又は関係する団体等が発注する工事。
 - (3) 公益性の高い工事と判断されるもの。

(ストックヤード等)

第3条 ストックヤードとは、建設発生土を再利用するため土砂を一時的に仮置きし時間調整を行う場所及び付帯設備を有する施設をいう。また、ストックヤード以外において建設発生土を適正利用するための場所及び付帯設備を有する施設を受入地といい、ストックヤード及び受入地を総称してストックヤード等とする。

(開設・廃止等の協議・報告及び周知)

- 第4条 管理センターは、ストックヤード等を開設,区域等の変更または廃止する場合、茨城県土木 部検査指導課長(以下「検査指導課」という。)と事前に協議を行い、了承後、検査指導課に 報告を行うものとする。
 - 2 管理センターは、前項の協議後、開設,区域等の変更,廃止の情報について、ホームページ やその他の手法により利用者等へ広報するものとする。

(開設・更新協定等)

第5条 管理センターは、ストックヤード等を開設もしくは更新する場合、ストックヤード等毎に目的、場所、期間、周辺環境への考慮、運用方針等を定めた協定または賃貸借契約を、地権者およびその関係者等と締結するものとする。

(利用事前協議)

第6条 発注者は、工事発注前に茨城県建設発生土情報検索システムに工事情報を登録した後、管理 センターと利用可能なストックヤード等及び、土量・土質・利用時期等について、「ストック ヤード等利用事前協議書」(様式-1)により協議する。

(利用手続き)

第7条 工事受注者(以下「ストックヤード等利用者」という。)は、前条の事前調整を行った工事 について、次の様式により管理センターに、ストックヤード等の利用申請を行う。

なお、申請土量については、発注機関の設計土量とする。

様 式	名 称	備考
様式-2	ストックヤード等利用連絡書	工事受注時(ストックヤード等利用者が記入)

様式-3 ストックヤード等利用	申請書 利用車両の番号併記	※利用開始の10日前までに提出
-----------------	---------------	-----------------

ストックヤード等利用申請書(様式-3)の添付書類

様 式	名 称	備考
任意様式 工事場所位置図(写)		工事場所が確認できるもの
試験機関様式	土質試験の試験結果表(写)	利用土量に関わらず全て実施
発注機関様式	特記仕様書等(写)	ストックヤード等利用を明記した書式

2 管理センターは、前項の申請に基づき、次の様式をストックヤード等利用者に交付する。

様 式	名 称	備考
様式-4	ストックヤード等利用券	未使用の利用券は全て返却
様式-5	ストックヤード等利用車両証	使用後の車両証は全て返却

3 ストックヤード等利用者は、ストックヤード等の利用予定について、管理センター並びにストックヤード管理会社に次の様式を提出しなければならない。

様 式	名称	備考
様式-6	ストックヤード等週間搬入・搬出予定表	利用前週の金曜日までに提出

4 ストックヤード等利用者は、利用期間・土量の変更及び車両の変更・追加があった場合、管理センターに次の様式を提出しなければならない。

様 式	名称	備考
様式-7	ストックヤード等利用変更届	変更利用開始の10日前までに提出
様式-8	ストックヤード等利用車両証追加発行願	利用開始の5日前までに提出

5 管理センターは、前項の変更届等を受けた場合には、第2項の様式をストックヤード等利 用者に交付する。

(ストックヤード等利用者の責務)

- 第8条 ストックヤード等利用者が建設発生土をストックヤード等に搬入する場合、運搬車両の乗務 員は車両の前部に利用車両証を掲示し、入り口においてストックヤード管理会社に利用券を提 出し、搬入土の品質、数量等の確認を受けたあと指定された場所に荷下ろししなければならな い。
 - 2 ストックヤードから建設発生土を搬出する場合も、前項の手順に従い、積み込みを受けるものとする。
 - 3 ストックヤード等利用者は、建設発生土の運搬にあたり、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(ダンプカー規制法)の遵守、過積載違反や交通規制等に違反しない等、道路交通法等の関係法令を遵守しなければならない。
 - 4 運搬車両の乗務員についても、道路交通法等の関係法令を遵守すると共に、車両を清掃し、 公道に土砂等を落下させないように努めなければならない。
 - 5 ストックヤード等利用者が下請負人にストックヤード等を利用させる場合、利用にあたって の注意事項を事前に十分説明しておかなければならない。

(搬入土の品質)

- 第9条 ストックヤード等に搬入出来る土砂は、「土質区分基準」(別表-1)に掲げる第三種建設 発生土以上の土砂とする。
 - 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物については搬入できない。

- 3 第三種建設発生土未満の土砂の場合、発生元の工事側で天日乾燥や固化剤混合等により、第
 - 三種建設発生土以上に性状を改善した場合に限り搬入出来るものとする。ただし、セメント系固化剤を使用した場合は、六価クロムの溶出試験を行い土壌の環境基準結果を踏まえた判断となる。(別表-2「搬入土砂の試験及び頻度」及び別表-3「搬入土の環境基準」参照)
- 4 土壌汚染された場所からの建設発生土は、ストックヤード等の利用が出来ない。また、土壌 汚染が懸念される場所からの建設発生土については、管理センターと発注者において協議の上 「搬入土の試験及び頻度」(別表-2)に基づき、土壌の溶出試験(必要に応じて含有量試験) を行い、この試験結果をもとに受け入れの判断をするものとする。(別表-3 「搬入土の環境 基準」)
- 5 ストックヤード等利用者は、搬入土に、ビニール等のゴミ、竹・木の根、コンクリート塊、 アスファルトコンクリート塊などの廃棄物が混入しないように車両へ積込み前に分別を行い、 監督員立会いの元で写真を撮り、利用完了報告時に添付資料(様式-10)を提出する。
- 6 搬入された土砂に廃棄物が確認された場合は、受入を拒否し持ち帰らせ、直ちに発注者並びにストックヤード等利用者と協議し状況確認をした上で、明らかに意図的なものや改善が見られない場合は、利用中止とする。
- 7 降雨等で土質性状が悪化し、目視により明らかに第三種建設発生土未満と判断した場合や、 申請時の土質と大幅に違うことが確認された場合は、利用中止とする。

(料 金)

- 第10条 ストックヤード等の利用料金は、要綱第3条第2項に基づき、茨城県土木部が制定する各 年度の実施用(労務・資材)単価(茨城県土木部制定)に定める単価とする。
 - 2 ストックヤード等の利用料金に変更が生じた場合には、当該工事の起案日を確認し、積算に使用した時点での単価とする。

(請 求)

- 第11条 管理センターは、ストックヤード等利用者から「ストックヤード等利用申請書」または「ストックヤード等利用変更届」を受理後、請求書(様式-12)により利用料金を請求し、ストックヤード等利用者は、速やかに指定された方法で利用料金を納入しなければならない。
 - 2 ストックヤード等利用者は、請求書に記載してある支払期限(申請書に記載した利用期間完了予定日)までに指定された方法で支払わなければならい。
 - 3 利用料金の未払いや再三の督促に応じないストックヤード等利用者に対しては、発注者にそ の旨を報告し、利用料金が完納されるまで一切の利用を認めない。
 - 4 前項の未払い分の入金があった場合でも、次回の利用に際しては、利用料金の前払いを求める場合もある。
 - 5 利用料金未払い分に係るストックヤード等利用者への督促は、別に定めるマニュアル (別表 -4) に基づき行うものとする。
 - 6 ストックヤード等の利用完了報告時に土量の変更が生じた場合の精算については、第12条 第5項の規定によるものとする。

(完了報告)

- 第12条 ストックヤード等利用者は、土砂運搬完了後、工事監督員の確認を受けた「ストックヤード 等利用完了報告書」(様式-9)を管理センターに提出しなければならない。
 - 2 ストックヤード等利用者は、前項の完了報告書提出の際、「ストックヤード等利用券」の未使用券と「ストックヤード等利用車両証」を管理センターに返却しなければならない。
 - 3 ストックヤード等利用者は、ストックヤード等の利用完了報告時に利用土量の変更を申告する場合、「ストックヤード等利用申請変更届」によらず「ストックヤード等利用完了報告書」

をもって行うものとする。

- 4 管理センターは、前項の土量変更があった場合、工事監督員に最終設計土量の相違がないかを確認するものとする。
- 5 管理センターは、前項の土量変更が確認出来た場合において、第 11 条第 1 項により利用料金が納付されている工事で、土量が増加した工事は、ストックヤード等利用者に不足分の請求を行う。また、土量が減じた工事は、ストックヤード等利用者から「ストックヤード等利用料金払戻申請書」(様式-13)の提出を受け利用料金の返金を行わなければならない。なお、第 1 項の完了報告書が提出された時点で利用料金が未納の場合は、最終設計土量をもって利用料金を請求する。

(不適正十量)

- 第13条 管理センターは、ストックヤード等利用者から完了報告を受けた工事で、不適正土量(過剰土量分)が確認できた場合、管理センター・発注者・ストックヤード等利用者の三者で協議を行い、発注者に設計土量の変更を求めるものとする。
 - 2 前項に該当しない場合は、管理センター・発注者・ストックヤード等利用者において別 途協議により適正に対処するものとする。

(完了証明)

第14条 管理センターは、第12条第1項の「ストックヤード等利用完了報告」を受け、利用料金の 全額入金が確認できた場合、受付印を押印した「ストックヤード等利用完了報告」の写しをス トックヤード等利用者に、「ストックヤード等利用完了証明書」(様式-11)を発注者に提 出する。

(報告)

- 第15条 管理センターは、要綱第9条に定めるストックヤード等の管理状況について、半期毎に検査 指導課に報告する。
 - 2 管理センターは、ストックヤード毎の毎月の取り扱い土量実績について、毎月20日までに 検査指導課に報告する。
 - 3 ストックヤード管理運営において事故等が発生した場合、管理センターは、速やかに検査指 導課に報告しなければならない。

(ストックヤードの機能回復)

第 16 条 ストックヤードにおいて、搬出が著しく滞っているために、その機能維持に支障があると検査指導課が認めた場合、その機能回復を行うことを目的として、近い将来において第 2 条で定めた工事による搬出予定がない場合に限り、第 2 条で定めた工事以外にもストックヤードの堆積土砂を搬出することが出来るものとする。

なお、搬出の方法等については、検査指導課と管理センターで協議のうえ決定するものと する。

(ストックヤード等の管理業務委託)

第17条 管理センターは、ストックヤード等の管理業務を委託する場合の業者の選考については、別に定める「委託業者選定基準」に合致した会社を選定し、入札方式で決定する。

(その他)

第 18 条 その他、本規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別に定めるところにより対処するものとし、必要に応じて検査指導課他関係機関等との協議により定めるものとする。

3 建設汚泥再生利用における留意点

(国土交通省「建設汚泥処理土再生利用技術基準」(平成18年6月12日)より抜粋)

建設汚泥の再生利用に際しては、処理、運搬・貯蔵時および利用時における留意点を充分に把握し、適切に施工しなければならない。表に留意点を示す。

表 建設汚泥再生利用における留意点

時期	留意点
1. 処理時	・処理施設は、処理対象となる建設汚泥の性状、処理量、工期、処理ヤード、要求品質等を考慮して適切なものを計画する。また、その設置に当たっては関係法令を遵守しなければならない。 ・固化材および処理土については環境安全性を確認する。*1) ・当該建設汚泥の発生場所が工場跡地であるなど土壌汚染等環境の安全性に不安がある場合は、その項目について土壌環境基準により、土質が変わる毎に調査を行う。
2. 運搬・貯蔵 (仮置き)時	・処理土の運搬を行う場合には、その性状を第4種処理土以上とし、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう留意する。 ・処理土を盛土等に利用するまでの間、貯蔵(仮置き)する場合は、品質が低下しないよう適切な対策を講じるとともに、周辺の環境に影響を及ぼさないよう留意する。
3. 処理土利用時	 ・処理土が生活環境保全上の基準を満たしていること、利用用途毎に設計図書で規定された要求品質に適合していること、等を発注者が確認する。 ・流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。 ・建設汚泥の再生利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土および排水処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなければならない。 ・処理土を用いた盛土や埋戻し等の計画に当たっては、環境対策を検討するため、必要な調査を行う。 ・処理土利用工事の施工前、施工中および施工後には、必要に応じて水質観測を行い周辺水質への影響がないことを確認する。 ・工事区域からの排水は、周辺水域への影響がないよう、関係法令を遵守し、適切な処理を施す。 ・処理土による造成地盤上に植栽を行う場合、植物の良好な生育を促すため、客土や排水工等の対策を実施することが望ましい。 ・処理土を用いた盛土や埋戻し等の施工に当たっては、それぞれの利用用途に定められた指針等の基準に従って転圧等の施工管理を行う。 ・脱水処理や乾燥処理による処理土の利用にあたっては、適切な締固めや使用部位に注意し、地下水・雨水等の浸入による処理土の機能や耐久性が低下しないことを確認して、必要に応じて適切な対策を行い利用する必要がある。
4. 石灰・セメントに よる改良土* ²⁾ 利用 時	・再資源化の方法によっては改良土の pH が高くなることがあるが,このような場合は表流水,浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮(覆土,敷土等)を行うこと。

- *1) 六価クロムについては通達(「セメント及びセメント系固化材の使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」平成12年3月24日付け、建設省技調発第49号、建設省営発第10号、平成13年4月20日付け一部変更、国官技発第16号、国営建発第1号)に従うこと。
- *2) 改良土とは、処理土のうち、セメント・石灰等による安定処理を行ったものを言う。

国 官 技 第 50号 国 官 総 第137号 国 営 計 第 41号 平成18年6月12日付 (別紙)

建設污泥処理土利用技術基準

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理土の土質特性に応じた区分基準および各々の区分に応じた適用用途標準を示すことにより、建設汚泥の適正な再生利用の促進を図ることを目的とする。

2. 適用

本基準は、建設汚泥を建設資材(土質材料等)として盛土等に再生利用する場合に適用する。 なお、環境基本法に基づく土壌環境基準および土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基 準に適合しないものは、本基準の対象外とする。

3. 留意事項

本基準を適用し、建設汚泥を再生利用するに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (以下、「廃棄物処理法」という。)等の関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意しなけれ ばならない。

4. 建設汚泥の定義

「建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの」を建設汚泥という。この場合、建設汚泥は産業廃棄物のうち無機性の汚泥として取り扱われる。建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね $200 \mathrm{kN/m}^2$ 以下または一軸圧縮強さがおおむね $50 \mathrm{kN/m}^2$ 以下 である。なお、地山掘削に伴って生じる掘削物および浚渫土については、土砂および土砂に準ずるものであり、廃棄物処理法の対象外である。

5. 建設汚泥処理土の品質区分基準

(1)品質基準および確認方法

品質区分

建設汚泥処理土(建設汚泥に焼成、脱水、乾燥またはセメント・石灰等による安定処理等を 行い、その性状を改良したもの)を土質材料として利用する場合の品質区分は原則としてコー ン指数を指標とし、表 - 1 に示す品質区分とする。

K · EWIIIIZZZZVZĘNIICOCO IIGENICIE			
基準値	コーン指数 * ^{1,2}	備考	
区分	qc (kN/m²)	MH 15	
第1種処理土	-	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの	
第2種処理土	800 以上		
第3種処理土	400 以上		
第4種処理土	200 以上		

表 - 1 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

品質区分判定のための確認方法

建設汚泥処理土の品質確認に当たっては、利用用途ごとに設計図書で規定された要求品質区分への適合等を確認するものとする。なお、第2種から第4種処理土の品質判定のための試験は、表-2に示す方法で行うことを標準とする。

_				
	判定指標	試験項目	試験方法	頻度
	コーン指数	締固めた土の コーン指数試験	JIS A 1228 に準拠 *	1 日の処理量が 200m³を超える場合、200m³ごとに 1 回、200m³以下の場合、1 日に 1 回

表 - 2 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

^{*)}試料は処理土を一旦ときほぐし 9.5mm ふるいを通過させたものとする。

参考表 -	1	建設汚泥処理土のコー	・ン指数。	(qc)の試験フ	ラ法

供試	其 試料 処理土を一旦ときほぐし 9.5mmふるいを通過させたもの * 1		
体	モールド	内径 100 ± 0.4mm 容量 1,000 ± 12 cm³	
作制	ランマー	質量 2.5 ± 0.01kg	
製	突き固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30 ± 0.15cm の高さから 25 回突き	
大き画の		固める	
測定	コーンペネト	 底面の断面積 3.24cm²先端角度 30 度のもの	
定	ロメーター		

^{*1)} 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(参考表-1参照)

^{*2)} スラリー化安定処理土の指標は,7日後の一軸圧縮強さとする。

貫入速度		約 1cm/s
方法		モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、
	7374	7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入力
算	貝八加加刀	を求める。
	コーン指数	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm²で除する。
(qc)		十圴貝八瓜加刀でコーノ元姉の成画模 5.24CM* C 味する。

^{*1)} JIS A 1228 の土質試験方法と異なるので注意

(2) 生活環境保全上の基準および確認方法

生活環境保全上の基準については、環境基本法に基づく土壌環境基準(溶出量基準)に加えて 有害物の含有量基準とする。ここで、含有量基準については、土壌汚染対策法に基づく特定有害 物質の含有量基準に準ずるものとする。

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥処理土が上記の基準を満たしていることを分析 証明書等で確認するものとする。

6. 建設汚泥の処理方法と利用用途

建設汚泥処理土の利用に当たっては、建設汚泥の性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な 処理方法を選定する。なお、利用用途例を表 - 3 に示す。

処理方法	形状	主な用途					
高度脱水処理	脱水ケーキ	盛土材、埋戻し材					
(脱水処理含む)							
安定処理	改良土	盛土材、埋戻し材					
乾燥処理	土~粉体	盛土材					
スラリー化安定処理	スラリー状	埋戻し材、充填材					
	固化						
焼成処理	粒状	盛土材、埋戻し材					
高度安定処理*2	粒状、塊状	盛土材、埋戻し材					

表 - 3 主な処理方法と利用用途例*1

7. 処理土の適用用途標準

処理土の利用用途は、土質区分に基づき、表 - 4 に示す適用用途標準を目安とする。現状の処理土の土質区分基準では、利用用途に対して および に該当する場合は、高度脱水処理、乾燥処理や安定処理等の土質改良を行うことにより に該当するものとして利用する。

なお、本適用用途標準はあくまで目安であり、実際の施工に当たっては個々の利用用途によって詳細に規定されている品質および施工管理に関する基準に従い利用するものとする。

^{*1)} 建設汚泥の処理に当たっては、廃棄物処理法等に基づき、適切に処理を行わなければならない。

^{*2)} 安定処理とプレスの併用、オートクレープ、養生等による高強度化や、セメント量の増加により可能

表 - 4 建設汚泥処理土の適用用途標準

	適用用途	工作特			物の	土木構造物					道路月	用盛土			河川第	誕		土地造成			ل ا	鉄道盛土		空港盛土		水面埋立て	
`	_	埋戻し	ر	埋戾	€し 1	の裏i	<u> </u>		路床		路体	虐	規格堤防	-	一般堤防	2	宅地造成	公園	園・緑地造成			-/6 <u>m</u> -	2				
区分		評 価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評 価	留意事項	評価	留意事項	評 価	留意事項		
	種処理士 成処理・ 分定処理)		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径 注意		最大粒径注 意 礫混入率注 意水性注意 透水性注意 表層利用注				最大粒径 注意混入 強意 層 表意 注意		表層利用注意		最 大 粒 径 注意		最大粒径 注意		淡水域利 用注意		
第2種 処理土	処理土		細粒分 含有率 注意				細粒分 含有率 注意						粒度分布注 意		粒度分布 注意										粒度分布 注意		
处理工	改良土				表層利用 注意								表層利用注 意		表層利用 注意		表 層 利 用 注意		表層利用 注意						淡水域利 用注意		
第3種処理土	処理土				施工機械 の 選定注意						施工機械 の 選定注意		施工機械の 選定注意 粒度分布注 意		施工機械 の選定 意度分布 注意		施工機械 の選定注 意		施工機械 の選定注 意				施工機械 の選定注 意				
処理土	改良土				施工機械 の 選定注意 表層利用 注意						施工機械 の 選定注意		施工機械の 選定注意 表層利用注 意		施工機械 の選 意 層 利用 注意		施工機械 の選 意 層 利用 注意		施工機械 の選定注 意 表層利用 注意				施工機械 の選定注 意		淡水域利 用注意		
第4種	処理土																										
処理土	改良土																								淡水域利 用注意		

本表に例示のない適用用途に建設汚泥処理土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

- 1 建築物の埋戻し:一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- 2 水面埋立て:水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

注:処理土:建設汚泥を処理したもの。 改良土:処理土のうち、安定処理を行ったもの。

凡例:[評価]

そのままで利用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

:適切な処理方法(含水比低下、粒度調整、機能付加、安定処理等)を行えば使用可能なもの。

:評価が のものと比較して、土質改良にコストおよび時間が必要なもの。

土質改良の定義

含水比低下:水切り、天日乾燥等を用いて含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整 :利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加 : 固化材、水や軽量材・補助工法等を混合や敷設することにより処理土に流動性、軽量性・耐久性などの付加価値をつけることにより利用可能となるもの。 安定処理等:セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による土中水分の固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

留意事項

最大粒径注意 :利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上がり厚さが規定されているもの。

:利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。 細粒分含有率注意

礫混入率注意 : 利用用途先の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意 :液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。または利用用途により粒度分布の範囲の規定があるもの。

透水性注意 : 透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意 :表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意:過転圧などの点で問題があるため、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意 :淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

8. 建設汚泥再生利用における留意点

建設汚泥の再生利用に際しては、処理、運搬・貯蔵時および利用時における留意点を充分に把握し、適切に施工しなければならない。表 - 5 に留意点を示す。

表 - 5 建設汚泥再生利用における留意点

	表 - 5 建設汚泥冉生利用における留意点
時期	留意点
1.処理時	・処理施設は、処理対象となる建設汚泥の性状、処理量、工期、処理ヤード、要求品
	質等を考慮して適切なものを計画する。また、その設置に当たっては関係法令を遵
	守しなければならない。
	・固化材および処理土については環境安全性を確認する。 *1)
	・当該建設汚泥の発生場所が工場跡地であるなど土壌汚染等環境の安全性に不安があ
	る場合は、その項目について土壌環境基準により、土質が変わる毎に調査を行う。
2.運搬・貯蔵	・処理土の運搬を行う場合には、その性状を第4種処理土以上とし、周辺の生活環境
(仮置き)時	に影響を及ぼさないよう留意する。
	・処理土を盛土等に利用するまでの間、貯蔵(仮置き)する場合は、品質が低下しな
	いよう適切な対策を講じるとともに、周辺の環境に影響を及ぼさないよう留意する。
3 . 処理土利用時	・処理土が生活環境保全上の基準を満たしていること、利用用途毎に設計図書で規定
	された要求品質に適合していること、等を発注者が確認する。
	・流出、のり面崩壊対策等、一般的な土構造物と同様の設計、施工上の配慮を行う。
	・建設汚泥の再生利用に際しては、事前に周辺環境を調査し、覆土・敷土および排水
	処理等の環境対策を行い、生活環境の保全上支障を生じさせないようにしなければ
	ならない。
	・処理土を用いた盛土や埋戻し等の計画に当たっては、環境対策を検討するため、必
	要な調査を行う。
	・処理土利用工事の施工前、施工中および施工後には、必要に応じて水質観測を行い
	周辺水質への影響がないことを確認する。
	・工事区域からの排水は、周辺水域への影響がないよう、関係法令を遵守し、適切な
	処理を施す。
	・処理土による造成地盤上に植栽を行う場合、植物の良好な生育を促すため、客土や
	排水工等の対策を実施することが望ましい。
	・処理土を用いた盛土や埋戻し等の施工に当たっては、それぞれの利用用途に定めら
	れた指針等の基準に従って転圧等の施工管理を行う。
	・脱水処理や乾燥処理による処理土の利用にあたっては、適切な締固めや使用部位に
	注意し、地下水・雨水等の浸入による処理土の機能や耐久性が低下しないことを確
	認して、必要に応じて適切な対策を行い利用する必要がある。
4.石灰・セメントに	・再資源化の方法によっては改良土の pH が高くなることがあるが、このような場合
よる改良土*2)利用時	は表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配
	慮(覆土、敷土等)を行うこと。

- *1)六価クロムについては通達(「セメント及びセメント系固化材の使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」平成12年3月24日付け、建設省技調発第49号、建設省営発第10号、平成13年4月20日付け一部変更、国官技発第16号、国営建発第1号)に従うこと。
- *2)改良土とは、処理土のうち、セメント・石灰等による安定処理を行ったものを言う。

4 木くず(伐採・伐根材)及び刈り草、剪定枝の処理要領及び運用

木くず(伐採・伐根材)及び刈り草、剪定枝の処理要領

(平成13年5月27日付け検第217号土木部長通知 別紙)

1. 木くず(伐採・伐根材)の処理について

建設工事により発生する伐採・伐根材は産業廃棄物であるため、現場内での埋立て・焼却等による処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の違法行為にあたるため、(1)~(3)により適正な処理を図ること。

(1) 処理方法について

地域の実情を考慮し以下の中から処理方法を選択すること。

- ①現場内における再生利用を図ること(当面の間は事業主管課と協議必要)
- ②産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

(現場内でチップ化等をした後に処理委託する場合を含む)

※処理を委託する場合はリサイクル化する施設を優先し、ない場合は焼却処分の施設、 管理型最終処分場の順で委託すること。

(2) 積算方法について

- ・産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合は見積りによること。
- ・見積りの徴収にあたっては、運搬業と処分業の許可が別であることから運搬費と処分費に 分けて徴収すること。
- (3) 条件明示について
 - ・発注にあたっては、特記仕様書に処理方法・処分場所・受入条件等を明示すること。

(4) その他

- ・産業廃棄物であることから、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正な処理を させること。
- ・監督者は請負者の処理委託契約が収集運搬と処分を別々に契約しているか、許可条件 に合致しているか、許可証が添付されているか等の確認を行うこと。
- ・処理数量に変更が生じたときは、マニフェスト等により最終数量を確認し、必要があれば 設計変更すること。

2. 刈り草、剪定枝の処理について

道路及び河川・公園等を維持管理するうえで発生する刈り草、剪定枝、枯れ枝等の処理方法等 は以下の(1)~(4)のとおりとし、野外焼却は行わないこととする。

※野外焼却禁止(廃棄物処理法)の例外規定である「維持管理に伴う刈草や剪定枝」は、罰則の適用が除外されるということに過ぎず、あくまでも処理基準に従って適切に処分する必要があることから産業廃棄物と同様、野外焼却を行わないものとする。

(1) 処理方法について

地域の実情を考慮し以下の中から処理方法を選択すること。

- ① 堆肥化等の再資源化施設 (一般廃棄物処分業の許可施設又は元請業者が有する施設) による処理
- ②現場内における再生利用(堆肥化など再生方法、利用方法を明確にすること)

- ③地域の農家等の希望者に還元 (希望者と別添様式を取り交わし配布する)
- ④市町村(一部事務組合含む)の焼却施設による処理
- ⑤民間の焼却施設(一般廃棄物処分業の許可施設)による処理 なお、上記の方法を採用する事ができない場合は事業主管課と協議すること。

(2) 積算方法について

- ・市町村の処理施設に持ち込み処分する場合は必要に応じ処分費を計上すること。
- ・民間施設(処理業者委託・元請け施設)にて処理する場合は見積りによること。

(3) 条件明示について

・発注にあたっては、特記仕様書に処理方法、処分場所、受入条件等を明示すること。

(4) その他

- ・市町村の一般廃棄物の処理に関する条例を厳守すること。
- ・市町村より受入れを拒否される場合があるので、受入れ条件等について事前に確認をとる こと。
- ・民間の処理業者に委託する場合は、できるだけリサイクル化する施設を利用すること。

3. その他

なお、本要領については、当面運用を図りながら問題点等を把握し更なる検討を重ね、今後 の方針を定めていくこととする。

4. 適用日

平成11年7月27日 制定 平成13年5月22日 改定

木くず(伐採・伐根材)及び刈り草、剪定枝の処理要領の運用について

(平成16年12月1日付け検第606号土木部長通知) (平成25年4月23日付け検第 56号土木部長通知)

木くず及び刈草・剪定枝の処理については、平成12年5月27日付検第217号土木部長通知「木くず(伐採・伐根材)及び刈草、剪定枝の処理要領」に基づき、適正な処理を図っているところであるが、運用にあたっての考え方・取り扱いについての不統一が見受けられるため、処理要領の運用にあたっては、次の解説及び注意事項を参考にし、取り扱うものとする。

2. 刈草, 剪定枝の処理について

道路及び河川・公園等を維持管理するうえで発生する刈草、剪定枝、枯れ枝等の処理方法等は、以下の $(1) \sim (4)$ のとおりとし、野外焼却は行わないこととする。

※野外焼却禁止(廃棄物処理法)の例外規定である「維持管理に伴う刈草や剪定枝」は、罰則の 適用が除外されるということに過ぎず、あくまでも処理基準に従って適切に処分する必要があ ることから、産業廃棄物同様、野外焼却を行わないものとする。

(1) 処理方法

地域の実情を考慮し、以下の中から処理方法を選択すること。

- ①堆肥化等の再資源化施設(一般廃棄物処分業の許可施設又は元請け業者が所有する施設)による 処理
- ②現場内における再生利用(堆肥化など再生方法、利用方法を明確にすること)
- ③地域の農家等の希望者に還元(希望者と別添様式を取り交し配布する)
- ④市町村(一部事務組合を含む)の焼却施設による処理
- ⑤民間の焼却施設(一般廃棄物処分業の許可施設)による処理

なお、上記の方法を採用することができない場合は事業主管課と協議すること。

①~⑤の解説及び注意事項

※・ 刈草・剪定枝の収集運搬については、元請業者が自ら収集運搬する場合には許可を要しないが、 下請けが収集運搬する場合は、発生場所の市町村、処理施設のある市町村の一般廃棄物(市町村許 可)の収集運搬業の許可を要するので注意すること。(廃棄物処理法第7条)契約形態は、産業廃 棄物の扱いに準じて行うものとする。(刈草・剪定枝については一般廃棄物なので、建設業法の下 請契約のみでは適法でないので注意すること。)

①345が該当

- ※・ 刈草・剪定枝を、発生する市町村外の堆肥化等の再資源化施設に搬出する場合は、堆肥化等の再資源化施設がある市町村に連絡し、市町村外からの持ち込みができるかどうか許可条件等を確認すること。(事前協議制、届け出制等をとっている市町村があるので注意すること) ①が該当
- ※・ 現場における再生利用とは、その工事現場内において堆肥化等(どの様な堆肥等にするのか明示する。)し、その現場において利用(どの様に利用するか明治する。)する方法をいう。なお、「自ら利用」(他人に有価売却できる性状のものを排出事業者が自ら使用すること)を言うためにも、有価物になる証明書の取得が必要となるため、検査機関等への確認をすること。

②が該当

平成16年1月1日付, 検第606号通知

※・ 地域農家等の希望者への還元とは、農家等が自家で使用する発酵堆肥分、家畜の飼料分等としての必要量を処理する方法をいう。なお、万が一必要量を超えて受入れた場合で、自家で扱いきれない場合は処分業者に委託するなどの注意事項を明示し還元すること。

③が該当

※・ 市町村の焼却施設及び民間の焼却施設による処理は、発生する市町村内での処理を原則とするが、発生市町村外の施設へ搬出する場合は、施設がある市町村の環境部局及び民間の施設へ連絡し、町外からの持ち込みができるかどうか許可条件等を確認すること。(事前協議制、届け出等をとっている市町村があるので注意すること。)

4.5 が該当

平成16年1月1日付, 検第606号通知

- ①「堆肥化等の再資源化施設による処理」については、当面以下のとおり取り扱うこととする。
- ・再資源化施設は、"堆肥化等したものを出荷する前に、自ら放射性セシウムの暫定許容値を確認することとしている施設"を選定すること。
- ・再資源化施設に対し、搬出物の生産状況等の情報を適切に提供すること。
- ③「地域の農家等の希望者に還元」については、当面以下のとおり取り扱うこととする。
- ・地域の農家等は、"製品を出荷する前に、自ら放射性セシウムの暫定許容値を確認することとしている農家等"を選定すること。
- ・農家等に対し、搬出物の生産状況等の情報を適切に提供すること。
- ※ただし、剪定枝については、当分の間、①~③の処理は行わないこととする。

平成25年4月23日付, 検第56号通知

(2) 積算方法

- ・市町村の処理施設に持ち込み処分する場合は、適正な処理費用を計上のこと。
- ・民間施設(処理業者委託・元請施設)にて処理する処理費用は、見積りによること。

解説及び注意事項

※・ 適正な処理費を計上し、数量の変更が生じた場合は適正に変更すること。

平成16年1月1日付、検第606号通知

- (3) 条件明示について
 - ・発注にあたっては、特記仕様書に処理方法、処分場所、受け入れ条件等を明示すること。

解説及び注意事項

- ※・ 上記(1)①~⑤の全てにおいて条件を明示すること。
- ※・ 特に③の地域の農家等の希望者に還元する場合は、事前に発生する市町村等を通して、希望者から別添様式(刈草受入希望届)の提出を受けるなど、発注前に条件を確認・整理し、施工条件の明示をするとともに、適量を配布すること。その場合、希望者が自家利用のみであることを確認すること。
- ※・ 様式1「刈草受入希望届出」の周知事項欄に希望量の規定と、余剰となった場合の取扱いについて条件を明示したものにより、希望届出を受付けること。
- ※・ 様式2「刈草受入確認書」の欄外に注意事項として条件を明示したものにより確認書を取り交わすこと。

平成16年1月1日付, 検第606号通知

(4) その他

- ・市町村の一般廃棄物の処理に関する条例等を遵守すること。
- ・市町村より受入を拒否される場合があるので、受入れ条件等について事前に確認をとること。
- ・民間の処理業者に委託する場合は、できるだけリサイクル化する施設を利用すること。

刈草の地域農家等の希望者に還元する場合の希望者募集方法(案)

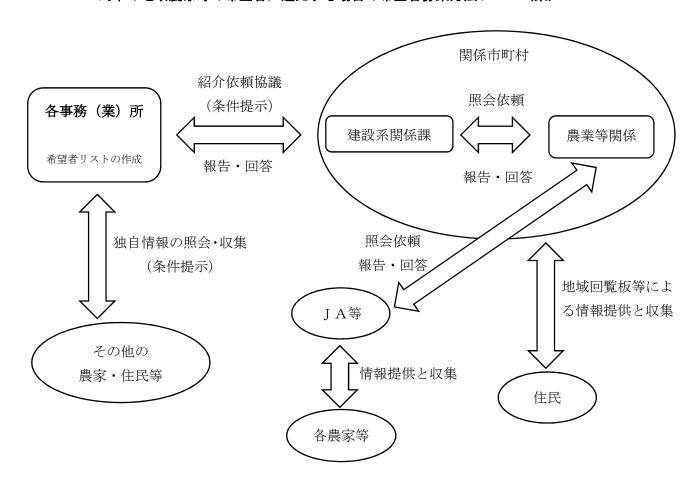
刈草を地域農家等に還元する場合の希望者募集方法については、次のフローを参考に適正に取り扱われたい。

(注) この募集方法(案) については、市町村との関係構築がなされていることが前提となる。

刈草還元農家等募集方法フロー

- 1. 各事務(業)所が、年度当初に管内市町村の建設関係課を窓口に依頼する。
- 2. 市町村内部の農業等関係課を通して、地元 J A 等へ照会するなど地域の実情が反映される箇所へ 照会する。(農家、畜産家、果樹農家等が自家で利用する分を無償で提供すること、運搬は公共側 ですること、提供時期等の条件を提示)
- 3. 刈草は一般廃棄物であることから、発注者の責任として、提供後に堆肥化等の状況を調査する旨を申し添えること。
- 4. 広報及び情報提供方法については、市町村報、地域回覧板、JA等の農業関係の機関へ文書などにより広報・提供する。(その方法は市町村の周知方法に任せる)
- 5. 各事務(業)所は市町村の情報の他、独自情報も併せて地域農家等の希望者のリストを作成し、 夏季刈草の積算に反映させる。

刈草の地域農家等の希望者に還元する場合の希望者募集方法フロー(案)



	刈草	受入希	9望届出	1					
	住 所 _								
希望者	氏名。		#						
	職業		電話番号	()					
	利用目	的							
	利 用	量							
希望内容	引渡場	所							
	引渡時	期							
	運搬必要の有	手無							
	1. 利用にあたっては、希望者が現地にて要不要の判断をして下さい。								
	2. 草の種子や若干のごみの混入がありますのでご了承願います。								
	3. 希望者が多い場合は、希望量の確保ができない場合があります。								
	4. 希望量は、自家で利用する量であり、利用しきれないかった場合は適正								
	な処理を行う必要があります。								
周知事項	5. 利用にあたって、異常が生じた場合の責任を負えません。								
	6. 刈草は運搬費も含めて無料で提供します。詳しくは下記までお問い合わ								
	せ願います。								
	問い合せ	先	茨城県○○○事務所 ○○課 ○○○						
			ΤE	L ()					

川	草	受	入	確	認	書
ノソリ	T	X		741年	마다	

年 月 日

茨城県○○○事務所

所長 殿

再利用者住所氏名

茨城県○○○○事務所が行う○○○工事に伴う刈草について、下記の内容のとおり受け取りの確認をいたしました。

記

1. 受取り量

m3

- 2. 利用目的
- 3. 利用場所

郡町

大字 番地

市村

注: 万が一必要量を超えて受入れた場合で、自家で扱いきれない場合は処分業者に委託するなど適 正に処分する必要があります。

5 適正処理

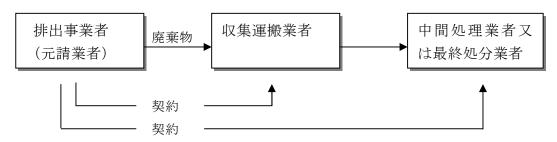
1. 委託契約

産業廃棄物を委託する場合は、委託基準に従わなければならない。

事業者が産業廃棄物の処理を委託できる業者は、産業廃棄物処理業の許可を有し、委託する産業廃棄物が事業範囲に含まれている場合に限られる。

また、委託契約の締結にあっては、書面により行うとともに許可書の写しを添付し、運搬については収集運搬業者、処分については処分業者とそれぞれ契約する必要がある。

〈委託契約の流れ〉



2. マニフェスト

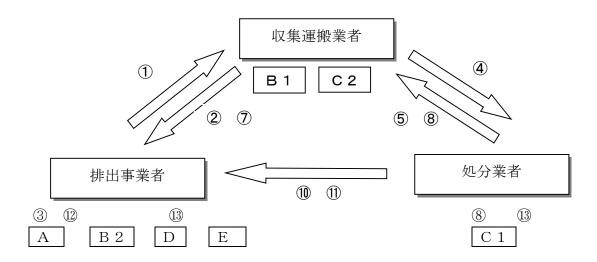
マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、形状・荷姿、収集運搬業者名、処分業者名、最終処分の場所、取扱い上の注意事項等を「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するとともに・廃棄物の処理を確認するためのものである。

産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックでき、また取扱い上の注意事項を処理業者に 確実に伝えることができる。

建設系廃棄物マニフェストは、これまでのものと異なり、次頁のように7枚つづりとなる。 ただし、収集運搬業者1社の場合と2社の場合とでは、B1、B2票の扱いが異なる。 マニフェストシステムで、平成13年4月1日に施行された変更事項は次のとおり。

- 1) 排出事業者は、最終処分(再生を含む。)の予定場所をマニフェストに記載しなければならない。
- 2)中間処理業者、最終処分業者、再生業者は、最終処分が終了した情報を、処分を委託した 者にマニフェストにより通知しなければならない。
- 3) 排出事業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務づけられた。 180 日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を把握し、行政に報告するなど必要な措置を講じる必要がある。
- 4) 不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載があれば、措置 命令の対象となる。また、罰則を受けることがある。

このように、マニフェストに関する規定が大幅に改正され、施行規則でマニフェストの様式が定められた。「建設系廃棄物マニフェスト」はこの法令様式に準拠したものである。法令様式に違反したマニフェストを使用すると措置命令の対象となる。



- ① 排出事業者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに 収集運搬業者に7枚とも手渡す。
- ② 収集運搬業者は、マニフェストに署名し、7枚のうちA票を排出事業者に返す。
- ③ 排出事業者は、A票を保管する。
- ④ 収集運搬業者は、運搬を行った者の氏名・運搬を終了した年月日等を記載し、B1票からE票までの6枚を廃棄物とともに処分業者に手渡す。
- ⑤ 処分業者は6枚に受領済印を押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。
- ⑥ 収集運搬業者は、B1票を保管する。
- ⑦ 収集運搬業者は、B2票を10日以内に排出事業者に返す。排出事業者は、B2票を受け取った日をA票及びB2票の「写し受領日・収集運搬」欄に記入する。
- ⑧ 処分業者は、処分終了後、処分を行った者の氏名・処分を終了した年月日を記載の上、処分 終了印を押印し、C1票を保管、C2票を10日以内に収集運搬業者に返送する。
- ⑨ 収集運搬業者は、B 1 票と返却された C 2 票の照合により、委託された廃棄物が適正に処理されたことを確認する。
- ⑩ 処分業者は、D票を10日以内に排出事業者に返送する。
- ① 処分業者は、中間処理後の廃棄物の最終処分が完了した旨のマニフェストの写しが返送された後、最終処分を終了した年月日・最終処分を行った場所を記載の上、E票を10日以内に排出事業者に返送する。
- ② 排出事業者は、A票と返却されたB2票、D票、E票の照合により、委託した廃棄物が適正に処理されたことを確認し、検印を押印する。
- ③ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれA票・B2票・D票・E票、C2票、C1票を5年間保管する。
- ④ 万一、マニフェスト交付日から90日(当該マニフェストが特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日)以内にB2票又はD票が、180日以内にE票が、排出事業者の元に返送されない場合は、排出事業者は速やかに委託した廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに「措置内容等報告書」を関係都道府県知事等に提出する。

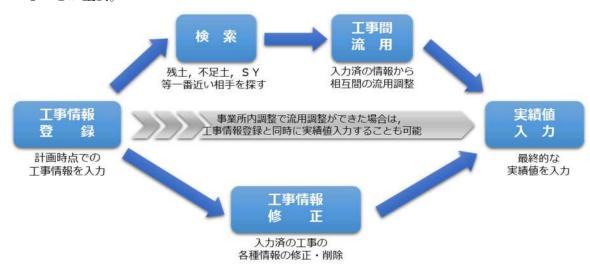
6 茨城県建設発生土情報検索システム

[目 的]

茨城県建設発生土情報検索システムは、公共工事の円滑な推進とリサイクル社会への貢献を図るため建設発生土の有効利用と適正処理に関するリアルタイムの情報を提供することによって、工事積算時及び工事発注、施工時に的確に発生土利用が図ることができるシステムで、建設発生土に関する統計処理が可能。

[システム内容]

- ・リアルタイムで茨城県内の公共工事の残土・不足土情報を取得
- ・工事間流用等に便利な緯度・経度による相互間の直線距離の表示
- ・残土・不足土工事およびストックヤード情報の表示(50km以内の検索が可能。)
- ※工事完了時に工事情報の実績入力を完了しないと調書には反映されないので実績績入力をすることが重要。



[利用期間とその範囲]

利用者	利用範囲					
国土交通省、農林水産省、その他国の機関	・工事情報の登録, 検索					
公社、公団、事業団等	・ストックヤードの検索					
茨城県、県内市町村	・自らの工事の修正、削除					
これら発注機関の工事発注担当者						
茨城県再生砕石指定工場	・自社工場の更新と提供					

[調査集計表解析機能について]

工事計画、発注および工事完了における調書の集計表を表示・作成することが可能。 ①全体発生土量集計 ②工事発注者別土量集計表 ③管内別発生土量集計 等

[システム運営者・サイトURL]

(一財) 茨城県建設技術管理センター http://www.ibakengi.or.jp/recycle/login.aspx

7 建設副産物実態調査

(1)調査の目的

国や県では、建設副産物対策を推進するため「建設リサイクル法」や「建設リサイクル推進計画 2020」等の様々な施策や、その評価に必要な排出量や再資源化等の動向に関する実態を把握することを目的とし、概ね5年周期で大規模な全国調査を実施している。

茨城県土木部発注工事では、全国調査(概ね5年周期)だけでなく、毎年度の建設リサイクルの 現状把握のため、調査(毎年度)を実施する。

(2)調査の内容

①調査対象期間

当該年4月1日~翌年3月31日に完成する工事であり、着工年度は問わない。

②調査対象工事規模

茨城県土木部発注工事で建設副産物が発生する全ての工事を対象とする。

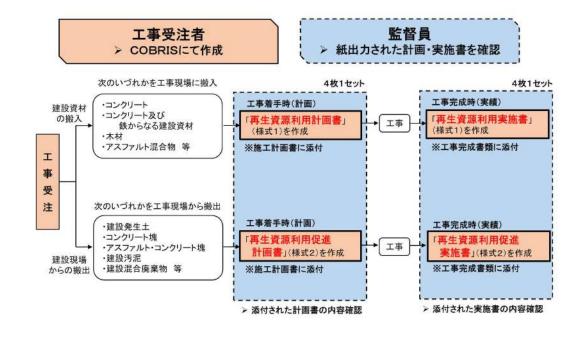
③調査の種類(利用量・搬出先調査)

工事概要、建設資材利用量、建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元、建設 副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

(3)調査票の作成

建設副産物情報交換システム (COBRIS) にて、以下の調査票を作成

- · 再生資源利用計画(実施)書
- ·再生資源利用促進計画(実施)書
- ※工事受注者が調査票の作成を行い、工事発注担当者(監督員)は作成された調査票を、工事着 手時や、工事完成時に記載内容を確認すること。



8 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度

1 はじめに

茨城県では、資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル建設資材を積極的に利用するために、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築し、平成16年10月より運用を開始しています。

2 制度の背景

(1) リサイクル建設資材を取り巻く状況

建設資材は天然資源を原料に製造され、公共工事において大量に使用・消費されてきました。その天然資源採取が環境破壊につながるなど問題視される一方、建設廃棄物の増大により、最終処分場の逼迫や不法投棄による環境問題を生み出しています。

このようなことから、資源を膨大に使用・消費する建設工事の責務は重大であり、国では、循環型社会形成推進基本法やグリーン購入法などのリサイクル関連法令の整備を図るとともに、「建設リサイクル推進行動計画」や「建設副産物適正処理推進要綱」などを定めて、具体的に推進する仕組みづくりを行ってきました。この中で特に公共工事においては、民間を先導する意味から、リサイクル建設資材を率先して利用することが求められています。

(2) 公共工事の品質確保

公共工事は、社会基盤の礎となる公共施設を整備していることから、すべての工事で品質の確保が義務付けられており、設計指針、共通仕様書などで使用材料の品質を細かく定めています。

リサイクル建設資材は、公共工事での使用に十分耐えうる品質を備えたものが数多く生産されるようになってきていますが、その一方では、共通仕様書とリサイクル建設資材の品質規定がうまく整合しないことや、共通仕様書等の規定そのものがリサイクル建設資材の使用を想定しないことなどから、公共工事で使用することが困難な場合があります。

また、現場ごとに品質を確認して使用を判断することは、リサイクル建設資材の円滑な利用の妨げとなることが考えられます。

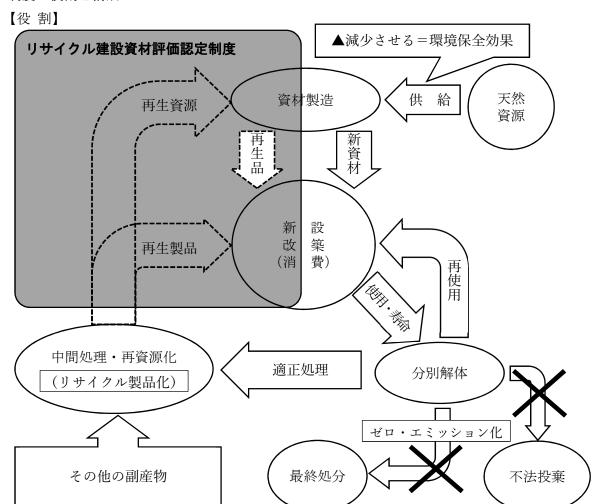
(3)制度の構築・制定

以上のような問題点を踏まえ、茨城県は、リサイクル建設資材の利用を促進するため、リサイクル建設資材の品質・性能や環境に対する安全性などの基準と率先利用のルールを定めた茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築しました。

【この制度のねらい】

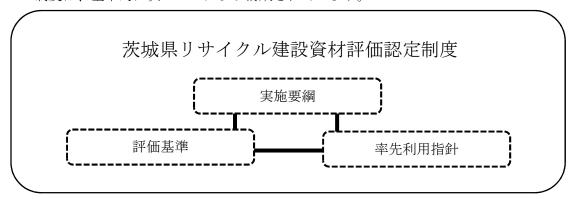
- リサイクル建設資材の一般資材化
- リサイクル建設資材の品質・性能等に関する使用時の確認の簡素化・省略化
- リサイクル建設資材の公共工事での利用促進
- 環境負荷低減
- コスト縮減

3 制度の役割と構成



【構成】

制度は、基本的に次の3つにより構成されています。



4 制度の概要

- (1) 実施要綱の概要
 - 資材別評価基準の制定と公表
 - 評価認定委員会の設置と審査事項
 - 認定申請の様式及び提出書類
 - 申請者の要件
 - 認定証の交付と公表及び更新と取消し
 - 率先利用指針の制定
 - 他団体への周知等
 - その他

(2) 評価基準の概要

- 資材ごとに、公共工事の品質を確保するために必要な事項について基準化
 - ① 品質性能:形状、強度、その他の基本性能
 - ② 再生資源の含有率:資材ごとに品質の確保しうる範囲で指定
 - ③ 環境に対する安全性:原則として製品または原料で、土壌環境基準やJIS基準等を満足するもの
 - ④ 品質管理:公共工事の品質が確保しうる品質管理、生産力が実現されていること
 - ⑤ 環境負荷:環境負荷の低減要素、環境負荷増大要素がないこと、再リサイクル性等
- 評価基準を作成した資材 (22品目) ※ 必要に応じ順次追加する。
 - 1) 再生加熱アスファルト混合物
 - 2) 再生路盤材
 - 3) 再生コンクリート
 - 4) 再生コンクリート二次製品
 - 5) 再生インターロッキングブロック
 - 6) 再生建築用仕上げ材(断熱材)
 - 7) 再生型枠材
 - 8) 再生タイル
 - 9) 再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手
 - 10) 再生木質ボード
 - 11) 再生セラミック管
 - 12) 建設汚泥から再生した処理士
 - 13) 刈草, 剪定枝等を利用した堆肥
 - 14) 上下水汚泥を原料とした肥料
 - 15) 木材・プラスチック再生複合材
 - 16) 再生のり面緑化資材
 - 17) 針葉樹皮土壌改良材
 - 18) 再生土木建築用プラスチック資材
 - 19) 再生土木シート
 - 20) 廃ガラスびん及びガラスくずを利用した土木資材

- 21) 建設発生土を原料とした改良土
- 22) 廃ガラスを原料とした発泡軽量土木資材
- (3) 茨城県リサイクル建設資材率先利用指針の概要

茨城県土木部等が発注する全ての工事において、認定資材を率先利用するためのルール

- 工事に関係する職員、設計受託者、工事受注者等全てのものに適用
- 共通仕様書等の品質基準に適合する旨の見なし規定
- 使用上のグループ区分の設定と判断基準

(Aグループ)

・コストが新材と同価格又は以下の資材。 〔一般資材として、率先利用を図る資材)

(Bグループ)

・製品の性能や機能が多岐にわたり、価格に幅がある資材等。 〔積極的な利用に努める資材(品質・性能・利用条件により)〕

(Cグループ)

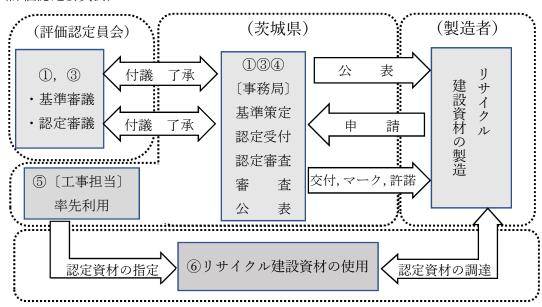
- ・コスト以外に、利用に際して配慮事項がある資材。 〔性質や特性を考慮して利用を図る資材〕
- 茨城県関連認定資材の優先利用
- 他団体が使用する場合の読み替え規定

5 制度の具体的な流れ

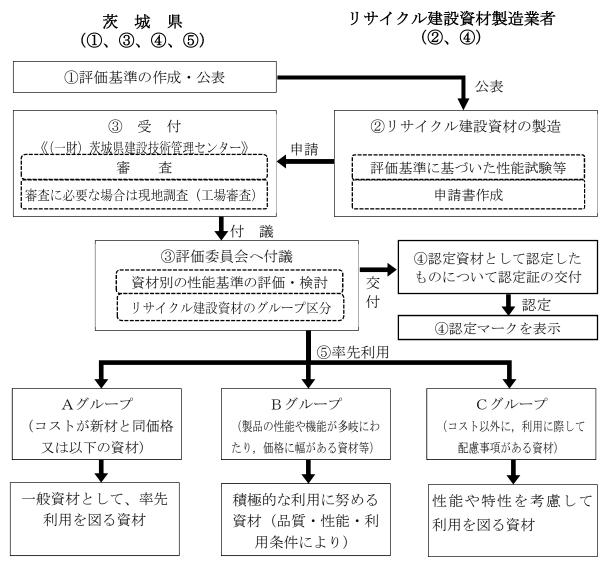
【この制度の流れ】

- ① 県は、公共工事での使用を考慮したリサイクル建設資材の評価基準を作成し公表する。 なお、策定に当たっては、高度な技術的審査及び専門知識が必要となるため、有識者からなる評価認定委員会に付議し、了承を得ることとしている。
- ② 認定を申請しようとする者は、申請書に必要書類、試験結果等を添えて認定を申請する。 [申請書提出先: (一財) 茨城県建設技術管理センター]
- ③ 県は、申請内容を審査し、評価基準に適合していることを確認し認定する。なお、この 認定にあたっても、評価認定委員会の了承を得ることとしている。
- ④ 県は、認定したリサイクル建設資材の製造者に対し、認定証を交付し、認定マークの表示を許諾する。
- ⑤ 認定されたリサイクル建設資材について、県は率先利用指針に基づき、共通仕様書に示す規格に適合しているものとして率先利用に努める。
- ⑥ 工事受注業者は、設計書に定められた認定資材を調達し工事に使用をする。

(評価認定委員会)



【手続きフローの概略】



9 茨城県再生砕石需給調査システム

[目的]

これまで、再生砕石の在庫量は、個々の再生砕石指定工場に、必要な時に必要な量を電話等で問い合わせをしており、多くの労力を要していました。

茨城県再生砕石需給調査システムは、これまで個別に調査していた再生砕石の出荷可能数量について、工事ごとに現場から40kmの範囲で一斉に問い合わせが行えるシステムです。

[概要]

このシステムは、茨城県土木部の「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成29年3月)」に基づく設計変更の基礎資料作成をシステム化したものです。

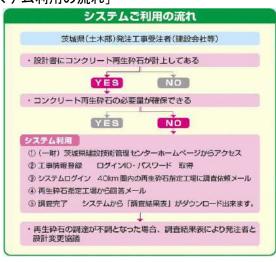
工事受注後、再生砕石の必要量が調達困難な場合にシステムへ納入希望の種類・必要量・時期等の必要事項を入力し、県のリサイクルガイドラインに定められた40kmの範囲の再生砕石指定工場へ問い合わせを一斉に行い、該当する再生砕石指定工場から得られた回答を一覧表にまとめ、調査結果を作成します。(※「調査結果表」は設計変更協議の基礎資料として使用可能)

このシステムは、<u>茨城県土木部発注工事を対象</u>に、平成30年10月より運用を開始しています。

[利用対象者]

- (1) 受注者(建設会社など):調査依頼
- (2) |再生砕石指定工場(茨城県土木部指定工場) |:回答者
- (3) 発注者:確認者(※別添参照)

[システム利用の流れ]





[システムに関する問合せ先]

(一財) 茨城県建設技術管理センター 建設副産物リサイクル事業部 TEL029-227-5222

※参考(茨城県再生砕石需給調査システム【発注担当者のシステムへのログイン方法】)

1. 「建設発生土情報検索システム」を開く

(一社) 茨城県建設技術管理センターのホームページ内の「建設発生土情報検索システム」を 開く (URL:http://www.ibakengi.or.jp/)

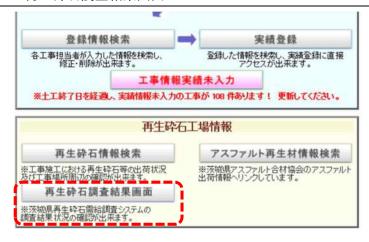


2. ログイン



「ユーザー名」と「パスワード」は, 建設発生土情報検索システムと同様

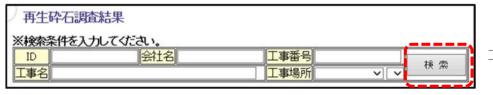
3. 再生砕石調査結果画面



「再生砕石調査結果画面」

を開く

4. 調査結果表の検索



工事名等で 検索

10 茨城県建設副産物リサイクル推進協議会設置要綱等

1. 茨城県建設副産物リサイクル推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 建設工事から発生する副産物について,再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて,資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を官民一体となって推進するため,「茨城県建設副産物リサイクル推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進協議会の主な所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 建設副産物リサイクル対策の推進に関すること。
 - (2) 建設副産物リサイクル施設に関すること。
 - (3) 建設副産物の再利用に関すること。
 - (4) 建設副産物に係る情報交換に関すること。
 - (5) 茨城県建設リサイクル推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (6) その他,建設副産物のリサイクル対策として必要な事項に関すること。

(推進協議会の構成)

- 第3条 会長は、茨城県土木部長をもって充てる。
 - 2 推進協議会は、別表-1に掲げる者をもって構成する。
 - 3 副会長は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長、茨城県土木部都 市局長及び(一社)茨城県建設業協会長をもって充てる。
 - 4 会長が必要と認めたときは、別表-1に掲げる者以外の者も委員に加えることができる。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を 代理する。

(推進協議会の開催)

- 第4条 会長は、必要に応じて推進協議会を招集し、主宰する。
 - 2 会長が必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 その他の事案の内容が軽易なものは、持ち回りの決裁その他書面による構成員 の過半数以上の同意により、会長はその事案を処理することができる。

(幹事会の構成)

- 第5条 推進協議会の業務を補佐し、その円滑な運用を図るため、茨城県建設副産物 リサイクル推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
 - 2 幹事長は、茨城県土木部検査指導課長をもって充てる。
 - 3 幹事会は、別表-2に掲げる機関の長が指名する者をもって構成する。

4 会長が必要と認めたときは、別表-2に掲げる者以外の者も幹事に加えることができる。

(幹事会の開催)

- 第6条 幹事会は、会長が招集する。
 - 2 幹事長は、会議を主宰する。
 - 3 幹事会の開催は原則として年1回とし、会長が必要と認めたときは臨時に開催 することができる。
 - 4 会長は、必要と認める者を招集し幹事会を開催することができる。

(分科会)

- 第7条 幹事会に、具体的な処理を図るため連絡分科会(以下「分科会」という。) を置くことができる。
 - 2 分科会の所掌事務,組織等に関する事項は,別途設置要項に定める。

(検討委員会)

- 第8条 会長は、建設副産物リサイクル推進に係る行動計画の策定や再利用の推進等 具体的な課題を検討するため、検討委員会を設置することができる。
 - 2 検討委員会の所掌事務,組織等に関する事項は,別途設置要項に定める。

(事務局)

第9条 推進協議会及び幹事会の事務局は、茨城県土木部検査指導課建設リサイクル 担当に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、推進協議会及び幹事会の運営について必要な事項は 別に定める。

付 則

- この要綱は、平成13年5月25日から施行する。
- この要綱は、平成14年5月14日から施行する。
- この要綱は、平成17年6月3日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月3日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月13日から施行する。
- この要綱は、平成23年5月9日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月25日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月24日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

- |この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月13日から施行する。
- この要綱は、令和3年5月18日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月2日から施行する。

茨城県建設副産物リサイクル推進協議会構成員

別表 - 1

会 長

茨城県土木部長

副会長

国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長

土木部都市局長

(一社)茨城県建設業協会長

委 員(県機関)

茨城県土木部検査指導課長

土木部都市局建築指導課長

県民生活環境部

廃棄物規制課長 立地推進部宅地整備販売課 整備調整室長

農林水産部農地局

農地整備課長

企業局施設課長

水戸土木事務所長

委 員(市町村)

水戸市関係部局長

日立市 "

土浦市 "

つくば市 "

鹿嶋市 "

筑西市 /

委 員(公社、団体、産業界等)

東日本高速道路(株)

関東支社つくば工事事務所

NTT東日本 茨城支店

東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社

茨城県道路公社

(公財)茨城県開発公社

(一財)茨城県建設技術公社

(一財)茨城県建設技術管理センター

(一社)茨城県産業資源循環協会

(一社)茨城県建築士事務所協会

(一社) 茨城県建築士会

(公社)茨城県測量・建設コンサルタント協会

(一社)茨城県造園建設業協会

茨城県住宅協会

茨城県解体工事業協同組合

茨城県コンクリート製品協同組合

茨城県アスファルト合材協会

全建総連茨城県建築連合会

茨城県ガス協会

茨城県建設副産物リサイクル推進協議会幹事会構成員

別表一2

幹事長

茨城県土木部検査指導課長

幹事

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

下館河川事務所

霞ヶ浦河川事務所

霞ヶ浦導水工事事務所

常総国道事務所

国営常陸海浜公園事務所

茨城県

土木部道路建設課

土木部道路維持課

土木部河川課

土木部港湾課

土木部営繕課

土木部都市局都市計画課

土木部都市局都市整備課

土木部都市局下水道課

土木部都市局建築指導課

土木部都市局建築指導課県央建築指導室

土木部都市局住宅課

県民生活環境部環境政策課

県民生活環境部廃棄物規制課

立地推進部宅地整備販売課整備調整室

農林水産部林業課

農林水産部農地局農村計画課

農林水産部農地局農地整備課

企業局施設課

各県民センター建築指導課(4)

(県北、鹿行、県南、県西)

各土木事務所(5)

(水戸、常陸大宮、潮来、土浦、筑西)

各工事事務所(6)

(常陸太田、高萩、鉾田、竜ヶ崎、常総、境)

工務所(1) (大子)

水戸市

日立市

土浦市

つくば市

鹿嶋市

筑西市

東日本高速道路(株)関東支社つくば工事事務所

NTT東日本 茨城支店

東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社

茨城県道路公社

(公財)茨城県開発公社

(一財)茨城県建設技術公社

(一財)茨城県建設技術管理センター

(一社)茨城県建設業協会

(一社)茨城県産業資源循環協会

(一社)茨城県建築士事務所協会

(一社)茨城県建築士会

(公社)茨城県測量・建設コンサルタント協会

(一社) 茨城県造園建設業協会

茨城県住宅協会

茨城県解体工事業協同組合

茨城県コンクリート製品協同組合

茨城県アスファルト合材協会

全建総連茨城県建築連合会

茨城県ガス協会

2. 茨城県建設副産物リサイクル推進幹事行政部会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、公共の建設工事から発生する副産物について、再生資源の十分な利用及び 廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を推進するた め、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会設置要綱第6条第4項の規定に基づき設置す る茨城県建設副産物リサイクル推進幹事会行政部会(以下「行政部会」という。)の事務 処理について定める。

(所掌事務)

- 第2条 行政部会の主な所掌事務は公共の建設工事に関する以下の事項とする。
 - (1) 建設副産物リサイクル対策の推進に関すること。
 - (2) 建設副産物リサイクル施設に関すること。
 - (3) 建設副産物の再利用に関すること。
 - (4) 建設副産物に係る情報交換に関すること。
 - (5) その他,建設副産物の適正処理対策として必要な事項に関すること。

(構 成)

- 第3条 行政部会は、別表の関係機関の幹事及び推進協議会長が必要と認めた者をもって構成する。
 - 2 行政部会に, 行政部会長を置く。
 - 3 行政部会長は検査指導課長とし、行政部会を主宰する。

付 則

- この要領は、平成13年6月11日から施行する。
- この要領は、平成17年6月3日から施行する。
- この要領は、平成20年4月3日から施行する。

3. 茨城県建設副産物リサイクル推進協議会地域連絡分科会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県建設副産物リサイクル推進協議会(以下「推進協議会」という。) 設置要綱第7条の規定に基づき、建設副産物に関する地域的事項を把握し、具体的な処理 を図るため設置する茨城県建設副産物リサイクル推進協議会地域連絡分科会(以下「分科 会」という。)の事務処理について定める。

(所掌事務)

- 第2条 分科会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 推進協議会の協議事項等の連絡調整に関すること。
 - (2) 建設副産物の発生量の調査に関すること。
 - (3) 再生資源の利用の推進等に関すること。
 - (4) 建設副産物リサイクル施設の利用の推進等に関すること。
 - (5) 建設副産物の工事間利用の調整に関すること。
 - (6) 建設副産物の利用を調整するための施設(ストックヤード・受入地等)用地確保のための調査及び渉外に関すること。
 - (7) その他、建設副産物のリサイクル対策に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 分科会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。
 - 2 分科会長(以下「会長」という。)は、土木事務所、工事事務所及び工務所(以下「土木 事務所等」という。)の長をもって充てる。
 - 3 会長を補佐するために分科会副会長(以下「副会長」という。)を置く。
 - 4 副会長は、土木事務所等の次長(技術)をもって充てる。(工務所においては道路河川整備課長をもって充てる。)
- 5 会長が必要と認めたときには、別表1に掲げる者以外の者も構成員とすることができる。 (分科会の開催等)
- 第4条 分科会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。
 - 2 会長は、第2条の所掌事務について必要があるときは、推進協議会に報告するとともに、 分科会の構成員及び関係機関に通知する。
 - 3 会長が必要と認めたときには、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第5条 分科会相互及び関係機関との連絡調整を行うため、土木事務所管内ごとに地方連絡調整 会議(以下「連絡調整会議」という。)を置く。
 - 2 連絡調整会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
 - 3 連絡調整会議の座長は、各土木事務所の長をもって充てる。
 - 4 座長が必要と認めたときには、別表2に掲げる者以外の者も構成員とすることができる。
 - 5 連絡調整会議は、座長が構成員の中から必要と認めた者を招集し、主宰する。
 - 6 座長が必要と認めたときには、構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 7 座長は、第2条の所掌事務について、必要があるときは協議会に報告するとともに、分科 会の構成員及び関係機関に通知する。

(事務局)

第6条 分科会の事務局は、各土木事務所等に置く。ただし、連絡調整会議の事務局は、座長の 所属する土木事務所に置く。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、分科会及び連絡調整会議の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

- この要項は、平成13年6月27日から施行する。
- この要項は、平成21年4月13日から施行する。
- この要項は、平成22年4月13日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

(別表1)

会長 土木事務所等の長

出会長 土木事務所等の次長(技術)

、 (工務所においては道路河川整備課長)

委員 土木事務所等の各課長及び建設リサイクル推進員

管内特設事務所建設リサイクル推進員

管内市町村関係各課長

(別表2)

座長 各土木事務所長

(水戸土木事務所 ・ 常陸大宮土木事務所

潮来土木事務所 ・ 土浦土木事務所 ・ 筑西土木事務所)

構成員 各土木事務所等建設リサイクル推進員

管内特設事務所建設リサイクル推進員

土木部都市局建築指導課県央建築指導室

及び各県民センター建築指導課長

管内土地改良事務所関係課長

管内市町村関係課長

11 令和5年度茨城県グリーン購入推進方針

1 趣旨

この方針は、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 10 条の規定、及び茨城県環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)に基づき、令和 2 年度において、茨城県がグリーン購入(環境負荷の低減に資する環境物品等の優先的な購入)を推進するための基本的事項を定めるものである。

2 グリーン購入推進方針の基本的事項

(1) グリーン購入の考え方

物品等の調達においては、価格・品質に加え、環境保全の観点が考慮事項となる。これにより、環境負荷の低減に資することが、物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、事業者間の競争が環境物品等の普及に繋がる。このことから、できる限りの広範な物品等について、環境負荷の低減を考慮して調達を行うものとする。

(2) 対象

原則として、県の機関が調達する全ての物品及び役務(以下「物品等」という。)を対象とする。

(3) 推進方針及び調達実績概要の公表 当該年度のグリーン購入推進方針及び前年度の調達実績概要については、公表する。

3 特定調達品目等

- (1) 重点的にグリーン購入を推進する物品等の種類を「特定調達品目」とし、その分野、対象品目及び判断基準は、別記のとおりとする。
- (2) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として判断基準に適合する物品等を選択するものとする。
- (3) 環境物品を選択するに当たって、基準を満たす物品が調達できない場合には、以下の項目を考慮のうえ、資源採取から使用、廃棄に至ライフサイクル全体を通じて、環境負荷の低い物品等を調達するよう努める。
 - ・ 環境汚染物質等の使用及び排出の少ないもの。
 - 製造・流通・使用の各段階で資源エネルギーの消費量の少ないもの。
 - 長期間使用が可能なもの。
 - ・ リサイクルしやすい素材を使用しているもの。また、容易に利用できるリサイクルシス テムがあるもの。
 - ・ 廃棄される時に、処理、処分が容易なもの。
- (4) 特定調達品目に該当する物品等以外の調達についても,(3)に準じて調達するよう努める。
- (5) 公共工事に係る特定調達品目については、国が定める特定調達品目に準ずるものとする。

- 4 調達の推進に当たっての配慮事項
- (1) 公用車の購入に当たっては「茨城県低公害車導入方針」によること。
- (2) 茨城県リサイクル製品認定制度による認定製品の購入に配慮すること。
- (3) 県産材及び県産品を積極的に活用するよう努めること。
- (4) 茨城エコ事業所の登録や ISO の認証取得など、環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先的に調達するよう心がけること。
- (5) 物品等の調達に当たっては、その推進を理由として、調達総量の増加をもたらすことのないようにすること。
- (6) 調達した物品等を産業廃棄物として処理を委託する場合,処理業者の選定に当たっては 廃棄物の種類や地域に応じて,産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有 する者の基準(優良基準)に適合すると知事又は政令市長から認定されている者に配慮 するよう努めること。
- (7) 特定調達品目に掲げた基準は、あくまで原則を示したものであり、各機関の業務の必要 に応じて、基準外の物品等の調達を妨げるものではない。なお、この場合においても、 可能な限り環境負荷の低減を検討することが望ましい。

特定調達品目の分野及び品目一覧(抜粋)

公共工事 【資材】

・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰 め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ・高炉スラ グ骨材・フェロニッケルスラグ 骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材・再生加熱 アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファル ト混合物・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等・間伐材・高炉セメント・フラ イアッシュセメント ・エコセメント・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロッ ク・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート ・下塗用塗料(重防食)・低 揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料・高日射反射率防 水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成) ・再生材料を用いた舗装用ブロ ック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)・バークたい肥・下水汚泥を用 いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)・LED道路照明・再生プラスチック製 中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材・集成材・ 合板・単板積層材・直交集成板・フローリング・パーティクルボード・繊維板・ 木質系セメント板・木材・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材・断熱 材・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエ ンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポ リ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・ 再生材料を使用した型枠 ・合板型枠

【建設機械】

排出ガス対策型建設機械・低騒音型建設機械

【工法】

- 低品質土有効利用工法・建設汚泥再生処理工法
- ・コンクリート塊再生処理工法・路上表層再生工法
- ・路上再生路盤工法・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
- ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法

【目的物】

・排水性舗装・透水性舗装・屋上緑化

12 土壌汚染対策法について

● 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) (抄)

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

- 第4条 土地の形質の変更であってその対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
 - 一 前条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
 - 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

● 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) (抄)

(法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000 平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあっては、900 平方メートルとする。

(法第4条第1項の土地の形質の変更の届出)

- 第23条 法第4条第1項の届出は、様式第6による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地 の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

(法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

- 第25条 法第4条第1項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。

事 務 連 絡 令和2年12月9日

関係各課(室)長 殿

県民生活環境部廃棄物対策課企画調整グループ

土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出の手引きについて(通知)

このことについて、別添のとおり土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第4条第1項に基づく届出の手引きを作成いたしましたので通知します。

(別添1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手引き(県各課向け)

(別添2) 法第4条第1項に基づく届出書の届出先等

(別添1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手引き(県各課向け)

県民生活環境部廃棄物対策課企画調整グループ

条文	土壤汚染対策法第4条第1項					
概要	3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削、盛土等)を行うときの届出					
	(現に有害物質使用等特定施設が設置されている土地では900㎡以上)					
様式	規則様式第6					
提出期限	土地の形質の変更に着手する日の30日前					
添付書類	1 形質変更しようとする場所を明らかにした平面図,立面図,断面図					
	2 形質変更に係る所有者等の同意書(届出者が所有者等と異なる場合)					
	3 形質変更地に係る地番等の一覧表(様式第6に書ききれない場合)					
	4 場所を示す近隣図					
	5 登記事項証明書(登記簿謄本)					
	6 公図(複数になる場合,集合図を添付することが望ましい。)					
	7 土地利用計画図,建物・施設配置図等(平面図)					
	8 地歴に関する資料					
	9 有害物質の使用に関する資料					
	ツー1 - 0 は決けて担党といた事権 - 0 - 7 は党木のとなけて以亜も事権					
	※ 1~2は法に規定された書類、3~7は審査のために必要な書類※ 3は、正方者等が当該土地の形質亦再に同意していることが確認できる。					
	※ 2は、所有者等が当該土地の形質変更に同意していることが確認できる既存のもので可(他法令で定められた要件を満たすもの)					
	※ 8,9は当該地が工場跡地の場合等に必要に応じて提出する書類					
	※ 0, 9は当成地が工場跡地の場合等に必要に応じて延出する音類 ※ 1, 3, 4, 7は紙での提出を必須とする。					
	提出先が廃棄物対策課の場合 3部(正1,副2)					
устануу.	提出先が県民センター等の場合 2部*1 (正1, 副1) *2					
	※1 法第4条第2項に基づき土壌汚染状況調査結果報告書(土壌汚染が					
	ある場合に限る)を提出する場合は3部(正1,副2)					
	※2 形質変更箇所が複数の市町村にまたがる場合,副本の部数には対象					
	となる市町村分,県民センター等の区域分を追加する。					
問合せ・提出先	1 以下の場合は廃棄物対策課					
	(1) 形質変更箇所が複数の県民センター等の区域にまたがる場合					
	(2) 形質変更箇所が他県や中核市等(水戸市, つくば市, 古河市, 笠間市)					
	にまたがる場合*1					
	(3)形質変更箇所の面積が20,000㎡以上の場合					
	(4)法14条第1項の指定の申請がされた土地に係るもの					
	2 上記以外の場合は県民センター等					
	(1つの県民センター等の区域内の土地の形質変更で,面積が3,000㎡~					
	20,000㎡未満の場合)					
	※1 同じ内容の届出書を、他県または中核市等の土地の形質変更箇所に					
	ついてはそれぞれの土地を管轄する土壌汚染対策法担当部局へ、それ					
	以外の土地の形質変更箇所については廃棄物対策課へ届出ること。					

備考

- 1 「土地の形質の変更」とは、掘削や盛土等の土地の形状を変更する行為全般をいう。
- 2 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に、1ヶ所でも地表から深さ 50cm以上の掘削を行う箇所があれば届出が必要。届出には、深さ50cm未 満の形質変更箇所も含めること。
- 3 一定規模以上の土地の形質の変更であっても、以下の行為については届 出不要
 - (1) 以下のいずれにも該当しない行為
 - ・土壌を区域外へ搬出する ・50cm以上の掘削を伴う
 - ・土壌の飛散流出を伴う
 - (2) 農業を営むために通常行う行為であって土の搬出がない
 - (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって土の搬出がない
 - (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 4 添付書類3 (地番等の一覧表) については、記載例を参照のこと。併せて、登記事項証明書及び同意書に番号を付して、当該一覧表と整合させること。
- 5 申請書の記載漏れや添付書類の不足など、形式的要件に不備があった場合には不受理とする。再提出の場合にも、提出期限を厳守すること。

○ 添付資料一覧

資料の種類		提出資料	備考
土対法に規定された書類 (法規則第23条第2項)	1	形質変更しようとする場所を 明らかにした平面図,立面図, 断面図	・掘削部分と盛土部分を図示し、土地の形質変更の範囲及び深さ、面積や寸法等を記入すること。 ・工事の途中で一度でも掘削(50cm未満の掘削や表土を削る行為を含む)を行なう箇所は掘削部分とする。
	2	形質変更に係る所有者等の同 意書(届出者が所有者等と異 なる場合)	・所有者等が当該土地の形質変更に同意していることが確認できる既存のもので可(他法令で定められた要件を満たすもの)・地番ごとに、対応する同意書に番号を付し、一覧表と整合させること。
対象地の範囲を確定するための資料	3	形質変更地に係る地番等の 一覧表	・様式第6に書ききれない場合提出すること。(記載例参照) ・登記事項証明書及び同意書に番号を付し、一覧表と整合させること。
	4	場所を示す近隣図	・形質の変更を行なう場所が分かる近隣図
	5	登記事項証明書(登記簿謄本)	・土地の所在、所有者を確認するため 必要。 ・原則として届出より3カ月以内に発 行されていること。 ・写しでも可。 ・地番ごとに、対応する証明書に番号 を付し、一覧表と整合させること。
	6	公図	・土地の所在を確認するため必要。・複数になる場合,集合図を添付することが望ましい。・写しでも可。
土地の用途に関する資料	7	土地利用計画図, 建物·施設配置図等(平面図)	・敷地内の既存の建物・施設が全て示されていること。・新たに建設する建物・施設が示されていること。
地歴に関する資料	8	①土地利用履歴書 ②空中写真 ③住宅地図	・土地の利用等について、分かる範囲で履歴を示す。 ・②、③については、地歴の参考として、入手可能であれば添付。 ・なお、地図類や書籍等著作権のある資料を使用する場合については、著作権を侵害しない範囲内で資料を使用しなければならない。
有害物質の使用に関する資料	9	①有害物質の使用,保管,埋設,飛散等に関する記録 ②有害物質を使用した施設,配管,機器等の位置を示した図面 ③有害物質を保管,埋設,飛散等した位置を示した図面 ④有害物質を運搬した経路,方法を示す資料	 ・取扱物質リスト、MSDS など。 ・有害物質が含まれた廃棄物に関する保管、埋設、飛散、運搬等も含む。 ・使用等した有害物質の名称が記入されていること。 ・使用等した目的、時期が記入されていること。

 $^{^{**}}$ 1~2は法に規定された書類。 3~7は、審査の際に必要な書類。 8~9は、該当があれば提出していただきたい書類。

記載例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対対策法 第3条第7項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次

のとおり届け出ます。

りとわり油り山まり。		
		茨城県○○市○○字○○ △△番地△△ 外△筆
土地の形質の変更の対象となる土地の所 在地		・対象地の地番全てを記入。
		・地番全てを書ききれない場合は、別紙で一覧表を添付。
		・河川や道路等,地番がないときは,「〇〇地先」等で可。
上地の形所の亦再の担託		別紙〇のとおり
土地の形質の変更の場所		・添付する平面図には資料番号を記入する。
		面積 (Δ, ΔΔΔ) m ²
		(掘削ム, ムムムm², 盛土ム, ムムムm²)
土地の形質の変更の対象	レたる土地の面	・合計だけではなく、掘削、盛土の面積を記入する。
積及び当該土地の形質の		・工事の途中で一度でも掘削 (50cm未満の掘削や表土を削る
の深さ	PI & FI /4	行為を含む)を行なう箇所は掘削面積に入れる
		最大掘削深さ () m
		・形質変更の最大となる深さを記入
土地の形質の変更の着手	予定日	・必ず届出日から30日以上後の日。
		一
法第3条第1項の工場	易又は事業場の	
ただし書の確認を 名称 受けた土地におい	名称	
て沈第9条第7項	日本は中央日の	
の相定にトる土地 上場	易又は事業場の 也であった土地	
の形質の変更をす の形	在地	
る場合		
現に有害物質使用 有害 特定施設等が設置 施設		
されている工場又いる		
は事業場の敷地に場の		
おいて法第4条第 有書		
「地の形態の赤玉	め種類	
ナ、一 フ - 日 二	手物質使用特定	
/ 地設	か設置場所	
特元 類	三有害物質の種	

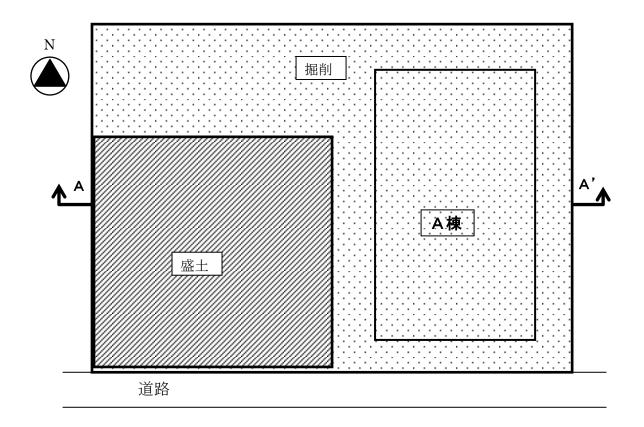
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

※土地の形質の変更の場所が様式第6に書ききれない場合、地番等の一覧表を添付。

形質変更地に係る地番等の一覧表

番号	所在地	敷地面積 (㎡)	土地所有者	登記簿 番号	同意書 番号
1	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地 1	1,000	株式会社〇〇〇〇	1	1
2	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地2	1,500	株式会社〇〇〇〇	2	2
3	〇〇市〇〇字〇〇 △△番地3	2,000	○○ ○○ (持分1/4)	3	3-1
			○○ △△ (持分1/4)		3-2
			□□ □□ (持分1/2)		3-3
4	〇〇市〇〇字□□ △△番地1	200	00 00	4	4
5	〇〇市〇〇字□□ △△番地1	1,000	□□□□株式会社	5	5
	合計	5, 700			

形質変更しようとする場所を明らかにした平面図



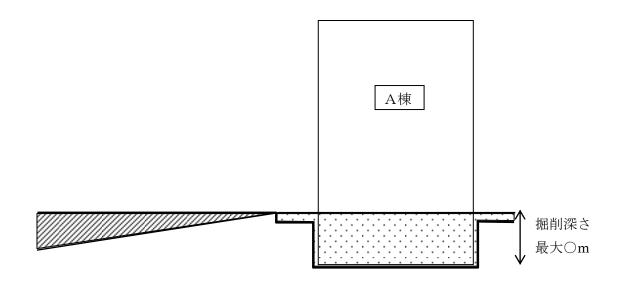
縮尺 1/〇〇



- ※ 添付資料7の建物・施設配置図は平面図と兼用可
- ※ 掘削には 50cm 未満の掘削や表土を削る行為を含む

形質変更しようとする場所を明らかにした断面図

【A-A'断面】



掘削燃土

- ※ 平面図に記載した断面図の位置と整合させること。
- ※ 標準的な断面図の添付も可

(別添2)

一定規模以上の土地の形質の変更届出書の届出先等

形質変更する土地の所在する市町村		届出機関名	電話番号
水戸市		水戸市役所 環境保全課	029-232-9154
つくば市	中核	つくば市役所 環境保全課	029-883-1111
古河市	等	古河市役所環境課	0280-76-1511
笠間市		笠間市役所 環境保全課	0296-77-1101
ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 城里町, 大洗町, 東海村 (形質変更する面積が20,000㎡未満)	県民	県民生活環境部 環境政策課 県央環境保全室	029-301-3044
日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		県北県民センター 環境・保安課	0294-80-3355
鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市 (形質変更する面積が20, 000㎡未満)	セン	鹿行県民センター 環境・保安課	0291-33-6056
土浦市,石岡市,龍ケ崎市,取手市,牛久市, 守谷市,稲敷市,かすみがうら市,つくばみらい市, 美浦村,阿見町,河内町,利根町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)	ター等	県南県民センター 環境・保安課	029-822-7048
結城市,下妻市,常総市,筑西市,坂東市,桜川市, 八千代町,五霞町,境町 (形質変更する面積が20,000㎡未満)		県西県民センター 環境・保安課	0296-24-9127
・中核市等の所管する土地を除く県内全域 (形質変更する面積が20,000㎡以上)・複数の県民センター等の区域にまたがる場合・他県や中核市等にまたがる場合	È	具民生活環境部 廃棄物対策課	029-301-3020

- 形質変更する土地の所在地が中核市等の場合、中核市等へ届出を提出して下さい。
- ・中核市等の土地とそれ以外の土地にまたがる場合、中核市等の土地の部分については中核市等に、それ以 外の土地の部分については廃棄物対策課に届けることとなります。

建設発生土の搬出先の明確化等について

資源有効利用促進法省令改正(令和5年5月26日施行)

改正のきっかけ

R3.7.3に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて、 危険な盛土造成等を規制するため「**盛土規制法**」を創設 →**建設発生土**は不法・危険盛土等が行われる要因の1つ





→**建設発生土**の搬出先の明確化等を図り、適正利用を徹底、不法・危険盛土等の抑制につな げるため、関連法の「資源有効利用促進法」の計画制度を強化→省令改正

★ **資源有効利用促進法は**・・・ 使用済物品や副産物 (建設発生土も対象) の発生抑制及び再生資源等の 利用促進に関して所要の措置を講じるもの

資源有効利用促進法 省令改正の概要

第 1 弾 再生資源省令及び指定副産物省令の一部改正(R4.9/2公布、R5.1/1施行)

再生資源利用(促進)計画書[COBRIS]の作成・保存について

- O対象工事土量の拡大 (土砂1,000m3→500m3に) ※I
- 〇発注者への報告と現場掲示を義務化
- ○計画書及び実施書の保存期間を延長(1年→5年に)

※1 茨城県リサイクルガイドラインでは500m3未満でも登録を(努力)義務としている

第2彈

- A. 指定副産物省令の一部改正 (R5.3/3公布、R5.5/26施行、③はR6.6/1施行) **建設発生土の搬出にあたり…**
 - ①適正な搬出先であることの確認【確認結果票の作成・現場掲示】 土壌汚染対策法や盛土規制法(※2)等の手続きの確認が義務化
- ②受領書による確認(搬出受入先への交付請求=元請業者等)
- ③最終搬出先までの追跡確認義務(元請業者等)
- B. 再生資源省令の一部改正 (R5.3/3公布、R5.5/26施行)

建設発生土の搬入(利用)にあたり…

- 〇受領書による確認 (搬出元への交付=発生土受領者)
- C. ストックヤード運営事業者登録規程の創設 (R5.3/3公布、R5.5/26施行、追跡確認はR6.6/1施行)

※2 R5.6月現在、茨城県内の盛土規制法に係る規制区域は無い(R6年度中指定見込み)

資源有効利用促進法省令改正に伴いやること

発注者 = 監督員

(県検査指導課) R5.5.18付け事務連絡に様式添付

■工事前

①発生土搬出先(受入地)の情報収集(関係法令等の確認)

→受入地を指定(特記仕様書に記載)

②元請業者に対し「確認結果票」作成のために必要な情報を提供する

…土砂の搬出(搬出元工事)に係わる関係法令(土壌汚染対策法等)の手続き状況 搬出先(受入地)の関係法令(盛土規制法、土砂条例等)の手続き状況

■工事中

確認結果票と再生資源利用(促進)計画書[COBRIS]の現場掲示確認!

受注者【元請】 = 工事責任者(主任技術者等)

■工事前

発注者から提供された情報をもとに、確認結果票※と再生資源利用 (促進)計画書[COBRIS]を作成し、現場へ掲示する

※発生土の搬出がある場合

■工事中

- ①自分の現場から発生土を搬出する場合
 - ・確認結果票を運搬者へ通知する
 - ・運搬者が搬出先(受入地)へ発生土を搬入したことを確認する
 - ・発生土の搬出受入先へ受領書の交付を求める
- ②自分の現場へ発生土を搬入する場合
 - ・運搬者の確認結果票を確認する
 - ・受領書を作成し、搬入元へ交付する

利用種別を明記! (盛土利用or一時堆積)

■竣工後

[COBRIS]再生資源利用 (促進) 計画書・実施書 確認結果票、受領書 (写し)

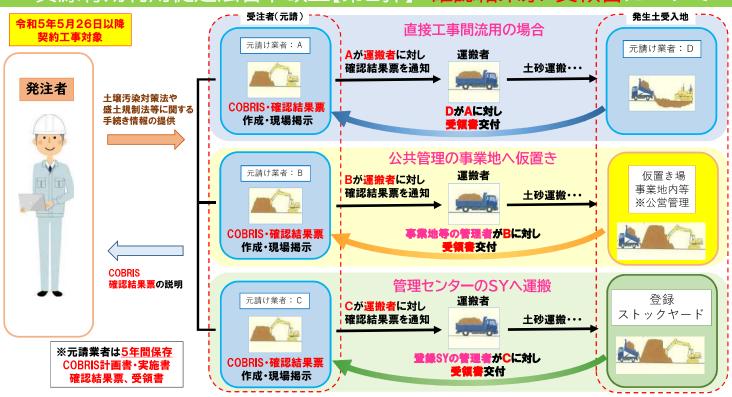
5年間保存

※【参考】国土交通省リンク



 $https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html.co.ip/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_0000001.html.co.ip/tochi_0000001.html.co.ip/tochi_0000001.ht$

資源有効利用促進法省令改正【第2弾】



再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名		•••••	••••••±#			
元請建設工事事業者等	(株)000000000					
作成•更新年月日	2023/5/30 工事責任者 〇〇 〇〇					
土砂の搬出に保わる土壌汚染対策法等の手続確認銘果						
工区等		確認結果	R.			

31.92.49	区分	3 86040米
工事区域	0	手統確認済(搬出可能)
▲▲王区	0	手続確認済(区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済)

40	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●●道路改良工事	規制未指定	[公共施設用地等]分類:道路 管理機関名:国土交通省●●河川国道事務所
2		規制未指定	[他法令許可等]採石法第33条の採取計画認 登録番号●●県第000000号 国交省登録ストックヤード第000000-000000
3	●●●●●道路改良工事	公共施設用地等	分類:道路 管理機關名:国土交通省●●河川国道事務所
4	●●県●●●仮置場	公共施設用地等	分類:河川 管理機関名:●●県●●●●事務所
5	●●●●生砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号 ●●県第000000号
6	●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出(●●県) 国交省登録ストックヤード第000000-000000
7	●●●土質改良プラント	盛土許可等	●●県●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号0000000 国交省登録ストックヤード第0000000-000000
8	●●●●採石場跡地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●県第000000号
9	●●●●●●●ビル新築工事	許可不要工事等	分類: 工事付随堆積 元請業者: ●●●●建設(株)
10		別途理由	盛土規制法(宅造区域):許可対象規模未満 土砂条例:許可等対象規模未満 土地所有者:回意確認済
11		別途理由	盛土規制法(特盛区域):届出対象規模未満 土砂条例:該当なし 土地所有者:同意確認済
12		規制区域外	盛土規制法: 宅造区域及び特盛区域外 土砂条例: 該当なし 土地所有者: 同意確認済

※令和5年6月時点で、盛土規制法に伴う、茨城県内の規制区鐵똲無し。 【令和6年度中に区域指定される見込み】

記載例【工事※工事】

令和5年○月○日

(搬出元)

○○○○○○建設工事 責任者 監理技術者 ○○○○殿

(受領先)

○○○○○○○ 建設工事 責任者 主任技術者 ○○○○

土砂受領書

① 受領先の名称及び所在地: ○○○○ 建設工事 ○○県○○市○○町○○番地内

② 受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

③ 搬出元の名称及び所在地: ○○○○○建設工事 ○○県○○市○○町○○番地内

: 盛土利用 第2種建設発生土○○○m3 一時堆積 第3種建設発生土○○m3 ④ 土砂の搬出量

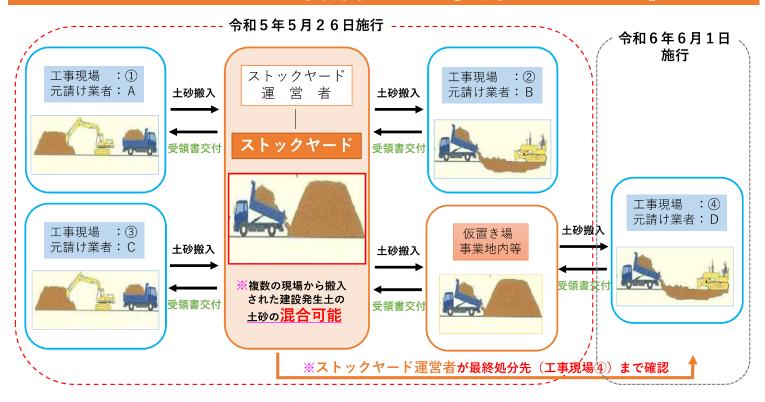
⑤ 搬入が完了した日 :令和5年〇月〇日

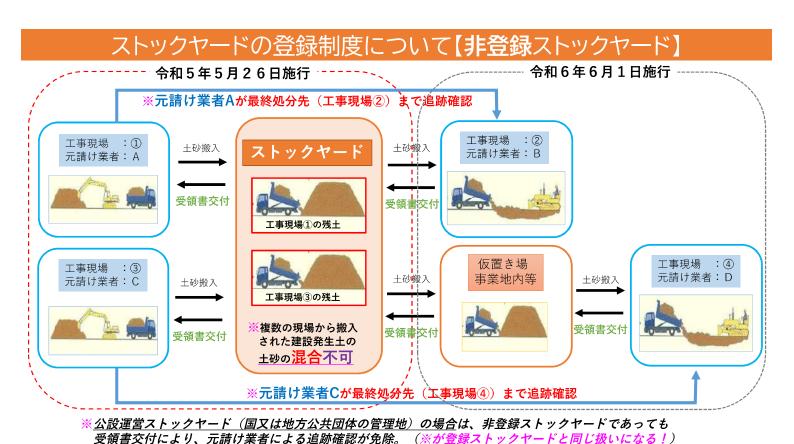
(ほど) 1. 直接工事間流用の場合、受領先の元請業者が作成し交付する。(記載例のとおり) 2. 国又は地方公共団体が管理する場所へ一時堆積する場合、受領先の国又は地方公共団体

の管理担当者が作成し交付する。 3. (一財) 茨城県建設技術管理センターが運営するストックヤードへ搬出する場合、受領先

3. (一利) 水吸水性の収収が日本にファール地島するハトツノアード・除山りつ参切、米田ワのストックヤード (一州) 茨城県建設技術管理センター) が作成し交付する。4. 上記2や3の一時堆積から土砂を再び輸出する場合には、当初受額先が輸出元となった。 新たな受領書を作成し交付する。

ストックヤードの登録制度について【登録ストックヤード】





建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について

平成18年6月12日 国官技第46号 国官総第128号 国営計第36号 国総事第19号

注 1)

から 国土交通事務次官

大臣官房官庁営繕部長 海上保安庁長官 各地方整備局長 北海道開発局長 沖縄総合事務局長 各航空局長 各航空管制部長 国土技術政策総合研究所長 国土地理院長 国土交通大学校長

あて

注 2)

航空保安大学校長

気象庁長官 各都道府県知事・政令指定都市市長

各関係特殊法人等の長

各特定重要・重要港湾管理者

建設汚泥については、かねてより再生利用の促進に努めていただいているところである が、その再資源化率は依然として極めて低い水準にとどまっており、産業廃棄物の最終処 分場の残余容量が逼迫している中、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかが喫緊の課 題となっている。また、建設汚泥を含む建設廃棄物の不法投棄問題は依然として全国各地

 $\times 2$

で看過できない状況にある。 これらの状況を踏まえ、建設汚泥の再生利用を一層促進し、最終処分場への搬出量の削 減、不適正処理の防止を図る観点から、今般「建設汚泥の再生利用に関するガイドライ ン」を策定したので、

貴職におかれては今後実施する予定の事業について、本ガイドラインに基づき建設汚泥の 再生利用の推進を図られたい。

参考までに送付する。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市町村(指定市を除く)に対しても、この旨を 周知徹底されるようお願いする。

[編注]

注1) あてには、「策定したので、」の後に、※1の文章を追加する。

注2) あてには、「策定したので、」の後に、※2の文章を追加する。

建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、国土交通省所管の直轄事業に適用する。

なお、その他の事業においても本ガイドラインに準拠して建設汚泥を取り 扱うことを期待している。

ただし、環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく 特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外とする。

3 定義

①建設汚泥

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

②建設汚泥再生品

建設汚泥を改良し、再生利用できる状態にしたもの。「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別される。

③建設汚泥処理土

建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として 利用できる性状としたもの

4. 基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、 「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

5. 具体的実施方針

(1)発生抑制の徹底

建設汚泥の発生が見込まれる工事については、設計、施工等に当たり、泥水や安定液等を使用しない工法の採用、断面形状の工夫による掘削土量の削減等により、建設汚泥の発生量の抑制に努めること。

(2)再生利用の促進

発生する建設汚泥については、まず現場内での再生利用を第一に努め、現場内での再生利用が困難なものについては当該現場外での再生利用が図られるように努めること。なお、現場内での再生利用を含め、建設汚泥を再生利用しようとする場合、資材として取引価値を有するものでなければならない。(取引価値を有するか否かの判断に当たっては、6. (1) および(2) も参照すること。)

建設汚泥再生品は「建設汚泥処理土」とその他の「製品」とに大別されるが、いずれの形態で再生利用を図るかについては、現場内利用の可能性、周辺の建設工事や再資源化施設の立地状況等に応じて発注者が決定すること。

建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用を図る場合には、発注者は「建設発生土等の有効利用に関する行動計画(平成15年10月3日国土交通事務次官通知)」に基づいて各地方建設副産物対策連絡協議会等毎に実施している「公共工事土量調査」の対象に当該工事を登録し、建設発生土と一体となってその利用側工事の確保に努めること。また、利用側工事の検索に当たっては、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を図ること。

なお、利用側工事は必ずしも公共工事土量調査の範囲内に限定する必要は 無いが、この場合には、

- 再生利用場所が特定されているとともに、将来にわたってその管理者が 明確であり、責任を問うことができる(民間公益企業等)こと
- 再生品を使用した施工管理が十分に行えるような体制が整っていること

- 当該工事が関係法令に従って適正に実施されることが確実であること
- 受入に際して処理料金に相当する金品の受領がないことといった要件を満たすことが確認できるものにすること。

発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質およびその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わすこと。また、費用については、利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用および利用側工事現場までの運搬費用を排出側工事が負担することを基本に排出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定すること。

製品として再生利用を図る場合には、再資源化施設における建設汚泥処理物が縮減しただけで最終処分されることの無いよう、確実かつ適正な製品化および販売を行っている再資源化施設へ搬出するように努めること。

(3)適正処理の推進

上記(2)によっても再生利用が困難な建設汚泥については、現場内もしくは中間処理施設にて必ず廃棄物処理法の処理基準に基づく脱水等の縮減を行った上で最終処分すること。

(4)建設汚泥再生品の利用促進

建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

また、建設汚泥処理土の利用に当たっては、処理土が満たすべき品質基準、 生活環境保全上の基準等を設計図書に明確に示すこと。さらに、当該処理土 が設計図書に規定したこれらの基準等を満足していることについて利用側 工事の発注者が確認するとともに、利用用途に応じた適正な施工管理を行う こと。

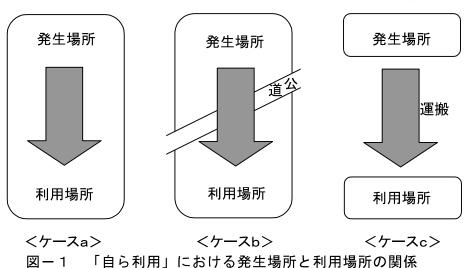
6. 再生利用に当たっての手続き等

産業廃棄物たる建設汚泥を再生利用しようとする際には、「自ら利用」「有 償譲渡^(注) 」「再生利用制度の活用」のいずれかの方策による必要があるが、 建設汚泥処理土として再生利用しようとする場合には「自ら利用」「再生利 用制度の活用」を、製品として再生利用しようとする場合には「有償譲渡」 を基本とすること。

(注) 再資源化施設等で処理された処理物が有価物として他の者に販売されることを意味する。

(1)自ら利用について

発生した建設汚泥を現場内で再生利用する場合並びに排出側工事と利用側 工事の元請業者が同一の場合には、「自ら利用」の方策によることができる とされており、自ら利用には図-1に示す3つのケースがある。



自ら利用を行う際には、都道府県等環境部局への届出等の手続きは不要で あるが、より適正な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用 途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成させるとともに、その実 施状況を記録させること。これら書類は、排出側工事・利用側工事双方の発 注者から確認を受けるとともに、適正処理を確認する観点から都道府県等環 境部局からの求めがあればこれを提示すること。

ただし、一部の自治体においては、再生利用をより確実なものにすべきとの観点から自ら利用に該当する場合においても「個別指定制度」等の手続きを必要としているところがあるため、必ず都道府県等環境部局に事前に確認しておくこと。

なお、自ら利用であっても、例えばケースcにおいて産業廃棄物たる建設 汚泥を利用場所等に運搬する際、その運搬を他者に委託する場合には廃棄物 処理法に基づく産業廃棄物処理業者の許可を有する収集・運搬業者に委託し なければならないこととされているので留意すること。

また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(平成17年7月25日環境省産業廃棄物課長通知)」(以下、「判断指針」という。)によれば、「排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされているところである。

(2)再生利用制度の活用について

再生利用制度には、①環境大臣による認定(大臣認定制度)、②都道府県 知事等による個別指定(個別指定制度)、③都道府県知事等による一般指定 (一般指定制度)、の3種類があるとされている。

なお、「判断指針」によれば、再生利用制度を活用した場合には「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能」とされているところである。

①大臣認定制度について

大臣認定制度とは、「環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が、当該再生利用の内容が生活環境の保全上支障がないものとして環境省令及び告示で定める基準に適合している場合に環境大臣の認定を受けることができるものとし、この認定を受けた者について、処理業の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置

の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる。 る」こととした制度である。

本通知時点において、建設汚泥を「高規格堤防の築造材(地表から1.5 m以上の深さの部分に用いられるものに限る。)」として再生利用する場合に、本制度の対象になり得るとされている。この認定を受けようとする場合には、当該築造材を製造する者が申請を行うこととされているが、できる限り早期に認定が受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から環境省担当部局に事前相談を行うように努めるとともに、排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

②個別指定制度について

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものである。

個別指定制度を活用した建設汚泥の再生利用方法は、図ー2に示す3つの ケースが一般的とされている。

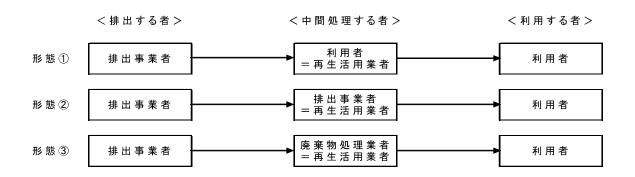


図-2 「個別指定制度」を活用した建設汚泥の再生利用の一般的な形態

個別指定の申請を行う者は、具体的には各都道府県知事が定めるものとされているが、建設汚泥の再生利用においては、図-2のいずれの形態についても中間処理を行う者が主として該当するものとされている。この指定を受

ける時期が工程全体に非常に大きな影響を与えることから、できる限り早期にこの指定を受けられるようにするため、排出側工事の発注者は工事発注前のできる限り早い段階から都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めるとともに、形態①や③の場合においても排出側工事の元請業者は申請に主体的に取り組むように努めること。

作業スペース、改良施設の設置コスト、技術的なノウハウといった観点から建設現場にて中間処理を行うことが困難な場合には、形態③の活用が有効であり、積極的に活用することが望ましい。この形態を活用した場合には、中間処理した後の建設汚泥処理土について、指定を受けた期間内において、指定を受けた場所に保管することが可能とされている。

また、行政区域を越えて再生利用する場合にも、運搬に係る複数の都道府県知事等の指定を受ければ「個別指定制度」によることが可能とされており、必要に応じて積極的に活用することが望ましい。

大臣認定制度、個別指定制度を活用して建設汚泥処理土を工事間利用する際には、中間処理により得られる処理物の性状とともに最終的な再生利用が有用かつ確実であることの確認が認定・指定に当たっての重要な要件とされていることから、環境省担当部局・都道府県等環境部局から申請者に対して求めがある場合には、発注者は5. (2)で取り交わすこととした「工事間利用調整が完了した旨の文書」の写しの提出により協力すること。

(3)有償譲渡について

有償譲渡とは、建設汚泥処理物を他人に有償にて譲渡する行為である。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされているので、十分に留意すること。

7. 適正処理の確認

発生した建設汚泥が適正に再生利用、最終処分されたかについて、元請業者に廃棄物処理法の規定によるマニフェスト(電子マニフェストを含む)を確認させるとともに、発注者に提示させること。

また、自ら利用、再生利用制度を活用した場合にはマニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させ、発注者にこれを提示させること。

さらに、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、元請業者と中間処理・収集運搬を委託した業者との契約書の写しと併せて発注者に提出させること。

8. 関係者の責務と役割

(1)発注者の青務と役割

建設汚泥の発生の抑制および再生利用の促進並びに適正処理の推進が図られるよう、建設工事の計画および設計に努めること。

発注に当たっては、元請業者に対して適正な費用を負担するとともに、発生した建設汚泥の現場内利用・工事間利用、建設汚泥処理土の利用など発注前段階で決定した事項を設計図書に示し、工事実施に当たっての明確な指示を行うこと。また、元請業者から建設汚泥の再生利用の推進に資する代替案の提案があった場合には、積極的に協議を行うこと。

産業廃棄物である建設汚泥の処理については、原則として排出事業者である元請業者の責任とされているところであるが、建設汚泥についてはその再生品の需要先の確保が容易でないことから、発注者が主体となって積極的な需要先の確保に努めること。

特に、工事間利用を行う場合には、再生利用の手続き等を円滑に進めるため、排出側工事の発注者が発注前段階から積極的に都道府県等環境部局に事前相談を行うように努めること。

(2)元請業者の責務と役割

設計図書に示された工法、建設汚泥の再生利用方法等について契約後速やかにその内容を確認し、より適切な方法があれば発注者に代替案を示すなど、発生抑制、再生利用促進に向けた積極的な取り組みに努めること。

産業廃棄物たる建設汚泥の処理を他の者に委託する際には適正な処理業者 との契約に努めるなど、建設汚泥の適正処理に取り組むこと。

「ストックヤード優先利用モデル工事」(試行) 実施要領

1. ストックヤードを取りまく現状

県内のストックヤードでは、現在、国の大規模事業など搬出の停滞により、すでに受入容量を満たし、新たな発生土の受入ができない状況が多く生じている。このため、工事間流用が図れない場合の受け皿としてのストックヤード機能が果たせない状況にある。今後も、公共工事における建設発生土については慢性的な発生土過多の状況が続く見込みであり、ストックヤード機能の回復が強く望まれる。

一方で現在、茨城県の定める「建設発生土再利用要領」においては、建設発生土の 搬出先について、下記の優先順位によって調整することを原則としている。

- (1) 公共工事・事業間流用、または事業地内へのストック
- (2) (一財) 茨城県建設技術管理センターが管理運営するストックヤードの利用
- (3) その他

先述のとおり、ストックヤード機能が確保できない現状において、発注される公共工事では、建設発生土が生じれば距離が遠くても工事間流用先を見つけるほかない。このため、工事間流用の協議に日数を要したり、工事の際に掘削側と受入側の工程を合わせるため、やむを得ず工程を遅らせたり、運搬距離が遠いため運搬日数を要するなど、工期の遅れや長期化を招く要因にもなっている。

2. 工事の目的

茨城県土木部が発注する工事において、「ストックヤード優先利用モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を実施し、ストックヤードに堆積されている土砂の利用 促進を図る。

モデル工事は、不足土工事で土の搬出先(調達相手)を選定する際、「建設発生土 再利用要領」の(1)公共工事間流用(2)ストックヤードの優先順位に関わらず、 いずれか現場からの距離が近い方を選定する。よって、工事現場から比較的近い箇所 に(一財)茨城県建設技術管理センターが管理運営するストックヤードがある場合に は、ストックヤードを優先利用する。

「遠くの工事間流用よりも近くのストックヤードを」を合言葉とし、効率的な工期 設定、施工につなげるとともに、搬出時期が正確に読めること、土量確認作業(成形 して計測)が不要になることなど、工事施工者側にとってもメリットがある。

3. 選定基準

(1) 選定方法

実施機関は事業主管課と協議のうえ、モデル工事を実施する候補箇所を選定し、検査指導課に提出するものとする。

(2) 対象工事

モデル工事は、不足土工事から選定する。

工事現場から比較的近くにストックヤードがあり、土の搬出先(調達相手)の 決定において、「建設発生土再利用要領」の(1)公共工事間流用(2)ストック ヤードいずれか現場からの距離が近い方を選択した場合、ストックヤードが選択 される工事とする。なお、比較する際の公共工事間流用相手先は、工期の遅れや 長期化を伴う工程調整がない工事に限る。

4. ストックヤード利用料金

ストックヤード利用料金は、茨城県実施用単価による。(通常工事と同じ)

付則

本要領は、令和6年1月1日から適用する。

部内関係各課長 殿 関係土木(工事)事務所長 殿 部内関係事務所長 殿

> 検査指導課長 (公印省略)

一般廃棄物溶融スラグ入り建設資材の積極的な活用について(通知)

このことについては、生活ごみなどの一般廃棄物を処理する過程で生じる「一般廃棄物溶融スラグ(以下、「スラグ」とする)」の有効利用を図るため、「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」において令和2年2月現在、3品目25資材を認定し、土木部発注工事においても利用促進を図っているところです。

スラグは天然砂の代替材料として利用でき、日本産業規格(JIS)でも規格化されており一般資材(天然砂)と同等の品質性能を備えた資材です。

これを有効活用することで、循環型社会の形成に大きな効果があるほか、市町村 (一部事務組合)が行う一般廃棄物の処理についても費用の大幅な軽減につながることから、その発生区域で十分にスラグ入り資材を利用することが重要です。

つきましては下記のとおり、<u>スラグが発生する市町村(区域)においては、スラグ</u>入り資材を積極的に使用するようお願いします。

記

1 一般廃棄物溶融スラグ入り認定資材

認定品目	認定資材数(R2.2)
再生加熱アスファルト混合物	19資材
再生路盤材	4 資材
再生コンクリート2次製品	2資材

※詳細については、リサイクル建設資材評価認定制度パンフレットを参照願います。

2 一般廃棄物溶融スラグ入り資材を使用する区域

土木(工事)事務所名	市町村名	施設名
常陸大宮土木 (一部区域)	ひたちなか市 東海村	ひたちなか・東海広域事務組合 ひたちなか・東海クリーンセンター
竜ケ崎工事 (一部区域)	取手市 守谷市	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
土浦土木 (一部区域)	つくばみらい市	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
筑西土木 (全域)	結城市 筑西市 桜川市	筑西広域市町村圏事務組合 環境センター
常総工事 (一部区域)	常総市 (旧水海道市)	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
境工事 (一部区域)	古河市(旧総和町・三和町) 坂東市 境町 五霞町	さしま環境管理事務組合 さしまクリーンセンター寺久

3 問合せ先

検査指導課 建設リサイクル G TEL:(県庁内線) 4386

一般廃棄物溶融スラグ入り資材使用区分について

■一般廃棄物溶融スラグ入り資材の考え方について

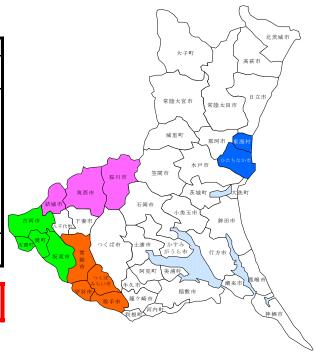
	スラグ製造	筑西 環境センター	さしま クリーンセンター寺久 古河市(旧三和, 総和)	常総 環境センター 常総市(旧水海道), 取手市	ひたちなか・東海 クリーンセンター
品目		結城市, 筑西市, 桜川市	坂東市,境町,五霞町	守谷市,つくばみらい市	ひたちなか市, 東海村
再生加熱アスファルト合材 (一般溶融スラグ入)		〇 (4社)	〇 (6社)	O (8社)	〇 (7社)
再生路盤材(砕石)		△ (2社)	_	-	_
再生	コンクリート二次製品				
	長尺U字溝·蓋	△ (2社)	△ (1社)	△ (1社)	_
(その他 メーカーオリジナル製品)	△ (2社)	△ (1社)	△ (1社)	_

※製造する会社(工場)につきましては、別添のリサイクル建設資材評価認定制度パンフレットを参照願います。

(認定資材は年1回(12月頃)の認定委員会で随時更新)

略号	使用上の考え方
0	原則利用する
Δ	スラグ入り資材を <u>積極的に利用</u> する (製造工場が少なく, <u>市況や供給能力等を考慮する必要がある資材</u>) ※再生コンクリート二次製品については、メーカーオリジナル(規格)製品も認 定されています。 このため、使用については、機能・規格等を勘案して製品を選択した上でスラ グ入り製品が使用可能な場合は、スラグ入り資材を積極的に使用願います。 筑西土木管内、境工事管内、常総市、つくばみらい市、取手市、守谷市で施工 する場合は、利用可能かどうか検討する。
	製造されていない

※リサイクル建設資材の原料となる一般廃棄物溶融スラグを供給する製造工場を利用していない市町村(右図白色の市町村)については,当該資材は**積算上使用しません**。



Ⅳ 参 考

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成十二年法律第百四号)

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年十一月二十九日政令第百九十五号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年三月五日国土交通省・環境省令第一号) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年三月五日国土交通省令第十七号) 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年五月十八日国土交通省令第九十二号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を 講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び 廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の 保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第二条** この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に使用する資材をいう。
- 2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となったもの をいう。
- **3** この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下 「解体工事」という。) 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分 別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- 4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等 に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む。)に該当するものをいう。
 - 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資 材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
 - 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- 5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

施行令

(特定建設資材)

- 第一条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第五項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。
 - ー コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- 6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- 7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設 資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- 8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- 9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 11 この法律において「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う 営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 12 この法律において「解体工事業者」とは、第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者をい う。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定 建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
 - 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促 進のための方策に関する事項
 - 四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項
 - 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化 等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

- 六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要 事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施に関する指針)

- **第四条** 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めることができる。
- **2** 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(建設業を営む者の責務)

- **第五条** 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を 工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再 資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。
- 2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。

(発注者の青務)

第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

(国の責務)

- 第七条 国は、建築物等の解体工事に関し必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃 棄物の再資源化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する 国民の協力を求めるよう努めなければならない。
- **3** 国は、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材 廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 分別解体等の実施

(分別解体等実施義務)

- 第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。
- 2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

施行規則

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

- 第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 対象建設工事に係る建築物等(以下「対象建築物等」という。)及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所(以下「作業場所」という。)に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路(以下「搬出経路」という。)に関する調査、残存物品(解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。)の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの(以下「付着物」という。)の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
 - 二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。
 - 三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を 行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正 な実施を確保するための措置を講ずること。
 - 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。
- 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
 - 二 前項第一号の調査の結果
 - 三 前項第三号の措置の内容
 - 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解 体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難い場 合にあってはその理由
 - 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
 - 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材 廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分

- 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類 ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分 及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。
 - 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分(屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)を除く。)の取り外し
 - 二 屋根ふき材の取り外し
 - 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
 - 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 建築物以外のもの(以下「工作物」という。)に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。
 - 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
 - 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
 - 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 6 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない。
 - 一 手作業
 - 二 手作業及び機械による作業
- 7 前項の規定にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が第三項第一号の工程又は同項第二号の 工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならない。ただ し、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合においては、手作業及び機 械による作業によることができる。
- 3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。
- 4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び 廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域 において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められる区 域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する 基準を定めることができる。

施行令

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に規定する建築物をいう。 以下同じ。) に係る解体工事については、当該建築物 (当該解体工事に係る部分に限る。) の床 面積の合計が八十平方メートルであるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあっては、当該工事 に係る部分に限る。)の床面積の合計が五百平方メートルであるもの
- 三 建築物に係る新築工事等(法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。) であって前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額 (法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させる こととした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が一億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの
- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを 一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基 づいて契約を分割したときは、この限りでない。

(対象建設工事の届出等)

- **第十条** 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - 三 工事着手の時期及び工程の概要
 - 四 分別解体等の計画
 - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
 - 六 その他主務省令で定める事項

分別解体等省令

(対象建設工事の届出)

- 第二条 法第十条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 工事の名称及び場所
 - 三 工事の種類
 - 四 工事の規模
 - 五 請負契約によるか自ら施工するかの別
 - 六 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 七 対象建設工事の元請業者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
 - イ 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - ロ 当該元請業者が置く同法第二十六条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名

- 八 対象建設工事の元請業者が法第二十一条第一項の登録を受けた者である場合においては、次に 掲げるもの
 - イ 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - ロ 当該元請業者が置く法第三十一条に規定する技術管理者の氏名
- 九 対象建設工事の元請業者から法第十二条第一項の規定による説明を受けた年月日
- 2 法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。
- 3 前項の届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

分別解体等省令

(変更の届出)

- 第三条 法第十条第二項の主務省令で定める事項は、法第十条第一項第二号から第五号までに規定する事項並びに前条第一項第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。
- 2 法第十条第二項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

- **第十二条** 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事 を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一 号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければなら ない。
- 2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十条第一項の規定により届け出られた事項(同条第二項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年

法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の 主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

分別解体等省令

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用
- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該主務省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

施行令

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第三条 対象建設工事の請負契約の当事者は、法第十三条第三項の規定により同項に規定する主務省令で定める措置(以下この条において「電磁的措置」という。)を講じようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの(次項において「電磁的方法」という。)による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があったときは、法第十三条第一項又は第二項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

分別解体等省令

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

- ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録 しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに契約 事項等を記録したものを交付する措置
- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子 計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組 織をいう。
- 第六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一項 の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前条第一項に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 第七条 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る 電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに記録する方法
 - ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十三条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する 方法
- 2 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計 算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 をいう。

(助言又は勧告)

第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合

には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関 し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 再資源化等の実施

(再資源化等実施義務)

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

施行令

(指定建設資材廃棄物)

第四条 法第十六条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物となったものとする。

施行規則

(指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設までの距離に関する基準)

第三条 法第十六条の主務省令で定める距離に関する基準は、五十キロメートルとする。

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃 棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該 都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるとき は、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

(発注者への報告等)

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

施行規則

(発注者への報告)

- 第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 再資源化等が完了した年月日
 - 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - 三 再資源化等に要した費用
- 2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

施行令

(発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第五条 対象建設工事の元請業者は、法第十八条第三項の規定により同項に規定する事項を通知しよ うとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の発注者に対し、その用 いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示 し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の元請業者は、当該工事の発注者から書面又は電磁的 方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該工事の発注者に対し、 同項に規定する事項の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該工事の発注者が再 び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

施行規則

第六条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第 一項に規定する書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該工事の発注者の閲覧に供 し、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき 事項を記録する方法(同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けな い旨の申出をする場合にあっては、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、当該工事の発注者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機 と、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。
- 第七条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第五条第一項 の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 前条第一項に規定する方法のうち対象建設工事の元請業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 解体工事業

(解体工事業者の登録)

第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

解体工事業登録省令

(都道府県知事への通知)

- 第一条 解体工事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

解体工事業登録省令

(登録の更新の申請期限)

第二条 解体工事業者は、法第二十一条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の 日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分 がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の 満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。)を受けた者が、 第一項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

- **第二十二条** 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。)の氏名
 - 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
 - 五 第三十一条に規定する者の氏名

解体工事業登録省令

(登録申請書の様式)

第三条 法第二十二条第一項に規定する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者 であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

解体工事業登録省令

(登録申請書の添付書類)

第四条 法第二十二条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 解体工事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合に あってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談 役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取 締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以 下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその 法定代理人(法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。)が法 第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

- 二 登録申請者が選任した技術管理者が第七条に定める基準に適合する者であることを証する書面
- 三 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有 しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の住所、生年月日等に関する調 書
- 四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 五 登録申請者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合にあっては、当該 法定代理人の登記事項証明書
- 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
 - 一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人(法人である場合にあっては、その役員))
 - 二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員
 - 三 登録申請者が選任した技術管理者
- 3 法第二十二条第二項及び第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。
- 4 第一項第二号の書面は、実務の経験を証する別記様式第三号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。
- 5 第一項第三号の調書の様式は、別記様式第四号とする。

(登録の実施)

- **第二十三条** 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により 登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- **2** 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

解体工事業登録省令

(登録簿の様式)

第五条 法第二十三条第一項に規定する解体工事業者登録簿は、別記様式第五号によるものとする。

(登録の拒否)

- **第二十四条** 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する とき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要 な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - 一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
 - 二 解体工事業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - 三 第三十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)
 - 六 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 八 第三十一条に規定する者を選任していない者
 - 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- **2** 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を 申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

解体工事業登録省令

(変更の届出)

- 第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。
 - 一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限 る。) 登記事項証明書
 - 二 法第二十二条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
 - 三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第四条第一項第一号及び第三号の書面
 - 四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、第三号及び第五号の書
 - 五 法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 第四条第一項第二号の書面

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第八号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(解体工事業者登録簿の閲覧)

- 第二十六条 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (廃業等の届出)
- **第二十七条** 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。
 - 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。)であった者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合 解体工事業者であった個人 又は解体工事業者であった法人を代表する役員
- 2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を 失う。

(登録の抹消)

第二十八条 都道府県知事は、第二十一条第二項若しくは第五項若しくは前条第二項の規定により登録が その効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該解体工事業 者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等の場合における解体工事の措置)

- 第二十九条 解体工事業者について、第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であった者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、登録がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工 の差止めを命ずることができる。
- 3 第一項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であった者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

4 解体工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する登録がその効力を失ったこと、若しくは処分があったことを知った日から三十日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。

(解体工事の施工技術の確保)

- 第三十条 解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(技術管理者の設置)

第三十一条 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

解体工事業登録省令

(技術管理者の基準)

- 第七条 法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者である こととする。
 - 一 次のいずれかに該当する者
 - イ 解体工事に関し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。次号において同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後四年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次号において同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後二年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科(次号において「土木工学等に関する学科」という。)を修めたもの
 - ロ 解体工事に関し八年以上実務の経験を有する者
 - ハ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工 若しくは二級の建設機械施工(種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。)、一級 の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級 の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限 る。)とするものに合格した者
 - ニ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた 者
 - ホ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級のとび・とび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有する者

- へ 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第七条の四までの規 定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講したもの
 - イ 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後三年以上又は 同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了し た場合を含む。)後一年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学等に関する学科を修め たもの
 - ロ 解体工事に関し七年以上実務の経験を有する者
- 三 第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により国 土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録試験」という。)に合格した者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

(技術管理者の職務)

第三十二条 解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の 施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に 従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、 公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を 掲げなければならない。

解体工事業登録省令

(標識の掲示)

- 第八条 法第三十三条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - 二 登録年月日
 - 三 技術管理者の氏名
- 2 法第三十三条の規定により解体工事業者が掲げる標識は、別記様式第七号によるものとする。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業 に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

解体工事業登録省令

(帳簿の記載事項等)

第九条 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 注文者の氏名又は名称及び住所

- 二 施工場所
- 三 着工年月日及び竣工年月日
- 四 工事請負金額
- 五 技術管理者の氏名
- 2 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿は、別記様式第八号によるものとする。
- 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。) は、解体工事ごとに作成し、かつ、これに建設業法第十九条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し(当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあっては、法第十三条第一項及び第二項の規定による書面又はその写し)を添付しなければならない。
- 5 建設業法第十九条第三項又は法第十三条第三項に規定する措置が講じられた場合にあっては、当該各項に掲げる事項又は請負契約の内容で当該各項に掲げる事項に該当するものの変更の内容が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項に規定する添付書類に代えることができる。
- 6 解体工事業者は、第二項の帳簿(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)及び第四項の規定により添付した書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。

(登録の取消し等)

- **第三十五条** 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。
 - 二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - 三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、解体工事業者登録簿の様式その他解体工事業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(報告及び検査)

- 第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると 認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- **2** 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額への反映)

第三十八条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るためには、 対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担す ることが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄 与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協 力を得るよう努めなければならない。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事の施工に伴って生じる特定 建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関 係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(再資源化をするための施設の整備)

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ 適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置を図る ことが重要であることにかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再 資源化の円滑な実施を確保するため、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用を促進 することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあっては関係行政機関の長に対し、都道府県知 事にあっては新築工事等に係る対象建設工事の発注者(国を除く。)に対し、建設資材廃棄物の再資源 化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

- **第四十二条** 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度 において、政令で定めるところにより、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に 対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせることができる。
- 2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

施行令

(報告の徴収)

- 第六条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、対象建設工事の発注者に対し、特定建 設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。
 - 一 当該対象建設工事の元請業者が当該発注者に対して法第十二条第一項の規定により交付した書 面に関する事項
 - 二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。
 - 一 分別解体等の方法に関する事項
 - 二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、法第四十二条第二項の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材 廃棄物の再資源化等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。
 - 一 再資源化等の方法に関する事項
 - 二 再資源化等をした施設に関する事項
 - 三 その他特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事項として主務省令で定める事項

施行規則

(報告の徴収に関する事項)

第八条 令第六条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた 措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

施行令

(立入検査)

第七条 都道府県知事は、法第四十三条第一項の規定により、その職員に、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ ならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表 に関する事項 国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第三十条第二項の規定による措置及び第四十一条の規定による協力の要請に関する事項 国土交通 大臣
- 2 この法律における主務省令は、国土交通大臣及び環境大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項及び第三項、第二十二条第二項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに次条の主務省令については、国土交通大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十五条 第四十一条の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

施行令

(市町村の長による事務の処理)

- 第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。
 - 一 法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に関する事務
 - 二 法第十一条の規定による通知の受理に関する事務
 - 三 法第十四条の規定による助言又は勧告に関する事務
 - 四 法第十五条の規定による命令に関する事務
 - 五 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事務

- 六 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適 正な実施を確保するために必要なものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築基準法 第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工 事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は移 転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とする ものを除く。)以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄す る都道府県知事が行う。
- 3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であって、建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十九条第一項各号に掲げる建築物等(同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。)に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。
- 4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該指定都市等の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該指定都市等の長に関する規定として当該指定都市等の長に適用があるものとする。
 - 一 法第十八条第二項の規定による申告等の受理に関する事務
 - 二 法第十九条の規定による助言又は勧告に関する事務
 - 三 法第二十条の規定による命令に関する事務
 - 四 法第四十二条第二項の規定による報告の徴収に関する事務
 - 五 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の 適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けないで解体工事業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第二十一条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けた者

- 三 第三十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者
- 第四十九条 第十五条又は第二十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第三項の規定による命令に違反した者
 - 二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十九条第一項後段の規定による通知をしなかった者
 - 三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者
 - 四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - 六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
 - 一 第十八条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
 - 二 第二十七条第一項の規定による届出を怠った者
 - 三 第三十三条の規定による標識を掲げない者
 - 四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則 抄

(施行期日)

- **第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五章、第四十八条、第五十条第二号、第五十一条第二号、第三号、第四号(第三十七条第一項に係る部分に限る。)及び第五号並びに第五十三条第二号から第四号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第三章、第四章、第三十八条から第四十三条まで、第四十九条、第五十条第一号、第五十一条第一号、第四号(第四十二条に係る部分に限る。)及び第六号並びに第五十三条第一号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第五条の規定 公布の日

(対象建設工事に関する経過措置)

第二条 第三章、第四章及び第三十八条から第四十三条までの規定は、これらの規定の施行前に締結され た請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際既に着手している対象建設工事について は、適用しない。

(解体工事業に係る経過措置)

- 第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者(第二十一条第一項に規定する許可を受けている者を除く。)は、同章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分のあった日又は当該許可を受けた日までの間)は、同項の登録を受けないでも、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 2 前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項並びに第三十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十九条第一項中「第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消されたときは」とあるのは「この章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)が経過したときは、と、「登録がその効力を失う前」とあるのは「当該期間が経過する前」と、「登録がその効力を失った後」とあるのは「当該期間が経過した後」とする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

- **第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附 則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千 三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年一一月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条 第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施 行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に

関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過 措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五五号) 抄

(施行期日)

- **第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条(建設業法目次、第二十五条の二十七(見出しを含む。)及び第二十七条の三十七の改正規 定並びに同法第四章の三中第二十七条の三十八の次に一条を加える改正規定に限る。)及び附則第七 条の規定 公布の日
 - 二 第一条(建設業法別表第一の改正規定に限る。)、第四条(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一条第一項の改正規定に限る。)及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 新建設資材再資源化法第二十五条第一項の規定は、新建設資材再資源化法第二十二条第一項各号 に掲げる事項の変更であってこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあった 当該事項の変更については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

茨城県における建設工事に係る資材の再資源化等に関する指針

平成14年3月25日 茨城県告示第325号

この指針は,建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき国が法第 3 条に基づき定めた特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。)に即し,茨城県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して定めるものである。

なお,本指針で使用する用語の定義については,法第2条の規定によるものとする。

第1章 本県における建設資材廃棄物を取り巻く状況

1 建設業の状況

本県の平成 11 年における事業所数の産業別割合では,建設業は,卸売・小売業,飲食店の 41.7 パーセント,サービス業の 25.3 パーセントに次いで 14.2 パーセントで第 3 位となっている。一方,平成 11 年における従業者数の産業別割合では,建設業は,卸売・小売業,飲食店の 28.7 パーセント,製造業の 28.0 パーセント,サービス業の 23.5 パーセントに次いで 9.9 パーセントで第 4 位となっている(図表 1 参照)。

平成 12 年度における建設業が県内総生産に占める割合は 7.9 パーセントで,産業別では第 5 位となっている (図表 1 参照)。

2 建設工事の状況

平成 12 年度における建設物の着工延床面積は,平成 7 年度比で約 25 パーセント減少している。また,建設物の除却延床面積は,同約 17 パーセント減,土木工事の工事額は,同約 20 パーセント減となっている。

このように,建設工事の工事量は,近年,経済の停滞等の影響により減少傾向にある(図表2参照)。

3 特定建設資材廃棄物の現状と今後の排出量の見込み

平成 12 年度における特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊(コンクリートが廃棄物となった もの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをい う。以下同じ。)の排出量は81.4万トンであり、平成7年度の66.0万トンに比べて増加している。これに対して、建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の排出量は平成7年度の16.8万トンから平成12年度の13.0万トン、アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の排出量は平成7年度の145.3万トンから105.1万トンへと減少している。

平成12年度におけるコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化率は、それぞれ94.0パーセント、99.2パーセントとかなり高い。建設発生木材の再資源化率(破砕後再利用する施設での再利用・減量化率)は59.2パーセントで、これに焼却施設での縮減を加えた建設発生木材の再資源化等率は89パーセントとなっている(図表3参照)。

公共投資及び経済の今後の動向,建築物のストック状況等を基に特定建設資材廃棄物の将来の排出量を予測すると,主に公共土木工事から発生するアスファルト・コンクリート塊の排出量は,平成 12 年度以降,横這いで推移することが見込まれる。一方,建築工事からの発生が多いコンクリート塊及び建設発生木材の排出量は,高度経済成長期に大量に建築された建築物が今後更新期を迎えることから,平成12 年度以降,増加するものと予測される。

4 再資源化施設等及び最終処分場の立地・稼働状況

(1) 再資源化施設等

産業廃棄物処理業者が設置した特定建設資材廃棄物を再資源化するための施設(以下「再資源化施設」という。)は、平成14年2月現在、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の施設としては合計70施設となっている。また、建設発生木材の破砕施設は8施設、建設発生木材を縮減するための焼却施設のうちダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)による平成14年12月1日以降の発生規制・構造基準規制に対応できる施設は12施設となっている(図表4参照)。

地域別に再資源化施設の立地状況を見ると、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は、おおむね県下に万遍なく立地しており、その処理能力も現状の排出量を大きく上回っているのに対して、建設発生木材の破砕施設は、県北の山間地域や県西地域等の一部地域で十分に配置されておらず、県北地域、県央地域、県西地域で処理能力が現状の排出量を下回っている状況にある。

(2) 最終処分場

平成 13 年 8 月現在,産業廃棄物処理業者が設置した安定型最終処分場は 15 施設,管理型最終処分場は 6 施設が立地している。(図表 4 参照)

第2章 分別解体等及び再資源化等の促進に関する基本的方向

1 基本理念

(1) 分別解体等及び再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには,建設資材の開発及び製造から建築物等の設計,建設資材の選択,分別解体等を含む建設工事の施工,建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において,廃棄物の発生の抑制,建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った,環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため,建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して,その再資源化等を促進するために,建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ,必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては,循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)における基本的な考え方を原則とし,まず,建設資材廃棄物の発生抑制,次に,建設工事に使用された建設資材の再使用を行うものとする。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については,再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い,それが技術的な困難性,環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には,燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて,熱回収(サーマル・リサイクル)を行うものとする。最後に,これらの措置が行われないものについては,その他の方法により処分するものとする。

なお,発生した建設資材廃棄物については,廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 基本的方向

(1) 分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別し,再資源 化等を促進するためには,分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術 は,分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり,建設工事に従事する者の技能, 施工技術,建設機械等の現状を踏まえ,建築物等に応じ,適切な施工方法により分別解体等が実施され る必要がある。

特に,解体工事については,最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため,施工者の知識及び技術力の向上を図るほか,このような技術を有する者に関する情報の提供,適切な施工の監視,監督等を行う必要がある。

(2) 再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。

したがって,工事現場の状況等を勘案して,できる限り工事現場において特定建設資材に係る分 別解体等を実施し,これに伴って発生した特定建設資材廃棄物について再資源化等の実施に努めるも のとする。

また,分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても,できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し,再資源化等の促進に努めるものとする。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

3 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっては,関係者は, 建設資材廃棄物が不法投棄量の相当量を占めている実態に鑑み,適切な役割分担の下で,それぞれが連携 しつつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が少ない建設資材の開発及び製造を行うこと、建設資材の材質、品質等を表示すること、有害物質等を含む素材等分別解体等及び再資源化等が困難となる素材を使わないこと等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が少なく、また、分別解体等及び再資源化等の実施が容易となる建設資材を選択するなど設計時において工夫をすることにより、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお,建設資材の選択に当たっては,有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は,元請業者に対して,建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は,建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の促進に関し,中心的な役割を担っていることを認識し,その下請負人に対して,建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事施工者

建設工事施工者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等を適正に実施す

るほか,施工方法の工夫,適切な建設資材の選択,施工技術の開発等に努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

発生した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を発生させる事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。)は,建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は,建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等を促進するため,特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物も対象とし,再資源化等の促進について計画的に進めるとともに,再資源化された資材の利用促進のための方策を講じるものとする。そのため,必要に応じて調査を実施するとともに情報提供や普及啓発等に努めるものとする。

(8) 市町村

市町村は,国及び県の施策と相まって,必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

第3章 再資源化等に関する目標と規模及び距離に関する基準

1 再資源化等に関する目標

再資源化施設の立地状況を踏まえて、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率(工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)は、次の表に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物の種類	平成 22 年度の再資源化等率
コンクリート塊	100パーセント
建設発生木材	100パーセント
アスファルト・コンクリート塊	95パーセント

特に、県においては、この目標を達成するため、また、公共事業において再資源化等を先導する観点から、 コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、最終処分する量をゼロと することを目指すこととし、ゼロ・エミッション工事を積極的に推進するなど建設資材廃棄物の再資源 化等に積極的に取り組むものとする。

また,市町村の公共工事においても,国及び県の施策と相まって建設資材廃棄物の再資源化等に努めるものとする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結

果を考慮し,再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを 行うものとする。

2 建設工事の規模に関する基準及び再資源化施設までの距離に関する基準

(1) 建設工事の規模に関する基準

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号。以下「政令」という。)で規定される対象建設工事の規模は、次のとおりである

工事の種類	対象建設工事の規模
① 建築物の解体工事	床面積の合計が80平方メートル以上
② 建築物の新築又は増築工事	床面積の合計が500平方メートル以上
③ 上記以外の建築物に係る工事	請負代金の額が1億円以上(自主施工者の場合は相当額)
④ 建築物以外の工事	請負代金の額が 500 万円以上(自主施工者の場合は相当額)

注:建築物とは,建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第1項に規定されている建築物をいう。

本県においては、分別解体等を義務づけることが建設工事の受注者にとって過度の負担にならないことを前提とし、また、政令で定める規模に関する基準を採用することにより特定建設資材廃棄物を再資源化等により減量することが可能であることから、政令で定める規模に関する基準によるものとする。

今後,県の区域のうち,特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場に おける処理量の見込みその他の事情から判断して,政令で定める規模の基準によっては当該区域において 生じる特定建設資材廃棄物を再資源化等により減量することが十分でないと認められる区域があるとき は,当該区域について,法第9条第4項の規定に基づき,条例で政令で定める規模の基準に代えて適用すべ き建設工事の規模に関する基準を定めるものとする。

(2) 再資源化施設までの距離に関する基準

法第 16 条では,特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち 政令で定めるもの(以下「指定建設資材廃棄物」という。)については,主務省令で定める距離に関 する基準の範囲内に再資源化施設が存在しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件,交通事 情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約がある場合には,再資 源化に代えて縮減すれば足りると規定されている。

政令では、法第16条ただし書に基づき再資源化に代えて縮減をすれば足りる指定建設資材廃棄物として建設発生木材が指定されており、また、主務省令では、再資源化施設までの距離に関する基準は50キロメートルと規定されている。

本県における再資源化施設までの距離に関する基準については,運搬距離と再資源化の経済性について考慮するとともに,本県における再資源化施設の立地状況等を勘案したところ,主務省令で定められた距離に関する基準によるものとする。

今後、県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して,特定建設資材廃棄物の再 資源化による減量を図るため必要と認めるときは,法第 17 条の規定に基づき,条例で,主務省令の距 離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めるものとする。

第4章 再資源化等の促進等に関する方策

1 発生の抑制

(1) 基本的考え方

建設資材廃棄物は,産業廃棄物に占める割合が高い一方で,減量することが困難なものが多い。このため,限られた資源を有効に活用する観点から,最終処分量を減らすとともに,発生を抑制することが特に重要である。

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況を見ると、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は、おおむね県下に万遍なく分布しているのに対して、建設発生木材の再資源化施設は、県北の山間地域や県西地域等において施設が十分に配置されていない状況にあることから、これらの地域で建設工事を施工する場合は、特に建設発生木材の発生抑制に取り組むことが重要である。

(2) 方策

建設資材廃棄物の発生の抑制に当たっては,建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに,関係者は,適切な役割分担の下で,それぞれが連携しつつ積極的な取組を行うものとする。

①建築物等の所有者

建築物等の所有者は,自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い,建築物等の 長期的使用に努めるものとする。

②建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は,工場等における建設資材のプレカット等の実施,その耐久性の向上 及び修繕が可能なものについてはその修繕の実施並びにそれらのための体制の整備に努めるものと する。

③建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は,建設工事発注者の建築物等の用途,構造等に関する要求に対応しつつ,構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに,維持管理及び修繕を容易にするなど,その長期的使用に資する設計に努めるとともに,端材の発生が少ない施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるものとする。

④発注者

発注者は,建築物等の用途,構造その他の建築物等に要求される性能に応じ,技術的及び経済的に可能な範囲で,建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか,建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めるものとする。

⑤建設工事施工者

建設工事施工者は、端材の発生が少ない施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の 発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用、耐久性の高い建築物等の建 築等に努めるものとする。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的 使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努めるものとする。

6県

県は,自ら建設工事の発注者となる場合においては,建設資材廃棄物の発生の抑制に率先して取り 組むものとする。

⑦市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 再資源化等の促進

(1) 基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには,必要な再資源化施設の確保,再 資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物 (以下「再生資材」という。)の利用の促進が必要となる。

具体的には,関係者は,(2)に示す特定建設資材廃棄物の種類ごとの具体的方策等を着実に,かつ,速やかに実施する必要がある。

また,県は,国の税制上の優遇措置,政府系金融機関の融資等を積極的に活用するようそれらの制度の 普及に努め,再資源化施設の整備を促進するとともに,特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を定 期的に把握し,その結果に基づき必要に応じた施策を推進する。

さらに、本県における特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況を見ると、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は、おおむね県下に万遍なく分布しているのに対して、建設発生木材の再資源化施設は、県北の山間地域や県西地域等において十分に配置されていない状況にある。

したがって,今後,これらの地域で建設発生木材の再資源化施設の整備を促進していく必要があると 考えられる。

(2) 方策

①コンクリート塊

コンクリート塊については,破砕,選別,混合物除去,粒度調整等を行うことにより,再生クラッシャーラン等として,道路,港湾,空港,駐車場,建築物等の敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材,建築物等の埋め戻し材又は基礎材,コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また,コンクリート塊の再資源化施設については,新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

② 建設発生木材

建設発生木材については,チップ化し,木質ボード,堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性,環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には,燃料として利用することを促進する。

また,技術開発等の動向を踏まえつつ,建設発生木材については,建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

③ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については,破砕,選別,混合物除去,粒度調整等を行うことにより,再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物(以下「再生加熱アスファルト混合物」という。)として,道路等の舗装の上層路盤材,基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また,再生クラッシャーラン等として,道路等の舗装の路盤材,建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

さらに,アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については,新たな施設整備と併せて 既存施設の効率的な稼動を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

④ その他

特定建設資材以外の建設資材についても,それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては,できる限り分別解体等を実施し,その再資源化等を実施することが望ましい。

また,その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう,分別解体等の実施,技 術開発の推進,収集運搬方法の検討,効率的な収集運搬の実施,必要な施設の整備等について,関係者に よる積極的な取組を行うものとする。

3 再資源化により得られた物の利用の促進

(1) 基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには,再生資材を積極的に利用していくことが不可欠であることから,関係者の連携の下で,再生資材需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。また,再生資材の利用に当たっては,必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

(2) 方策

① 建設資材の製造に携わる者 建設資材の製造に携わる者は.再生資材の開発及び製造に努めるものとする。

② 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は,再生資材をできる限り利用した設計に努めるとともに,このような 建設資材の利用について,発注者の理解を得るよう努めるものとする。

③ 発注者

発注者は,建設工事の発注に当たり,再生資材をできる限り選択するよう努めるものとする。

④ 建設工事施工者

建設工事施工者は,再生資材をできる限り利用するよう努めるとともに,これを利用することについて,発注者の理解を得るよう努めるものとする。

⑤ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は,再生資材の品質の安定及び安全性の確保に努めるものとする。

⑥ 県

県は,再生資材の利用の促進のために必要となる調査,情報提供及び普及啓発等の推進に努めるほか,再生資材を率先して利用するものとする。

⑦ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努めるものとする

(3) 公共事業での率先利用

再生資材の利用を促進するためには,民間の具体的な取組の先導的役割を担う観点から,再生資材を 公共事業において率先して利用し,その需要量を拡大することが極めて重要である。

具体的には,道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たって再生クラッシャーラン等が入手できるときや,道路等の舗装の基層用材料,表層用材料及び上層路盤材の調達に当たって再生加熱アスファルト混合物が入手できるときは,工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き,利用用途の要求品質等を考慮した上で,経済性にかかわらず,茨城県建設リサイクルガイドラインに基づき,これを利用することを原則とするなどの方策を講ずるものとする。

また,法面の緑化材,雑草防止材等についても,利用用途の要求品質等を考慮して,再生木質マルチング材等の利用を促進することとし,モデル工事等を通じて施工性,経済性等の適用性の検討を行い,これを踏まえ利用量の増大に努める。なお,建設発生木材を原料とする再生資材については,利用用途の拡大を検討し,利用促進を図るものとする。

さらに,その他の用途についても,再生資材の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行うものと する。

なお,市町村の事業においても,国の直轄事業及び県の事業における再生資材の利用の促進のための 方策に準じた取組を行うものとする。

第5章 普及・啓発及び情報提供に関する方策

1 普及・啓発

特定建設資材に係る分別解体等,特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生資材の利用の促進は,特定建設資材廃棄物の発生の抑制,再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって,資源エネルギー投入量の削減,廃棄物の減量,環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への発生の抑制等を通じて,環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体等,特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生 資材の利用の推進のためには,広範な県民の協力が必要であることに鑑み,県及び市町村は,環境の保全に 資するものとしてのこれらの意義に関する知識について,広く県民への普及及び啓発を図るものとす る。具体的には,環境教育,環境学習,広報活動等を通じて,これらが環境の保全に資することについての 県民の理解を深めるとともに,環境の保全に留意しつつ,特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資 材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めるものとする。

特に,特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり,また,発注者が再生資材をできる限り利用することが重要であることから,その知識をこれらの者に対して普及させるため,必要に応じてパンフレット等を作成し,配布するとともに,講習会等を実施するものとする。

2 情報提供

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設や、対象工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の情報等について、インターネット等の活用により提供していくものとする。

第6章 その他

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、それらに要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため,発注者は,自らにそれに要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し,当該費用を適正に負担する必要がある。また,受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう,分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要があるとともに,対象建設工事の受注者間においても,それらに要する費用が適正に負担されることが必要である。

加えて,県及び市町村は,それらに要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体

等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、 当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めるものとする。

茨城県の建設副産物等の状況及びリサイクル状況

平成7年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築			A =1	参考
			国	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	59	40	649	657	1,405	23	19	6	25	1,453	12,448
7.00		コンクリート塊	26	15	101	223	365	4	91	200	291	660	9,217
建設	建铅	建設発生木材	0	0	0	1	1	0	27	140	167	168	1,919
建設副産物搬	設廃棄	建設汚泥	19	8	80	98	205	6	80	-	80	291	4,131
物 搬		建設混合廃棄物	0	0	3	4	7	0	76	28	104	111	2,218
出量		その他	-	-	-	1	-	-	14	10	24	24	452
		計(千炒)	104	63	833	983	1,983	33	307	384	691	2,707	30,385
		建設発生土	331	367	4,240	5,896	10,834	325	802	-	802	11,961	98,777
資 材	土石	沙 (千m3)	911	214	1,681	2,897	5,703	412	248	_	248	6,363	36,268
利用	砕石		86	416	3,740	6,649	10,891	308	593	-	593	11,792	60,967
用量		スファルト合材 (チトン)	158	67	1,317	1,212	2,754	61	126	_	126	2,941	22,164

- 注 1:現場内利用を含まない。「一」は集計対象外を表す。 2:建設廃棄物の「その他」は金属くず、廃プラスチック、紙くずの合計

平成7年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

			公共土木						建築			A=1	参考
			国	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	95.2	60.5	94.3	92.2	92.4	94.3	92.7	92.7	92.7	92.5	88.7
7 +h		コンクリート塊	90.2	96.8	96.8	84.1	88.6	69.5	71.9	75.1	73.1	81.6	81.0
建設	建铅	建設発生木材	0.0	0.0	0.0	78.3	78.3	0.0	76.5	79.0	78.8	78.8	49.0
設副産物搬	建設廃棄物	建設汚泥	0.0	4.7	0.0	14.9	7.3	51.9	0.9	1	0.9	6.5	15.6
物搬	来物	建設混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.5	12.3	36.6	34.2	27.5
出量		その他	-	ı	ı	-	-	ı	71.4	70.0	70.8	70.8	46.7
		計 (%)	76.6	62.0	85.2	82.2	82.5	83.6	49.4	70.1	60.9	77.0	68.8
		建設発生土	10.3	10.1	8.3	9.4	9.0	0.0	22.8	-	22.8	9.7	13.0
資 材	土石	(%)	3.6	17.3	22.0	19.1	17.4	0.0	74.2	-	74.2	18.5	38.1
利用	砕石	百 (%)	23.3	7.9	11.0	8.8	9.6	55.5	47.7		47.7	12.7	25.9
量	アフ	スファルト合材 (%)	19.0	71.6	34.7	50.4	41.6	18.0	37.3	_	37.3	40.9	26.7

平成12年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築			A = I	参考
			围	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	小計	合計	参考 関東計
		アスファルト・コンクリート塊	254	31	278	436	999	23	23	6	29	1,051	8,570
		コンクリート塊	51	12	177	192	432	60	51	271	322	814	9,735
建設	建設	建設発生木材	4	1	7	5	17	2	39	72	111	130	1,393
副産	廃棄	建設汚泥	1	8	52	23	84	13	22	-	22	119	3,795
物搬	棄物	建設混合廃棄物	1	0	3	2	6	5	54	36	90	101	1,633
建設副産物搬出量		その他	-	-	-	-	-	-	13	28	41	41	565
		計(千り)	311	52	517	658	1,538	103	202	413	615	2,256	25,691
		建設発生土	498	118	2,195	2,252	5,063	379	264	-	264	5,706	46,387
資 材	±	砂 (千m3)	1,560	49	894	1,015	3,518	341	26	-	26	3,885	25,973
利用	砕:	石 (千m3)	971	64	799	1,001	2,835	261	136	-	136	3,232	34,569
量	ア:	スファルト合材 (チトン)	294	248	870	668	2,080	72	44	-	44	2,196	14,049

平成12年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

			公共土木						建築			A=1	参考
			玉	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	98.9	98.9	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	99.2	99.4
l.		コンクリート塊	98.0	100.0	98.3	99.5	98.8	100.0	100.0	83.8	86.3	94.0	98.0
建設	建业	建設発生木材	50.0 100.0	0.0 0.0	42.9 85.7	0.0 60.0	29.4 76.5	50.0 100.0		81.9 93.1	64.0 91.0		
副産	建設廃棄物	建設汚泥	0.0	25.0	0.0	21.7	8.3	0.0	13.6	-	13.6	8.4	32.9
物搬	来物	建設混合廃棄物	0.0	-	0.0	50.0	16.7	20.0	7.4	0.0	4.4	5.9	13.2
建設副産物搬出量		その他	-	-	-	-	-	-	23.1	25.0	24.4	24.4	40.7
		計 (%)	99.0	86.5	88.0	95.9	93.6	83.5	59.4	73.8	69.1	86.4	81.6
		建設発生土	33.7	29.7	28.8	19.0	25.0	39.8	37.9	-	37.9	26.6	33.1
資 材	土在	砂 (%)	35.9	71.4	49.8	30.8	38.5	68.3	11.5	-	11.5	40.9	66.1
利用	砕	石 (%)	18.6	57.8	51.6	47.7	39.0	46.4	33.8	-	33.8	39.4	34.3
用量	アン	スファルト合材 (%)	55.4	5.2	67.8	91.2	66.0	45.8	31.8	-	31.8	64.8	68.2

注 1:現場内利用を含まない。「一」は集計対象外を表す。 2:建設廃棄物の「その他」は金属くず、廃プラスチック、紙くずの合計

⁽³⁾ 注 1:建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す。 2:建設発生土の値は、他工事等への搬出率を表す。 3:資材の値は、利用量に占める再生材(土砂の場合は、建設発生土、改良土、再生砂)の割合を表す。 4:建設発生木材は、再資源化施設への搬出率を表す。

平成17年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築				A =1	参考
			围	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	90.0	55.9	192.3	305.3	643.5	32.3	14.2	6.2	0.2	20.4	696.3	7,786.6
		コンクリート塊	42.0	20.5	107.4	99.7	269.6	30.9	60.6	232.6	0.2	293.2	593.7	7,883.6
建設	建业	建設発生木材	1.9	2.6	11.7	5.2	21.4	4.1	24.3	31.0	0.0	55.3	80.9	1,174.1
副産	建設廃棄物	建設汚泥	0.8	5.1	79.0	21.4	106.2	3.8	11.9	0.0	0.0	11.9	122.0	4,567.2
建設副産物搬出量	来物	建設混合廃棄物	0.7	0.3	0.7	3.0	4.7	4.8	11.8	4.1	0.2	15.9	25.5	916.5
出量		その他	0.4	0.4	2.6	5.2	8.7	7.0	48.3	28.3	0.1	76.6	92.3	1,453.5
		計(千トン)	135.8	84.8	393.7	439.8	1,054.1	82.8	171.2	302.0	0.7	473.2	1,610.8	23,781.4
		建設発生土	523.0	313.8	1,072.9	1,478.1	3,387.9	130.8	309.7	14.6	0.2	324.2	3,842.9	38,708.7
資料	土社	沙 (千m3)	1,481.3 1,147.9	474.9 257.4	157.3.9 721.8	1,179.3 605.5	4,709.4 2,732.7	137.7 108.1	289.3 109.7	572.0 55.9	1.6 0.1	348.1 165.7	5,195.2 3,006.5	35,398.0 25,973.0
利用	砕	F (f m3)	270.8	209.6	1,283.0	1,080.8	2,844.3	94.2	354.2	13.3	0.1	367.6	3,306.0	34,569.0
用量	アス	マファルト合材 (千トン)	135.7	68.1	635.8	453.4	1,293.0	59.2	155.1	5.3	0.1	160.5	1,512.7	14,049.0

注 1:建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用を含む値、下段が現場内利用を除く値。

平成17年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

			公共土木						建築				۸ = ۱	参考
			国	公団 ・事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	99.1	99.9	99.8	99.5	99.6	99.7	99.8	99.9	99.9	99.7	99.6	99.0
		コンクリート塊	97.5	91.5	99.0	99.6	98.4	95.9	99.7	99.9	99.7	99.9	99.0	98.7
建設	建設	建設発生木材	56.7 89.1	35.9 89.3		72.5 90.3	72.5 93.9			72.5 95.8	33.5 84.3		72.7 94.8	68.9 93.4
建設副産物搬出量	廃		29.1	61.5	99.1	91.0	95.1	96.9	90.6	95.0	75.5	90.6	94.7	74.8
物搬	棄物	建設混合廃棄物	19.0	21.6	22.2	9.6	13.6	45.9	29.8	43.4	15.2	33.1	31.9	41.8
出量		その他	89.5	79.3	79.5	76.0	77.8	89.7	90.9	87.0	82.6	89.5	88.4	86.8
		計 (%)	97.6	94.9	98.9	98.2	98.1	94.0	91.3	97.5	73.1	95.2	97.0	91.0
		建設発生土	63.9	56.7	70.8	64.2	65.5	23.4	78.5	100.0	70.2	79.4	65.3	58.8
資材	±ί	砂 (%)	67.9 58.6	83.7 69.9	80.3 57.1	63.7 29.3	72.6 52.8	76.3 69.9	71.8 25.6	50.2 49.1	92.6 0.0	68.3 33.5	72.4 52.3	83.6 68.1
利用		石 (%)	22.1	26.1	30.2	27.2	28.0	19.1	7.6	32.1	24.4	8.5	25.6	25.9
用量	ア	スファルト合材 (%)	64.5	67.1	72.5	96.5	79.8	64.3	33.8	97.4	100.0	35.9	74.5	77.1

注 1:建設廃棄物の値は、再利用・減量化率を表す。 ただし、建設発生木材は、上段が再資源化施設での再利用・減量化率、下段が焼却施設での縮減を含む値。 2:資材の値は、利用量に占める再生材(土砂の場合は、建設発生土、土質改良土、再生砂)の割合を表す。 3:建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用除<値、下段が現場内利用含む値。

平成20年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築				A =1	参考
			围	公団 ・事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	参考 関東計
		アスファルト・コンクリート塊	57.6	22.9	58.4	186.0	324.8	32.2	26.5	3.0	0.0	29.5	386.6	5,180.8
7:15		コンクリート塊	11.7	19.8	81.9	75.7	189.0	47.4	90.0	261.3	1.2	352.5	588.9	8,154.9
建設	建 設	建設発生木材	8.7	18.3	8.5	5.0	40.4	5.2	23.8	56.6	0.1	80.5	126.1	1,153.3
副産	廃	建設汚泥	3.3	1.9	38.7	28.1	72.0	7.6	35.3	0.0	0.0	35.3	114.9	2,190.2
副産物搬	棄物	建設混合廃棄物	0.5	1.3	1.1	0.5	3.3	0.8	27.5	7.9	0.4	35.8	40.0	1,003.5
出量		その他	0.2	0.5	1.1	0.9	2.6	0.8	32.6	9.8	0.1	42.6	46.1	483.4
		計(千り)	81.9	64.6	189.5	296.1	632.2	94.0	235.9	338.5	1.9	576.3	1,302.5	18,166.0
		建設発生土	249.4	324.7	814.9	1,057.0	2,446.1	170.7	317.8	0.0	0.4	318.2	2,935.0	31,755.0
資材	土	砂 (千m3)	766.8 603.6	564.1 366.6	1,190.0 560.9	888.8 360.8	3,409.8 1,891.9	269.0 133.6		0.0 0.0	0.5 0.4	297.5 115.6	3,976.4 2,141.0	
	砕:	石 (千m3)	385.7	262.9	1,479.7	1,853.1	3,981.4	253.5	358.7	0.0	3.2	361.9	4,596.8	27,726.7
量		スファルト合材 (千トン)	111.8	25.5		522.2	999.1	56.5	54.0	0.0	0.9	55.0	1,110.6	10,346.2

注 1:建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用を含む値、下段が現場内利用を除く値。

平成20年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

Г			公共土木						建築					**
			围	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	参考 関東計
		アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	98.3	99.9	99.6	99.8	98.9	99.5	98.7	99.0	99.6	98.5
L.		コンクリート塊	99.9	99.9	99.6	99.8	99.7	98.9	99.5	99.5	94.9	99.5	99.5	97.3
建設副産物搬出量	建业	建設発生木材	99.5 97.3	100.0 99.9	89.5 86.0	97.9 89.4	97.4 95.2	97.0 87.6	95.9 79.6	98.8 97.3	99.0 94.3		97.7 92.9	89.5 79.1
副産	建設廃棄物	建設汚泥	99.9	99.2	96.4	86.9	92.9	94.5	90.3	100.0	1	90.3	92.2	84.6
物 搬	来物	建設混合廃棄物	49.6	75.3	71.8	71.2	70.0	52.0	59.6	38.3	33.0	54.6	55.8	52.8
出量		その他	91.3	93.7	96.0	96.5	95.5	56.5	95.1	97.9	20.8	95.5	94.8	94.0
		計 (%)	99.6	99.4	97.9	98.5	98.6	98.0	92.4	97.9	74.8	95.6	97.2	93.1
		建設発生土	83.4	94.8	76.5	57.0	71.2	45.1	64.9	100.0	96.6	65.0	69.0	49.2
資材	土社	砂 (%)	88.0 84.7	93.4 89.9	90.1 77.8	81.1 53.5	87.8 77.7	74.1 44.3	84.9 61.1	100.0	80.5 78.8	84.9 61.2	86.7 74.7	82.1 67.7
利用	砕:	石 (%)	18.6	33.4	29.8	30.6	29.3	45.5	86.0	-	43.2	85.6	34.6	43.2
量	アノ	スファルト合材 (%)	51.8	89.2	92.8	100.0	91.9	87.6	93.0	-	100.0	93.1	91.7	89.5

平成24年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築					参考
			国	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	関東計
		アスファルト・コンクリート塊	86.1	254.4	161.8	290.5	792.8	57.8	59.3	11.1	1.5	71.8	922.4	7,565.2
		コンクリート塊	95.9	51.2	124.7	121.2	392.9	50.2	115.1	369.3	9.6	494.0	937.1	8,867.8
建 設	建 設	建設発生木材	12.3	12.2	9.3	7.0	40.8	10.9	29.9	50.4	0.3	80.6	132.3	1,454.5
副産	放廃棄	建設汚泥	4.7	3.3	7.5	33.1	48.7	58.3	47.8	0.1	0.3	48.2	155.2	3,310.6
物搬	来物	建設混合廃棄物	1.7	2.0	1.2	1.7	6.6	2.0	36.6	9.9	1.1	47.6	56.1	1,040.9
副産物搬出量		その他	3.2	0.7	2.2	2.3	8.4	3.5	23.1	8.8	0.8	32.8	44.7	591.5
		計 (イトン)	203.9	323.8	306.7	455.8	1,290.2	182.6	311.7	449.6	13.7	775.0	2,247.8	22,830.5
		建設発生土	710.3	51.9	914.6	898.5	2,575.4	253.8	376.3	1.4	14.4	392.0	3,221.2	29,621.7
資材	土	砂 (千m3)	1,383.0 796.1	612.4 335.0	1,354.9 464.9	884.4 247.2	4,234.7 1,843.2	202.8 163.2		47.4 21.0	9.8 9.8	384.2 179.8	4,821.7 2,186.2	35,572.4 14,256.9
	砕:	石 (千m3)	684.9	186.1	1,196.7	1,773.8	3,841.5	324.4	495.1	14.5	4.2	513.7	4,679.7	29,952.6
量		スファルト合材 (千トン)	111.8	197.2	322.6		1,130.9	87.1	65.1	0.7	0.2	65.9	1,284.0	10,345.4

注 1:建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用を含む値、下段が現場内利用を除く値。

平成24年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

Г			公共土木						建築					4· ±
			国	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	参考 関東計
		アスファルト・コンクリート塊	99.3	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	64.9	98.5	99.2	99.7
L.		コンクリート塊	99.3	99.2	97.4	99.2	98.7	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.0	99.5
建設副産物搬出量	建业	建設発生木材	93.0 91.4	99.3 94.1	97.9 87.6	98.9 96.3	97.0 92.2	98.6 96.4		98.9 89.3	96.7 85.7	97.9 91.5	97.7 92.1	95.8 92.3
副産	建設廃棄物	建設汚泥	95.8	95.2	71.2	81.1	82.0	72.7	97.7	97.4	96.7	97.7	83.4	81.9
物搬	来物	建設混合廃棄物	22.1	60.4	43.2	34.9	40.7	60.2	62.4	58.8	75.7	61.9	59.4	72.1
出量		その他	88.6	89.0	92.1	84.2	88.4	92.6	77.9	74.4	93.5	77.3	80.6	93.7
		計 (%)	98.0	98.9	97.5	97.6	98.0	90.1	92.8	97.8	93.2	95.7	96.5	95.4
		建設発生土	21.6	49.5	79.6	70.0	59.7	65.6	49.4	61.4	8.8	48.0	58.7	44.8
資材	土	砂 (%)	74.5 55.8	83.2 69.3	96.2 89.0	87.8 56.4	85.5 66.7	75.0 68.9	69.7 33.5	61.2 12.2	99.4 99.4	69.4 34.6	83.8 64.2	91.1 77.7
利用	砕:	石 (%)	27.4	35.5	46.5	42.6	40.8	51.3	40.9	36.9	47.9	40.8	41.5	43.3
量	アン	スファルト合材 (%)	67.5	19.3	92.9	100.0	80.7	89.6	64.0	100.0	100.0	64.5	80.5	84.9

平成30年度 茨城県 建設副産物等の状況

			公共土木						建築				A = I	参考
				公団 ・事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	関東計
建設副産物搬出量		アスファルト・コンクリート塊	28.5	38.9	144.5	182.2	394.0	34.1	61.8	18.9	1.9	82.7	510.8	6,597.9
		コンクリート塊	16.8	2.7	94.8	77.1	191.4	71.0	200.2	456.9	8.8	665.9	928.3	10,889.8
	建 設	建設発生木材	14.4	0.3	29.8	30.4	74.9	2.4	29.9	56.7	0.5	87.0	164.4	1,400.1
副産	廃	建設汚泥	0.7	0.4	23.0	10.7	34.8	9.5	36.7	30.3	0.1	67.1	111.4	3,856.8
物搬	棄 物	建設混合廃棄物	0.5	0.1	2.1	0.7	3.4	1.5	19.7	11.9	2.2	33.8	38.7	1,072.4
出量		その他	0.3	0.2	1.7	1.0	3.2	3.8	13.6	9.0	1.1	23.7	30.8	987.1
		計(千り)	61.2	42.6	295.8	302.1	701.8	122.3	361.9	583.7	14.6	960.2	1,784.2	24,804.1
		建設発生土	636.7	4.4	1,004.4	711.1	2,356.7	152.7	235.5	7.4	3.4	246.4	2,755.7	24,914.4
資材	土	砂 (千m3)	1,149.1 793.8	398.0 12.1	1,579.1 895.0	881.2 336.7	4,007.4 2,037.7	210.6 119.2		464.0 379.3	1.9 0.5	683.2 445.8	4,901.2 2,602.6	
	砕:	石 (千m3)	671.4	127.2	960.9	1,252.4	3,012.0	47.0	199.1	15.6	2.0	216.7	3,275.6	16,539.0
量	アノ	スファルト合材(千トン)	49.9	47.0	392.2	430.5	919.6	12.3	45.3	0.5	1.3	47.2	979.1	9,089.1

注 1:建設発生土の資材利用の値は、上段が現場内利用を含む値、下段が現場内利用を除く値。

平成30年度 茨城県 建設副産物等のリサイクル状況

Г			公共土木						建築					4
			国	公団 •事業団	県	市町村	計	民間土木	新築	解体	修繕	小計	合計	参考 関東計
建設副産物搬出量		アスファルト・コンクリート塊	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
		コンクリート塊	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.1	100.0	100.0	99.8
	建設	建設発生木材	87.1 96.6	88.8 93.3	78.3 94.4	88.9 90.8	84.4 93.4	93.0 93.6		96.6 99.9	69.8 99.2	72.9 94.8	78.4 94.1	95.0 98.3
	政廃棄	建設汚泥	97.0	60.4	90.7	99.3	93.2	99.5	99.7	99.3	99.3	99.5	97.5	97.8
	来物	建設混合廃棄物	86.0	82.0	80.2	78.6	79.4	82.2	81.2	81.3	100.7	80.8	80.7	73.4
		その他	86.6	96.6	93.6	93.6	93.1	95.9	89.5	87.8	92.0	89.0	90.3	89.9
		計 (%)	98.9	99.6	98.5	99.0	98.8	99.5	97.3	99.4	94.9	98.5	98.7	97.9
		建設発生土	75.2	99.8	92.5	88.8	88.2	89.8	71.7	99.9	55.0	76.9	87.2	80.4
資材利用量	土	砂 (%)	88.0 91.7	95.5 99.9	91.8 95.4	83.9 93.8	89.0 94.4	95.9 97.7	61.3 88.3	62.1 69.0	80.5 75.2	62.0 75.2	84.7 91.9	79.0 93.5
	砕 ^ス アン	石 (%)	50.9	99.0	37.5	47.4	47.2	41.8	77.1	85.5	41.5	77.4	49.1	58.4
		スファルト合材 (%)	95.6	14.0	100.0	100.0	95.4	95.2	86.9	81.5	100.0	87.2	95.0	91.0

茨城県建設リサイクルガイドライン (改訂版)

平成14年3月初版令和 3年3月改定令和 6年3月改定

編集 土木部検査指導課建設リサイクル G

TEL: 029-301-4386 FAX: 029-301-4389

Emal: kensa4@pref.ibaraki.lg.jp